

# 長崎市第五次総合計画

## [前期基本計画]

### 実施計画

(令和6年度 ▶ 令和7年度)

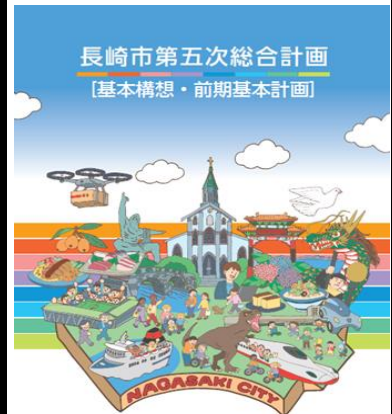


長 崎 市

長崎市第五次総合計画  
[前期基本計画]

**実施計画**

(令和6年度・令和7年度)



長崎市

# 目次

	ページ
I 計画の概要 .....	1
II 施策体系別主要事業 .....	3
<まちづくりの方針A 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします>.....	4
基本施策 A1 地域の個性を守り、活かし、伝えます .....	5
基本施策 A2 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます .....	9
基本施策 A3 国際性を豊かにします .....	15
<まちづくりの方針B 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします> .....	17
基本施策 B1 被爆の実相を継承します .....	18
基本施策 B2 核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます .....	21
基本施策 B3 平和の文化を醸成します .....	23
<まちづくりの方針C 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします> .....	24
基本施策 C1 地場事業者の成長を支援します .....	25
基本施策 C2 人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします .....	31
基本施策 C3 次世代につながる農林業を育てます .....	34
基本施策 C4 水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします .....	38
基本施策 C5 地元農水産物の消費を拡大します .....	40
<まちづくりの方針D 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします> .....	43
基本施策 D1 脱炭素社会の実現をめざします .....	44
基本施策 D2 資源を守り大切に社会の実現をめざします .....	46
基本施策 D3 豊かな地域環境を守り活かします .....	48
基本施策 D4 環境意識・行動の定着を図ります .....	50

<まちづくりの方針E 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします> ..... 52

基本施策 E 1 地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります	53
基本施策 E 2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます	57
基本施策 E 3 安心できる消費生活環境をつくります	59
基本施策 E 4 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します	61
基本施策 E 5 安全・安心で快適な住環境をつくります	63
基本施策 E 6 車や公共交通による移動の円滑化を図ります	66
基本施策 E 7 安全・安心で快適な道路・公園をつくります	68
基本施策 E 8 水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します	72

<まちづくりの方針F 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします>..... 76

基本施策 F 1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします	78
基本施策 F 2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます	81
基本施策 F 3 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	86
基本施策 F 4 子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます	91
基本施策 F 5 原爆被爆者の援護を充実します	101
基本施策 F 6 生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します	103
基本施策 F 7 自らすすめる健康づくりを推進します	104
基本施策 F 8 安心できる衛生環境を確保します	109
基本施策 F 9 安心できる医療環境の充実を図ります	112

<まちづくりの方針G 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします>..... 115

基本施策 G 1 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます	116
基本施策 G 2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります	125
基本施策 G 3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります	128
基本施策 G 4 芸術文化あふれる暮らしを創出します	130

<まちづくりの方針H 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします>..... 132

基本施策 H 1 市民との良好なコミュニケーションを図ります	133
基本施策 H 2 参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます	136
基本施策 H 3 市民に信頼される市役所にします	139

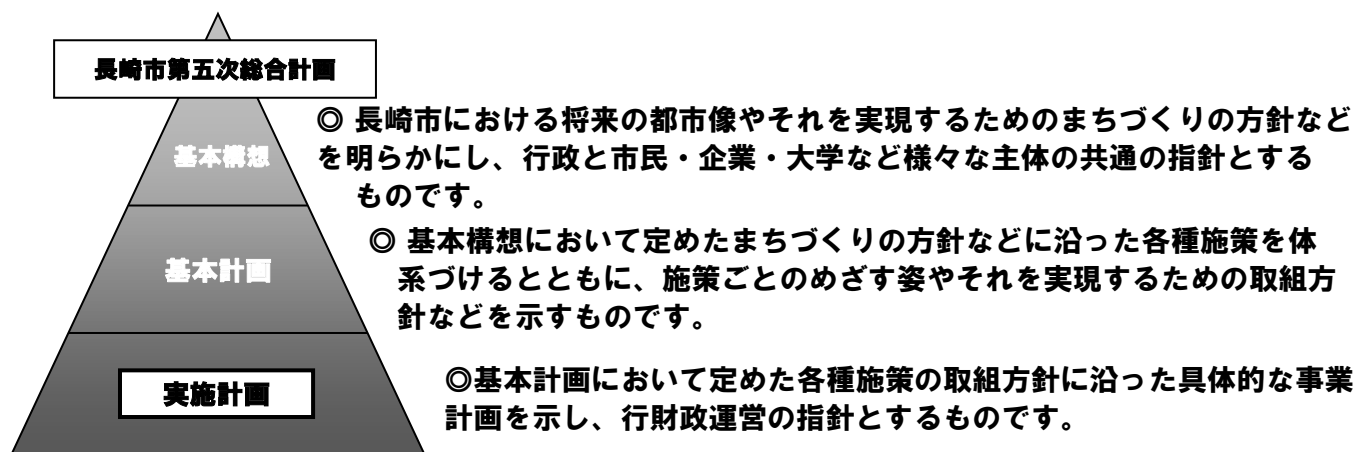
# I 計画の概要

## 計画の趣旨

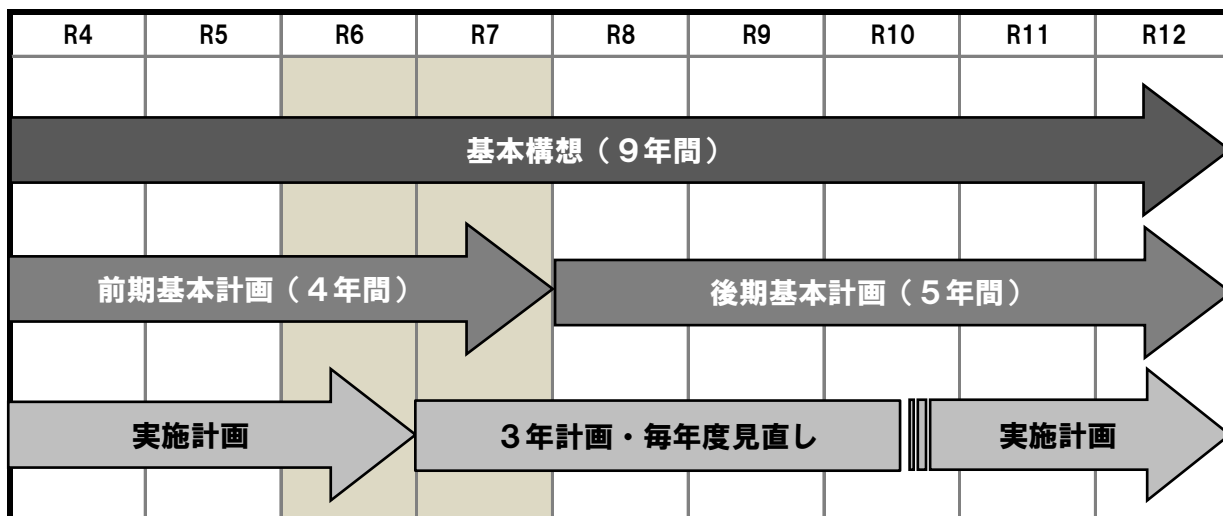
この計画は、長崎市第五次総合計画の基本構想に掲げる「めざす2030年の姿」の実現に向け、前期基本計画に示された施策の計画的な執行を確保し、総合的・計画的なまちづくりを進めるため策定するものです。

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示し、進行管理と行財政運営の指針となります。

## 計画の位置付け



## 計画の期間



※本実施計画の計画期間は、令和6～7年度の2年間です。

## 計画の構成

・基本計画で体系付けた施策別に、令和6～7年度の2ヶ年に計画している事業のうち、法令等に基づく義務的な経費や経常的な施設の維持管理費、事務費等の内部管理経費を除き、市が主体的に取り組む主要な事業を掲載しています。

・掲載した事業については、今後の社会動向・経済情勢の変化等により、実施されない場合、実施期間が変更される場合又は廃止される場合があります。

## 様式の解説

### (1) 事業名の欄

令和6～7年度の2ヶ年に取り組む主要事業名（予定を含む。）及び所管する所属を記載しています。

### (2) 事業概要の欄

各事業の具体的な実施内容を記載しています。

### (3) 事業年度の欄

各事業を実施する期間について、次の例のとおり記載しています。

### (4) 重点プロジェクトの欄

令和6年2月に策定した長崎市重点プロジェクトアクションプランに該当する事業については、該当するプロジェクト名（「経済再生」・「少子化対策」・「新市役所創造」）を記載しています。

(例)	事業年度		重点プロジェクト
	6	7	
令和6年度に実施する事業	←→		
令和6年度から令和7年度まで実施する事業	←→	→	
令和6年度から実施し、令和7年度以降も継続する事業	←	→	
令和6年度以前から実施し、令和6年度まで継続する事業	→		
令和6年度以前から実施し、令和7年度以降も継続する事業	←	→	
現時点では、事業着手時期・期間などが未確定であるが、事業化に向けて具体的に検討する事業	検討中		

## II 施策体系別主要事業

---

まちづくりの方針  
A

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

基本施策

個別施策

A 1	地域の個性を守り、活かし、伝えます
-----	-------------------

A 1-1	歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります
A 1-2	歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します
A 1-3	地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします

A 2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
-----	------------------------------------

A 2-1	観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します
A 2-2	戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します
A 2-3	交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します
A 2-4	観光・MICE関連産業を活性化します

A 3	国際性を豊かにします
-----	------------

A 3-1	国際交流・国際理解の機会の充実を図ります
A 3-2	外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます
A 3-3	留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます



基本施策	A 1	地域の個性を守り、活かし、伝えます
------	-----	-------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	歴史文化遺産・景観・自然が	かけがえのない個性として、地域の中で大切に守られ、活かされ、伝えられている。

個別施策	A 1 - 1	歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります
------	---------	---------------------------------


2025年度にめざす姿	対象	意図
	歴史文化遺産が	適切に保存継承され、広く公開・活用が図られている。

取組方針 1	文化財の指定等の推進
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
文化財の指定等推進 【文化財課】	○多様で多くの文化財を適切に保護するため、文化財の指定等を推進する。			

取組方針 2	文化財の保存整備・活用
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
文化財保存整備事業費補助金 【文化財課】	○民間所有の指定文化財を後世に継承するため、国指定文化財、県指定文化財及び市指定文化財の民間所有者が実施する保存整備事業を対象に、事業費の一部について補助を行う。			
伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金 【文化財課】	○伝統的建造物群保存地区を後世に継承するため、東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物及び環境物件の所有者等が実施する保存修理事業などを対象に、事業費の一部について補助を行う。			
文化財保存整備事業 国指定重要文化財旧長崎英国領事館 【文化財課】	○国指定重要文化財である旧長崎英国領事館は、本館・附属屋・職員住宅・煉瓦塀等が経年等により劣化しており、構造補強等を含む半解体修理が必要であるため、保存修理工事及び防災・活用工事を実施する。 ・平成27～令和7年度：保存修理工事 ・令和3～7年度：防災・活用工事		→	
文化財保存整備事業 国指定重要文化財旧オルト住宅 【文化財課】	○国指定重要文化財である旧オルト住宅は、前回の保存修理工事から約40年が経過し、建物各所で経年劣化が進行している。また、令和元年度から2年度にかけて実施した耐震診断により、部分的に耐震補強が必要であることが判明しているため、耐震補強を含む保存修理工事を実施する。 ・令和4～7年度：保存修理工事		→	
長崎郷土芸能保存協議会補助金 【文化財課】	○長崎郷土芸能大会の開催等を通じて、郷土芸能の保存・継承を図るため、市内各地域の伝統ある優れた郷土芸能の保存・継承を目的として活動する「長崎郷土芸能保存協議会」に対し補助金を交付する。			
文化財等3D計測事業 【文化財課】	○文化財等について現状の記録保存を行うため、これまでに図化されていないものや図化が不十分なもの、劣化が著しいため緊急に現状の記録作成を行う必要があるものなどについて、3Dレーザースキャナーにより計測する。			
世界遺産保存整備事業 端島炭坑 【世界遺産室】	○「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つである「端島炭坑」の生産施設遺構及び居住施設遺構等を世界遺産及び国指定史跡として将来にわたり適切に保存管理するため、平成30年度から30年間にわたり、遺構の優先度や劣化状況等を勘案して決定した保存整備の優先順位に基づいて順次整備する。			

<p>世界遺産保存整備事業 「明治日本の産業革命遺産」 【世界遺産室】</p>	<p>○「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つである「端島炭坑」の護岸遺構の防護工事を実施することで護岸機能の向上を図り、史跡を保護する。 ・令和6年度以降：端島炭坑護岸整備工事</p>			
<p>世界遺産保存整備事業補助金 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 【世界遺産室】</p>	<p>○重要文化的景観「長崎市海外の石積集落景観」の重要な構成要素等を適切に保存管理するため、所有者が実施する整備事業に対する補助を行う。</p>			
<p>出島運営事業 【出島復元整備室】</p>	<p>○出島にまつわる企画展を開催する等、出島の歴史や価値、魅力を発信する。時宜に応じたイベントを開催し、周知広報を図ることで、市民・観光客における認知、関心を高め来訪を促す。特に、令和6年度は旧長崎内外クラブの改修工事を行うことから、見学者への影響を軽減させるとともに建物の歴史や価値を発信するため、当該建物に係る広報物の配布や企画展を開催する。</p>			
<p>観光施設整備事業 出島 【出島復元整備室】</p>	<p>○出島内の既存建造物の経年劣化による傷み等が発生しているため、年次改修計画を策定し、計画的かつ効率的に改修を行う。 ・令和元年度：年次改修計画策定、年次改修計画に基づく改修工事 ・令和2年度以降：年次改修計画に基づく改修工事</p>			
<p>遺構調査及び遺物整理事業 【出島復元整備室】</p>	<p>○出島の学術上の価値を後世に正しく継承するため、また、「特別史跡」及び「重要文化財」の指定を目指し、出島の発掘調査の成果を総合的に分かりやすく集約した総括報告書を作成する。 ・令和4年度：基礎的データ及び原稿の作成 ・令和5年度：基礎的データ及び原稿の作成 ・令和6年度：基礎的データ及び原稿の作成、編集作業 ・令和7年度：基礎的データ及び原稿の作成、図面作成、「遺構編」刊行 ・令和8年度：基礎的データ及び原稿の作成、編集作業、「遺物編」刊行</p>			
<p>出島復元整備事業 【出島復元整備室】</p>	<p>○平成8年に策定した『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』に基づいて、19世紀初頭の出島の街並みを復元する。第Ⅳ期復元整備事業として、町人部屋1棟の復元及び外構整備を行う。 ・令和4年度まで：事前準備 ・令和5年度：基本設計、再発掘調査 ・令和6年度：基本設計 ・令和7年度：実施設計 ・令和8年度：建造物復元工事 ・令和9年度：建造物復元工事</p>			
<p>出島史跡拡大事業 【出島復元整備室】</p>	<p>○出島の完全復元を目指した長期計画に基づき、国指定史跡の拡大及び公有化を進める。 ・平成27年度：出島保存活用計画の策定及び史跡の拡大に関する方針決定 ・平成29年度：国指定史跡の一部拡大 ・平成30年度以降：都市計画変更及び史跡拡大検討</p>			
<p>洋館活用手法等検討事業 【文化財課】</p>	<p>○東山手・南山手地区に位置する市有洋館等10件について、官民連携による魅力的な活用を行うために、適切な事業手法等について、導入可能性調査を行う。</p>			

個別施策 A1-2	歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します
-----------	----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	長崎の歴史文化が	市民に学ばれ、親しまれ、国内外に発信されている。

<b>取組方針 1</b>	<b>歴史文化の情報発信・理解促進</b>
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさき歴史の学校事業 【文化財課】	○長崎の歴史について、だれもが気軽に学べ、お互いに教え合える学びの場を作るため、協力団体と協働しながら、「ながさき歴史の学校」を運営し、各種講座を開催する。	■	■	
「明治日本の産業革命遺産」推進事業 【世界遺産室】	○「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の理解促進を図るため、関係自治体と連携して周知啓発等を行う。 ・端島炭坑VR（仮想現実）コンテンツ制作 ・「世界遺産検定講座」開催 ・デジタルスタンプラリー	■	■	経済再生
「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」推進事業 【世界遺産室】	○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産や、関連資産である重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理し、理解促進を図るため、修景や周知啓発等を行う。	■	■	

<b>取組方針 2</b>	<b>歴史文化施設における展示・公開の充実</b>
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
歴史民俗資料館運営事業 【文化財課】	○長崎市の歴史資料及び民俗資料を収集保存し、その利用を図るとともに、資料に関する調査研究を行うため、歴史民俗資料館を運営し、常設・企画展示等を実施して市民や訪問客の観覧に供する。	■	■	
シーボルト記念館運営事業 【文化財課】	○日本の近代化に貢献したシーボルトを顕彰するため、シーボルト記念館を運営し、常設・企画展示等を実施して市民や訪問客の観覧に供する。令和4年度においては、シーボルトの来日から200年にあたる令和5年度に実施予定の記念事業について、事業の円滑な推進、内容の充実及び趣旨の周知徹底を図るため、実行委員会総会及び幹事会を開催し、事業の時期・内容について検討を行う。	■	■	
歴史文化博物館運営事業 【文化財課】	○長崎文化・学術の発展に寄与するため、近世海外交流史を中心とした長崎の歴史と文化を一覧できる「長崎歴史文化博物館」の運営を県と共同で行う。	■	■	
文化財普及啓発事業 【文化財課】	○歴史や文化遺産への理解を深めるため、様々な形で市民が文化財に親しめる機会を提供する。 ・新指定等の文化財説明板・誘導板の設置 ・文化財サポーターとの協働による文化財維持活動	■	■	

個別施策 A1-3	地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします
-----------	----------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	景観や自然など地域の個性が	守られ、みがかれ、活かされている。

<b>取組方針 1</b>	<b>良好な景観形成に係る助言・指導</b>
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
景観推進事業 ＜※再掲：取組方針2＞  【景観推進室】	○長崎の歴史や文化、自然とが調和した魅力ある景観づくりを推進するため、公共事業及び民間事業の大規模な建築物等において「ながさきデザインアドバイザー」や「景観専門監」等の専門家によるデザインや色彩等に関する助言・指導を行うとともに、市民等に景観の形成に関する普及及び啓発に係る講演会、イベント等を行う。			
ながさきデザイン会議 ＜※再掲：取組方針2＞  【景観推進室】	○地域の景観の特徴を活かした質の高いデザインとするため、公共事業及び民間事業の大規模な建築物等において、計画段階から建築、土木、色彩、デザインの専門家によるデザインや色彩等に関する助言・指導を行う。			
屋外広告物対策事業  【景観推進室】	○屋外広告物及び屋外広告業について、良好な景観の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物条例に基づく規準等により許可・指導を行う。			

<b>取組方針 2</b>	<b>公共空間のデザイン向上</b>
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
景観推進事業 ＜※再掲：取組方針1＞  【景観推進室】	○長崎の歴史や文化、自然とが調和した魅力ある景観づくりを推進するため、公共事業及び民間事業の大規模な建築物等において「ながさきデザインアドバイザー」や「景観専門監」等の専門家によるデザインや色彩等に関する助言・指導を行うとともに、市民等に景観の形成に関する普及及び啓発に係る講演会、イベント等を行う。			
ながさきデザイン会議 ＜※再掲：取組方針1＞  【景観推進室】	○地域の景観の特徴を活かした質の高いデザインとするため、公共事業及び民間事業の大規模な建築物等において、計画段階から建築、土木、色彩、デザインの専門家によるデザインや色彩等に関する助言・指導を行う。			

<b>取組方針 3</b>	<b>地域の魅力向上</b>
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
歴史的風致維持向上推進事業 ＜※再掲：A2-1＞  【景観推進室】	○特色ある歴史・伝統を反映した人々の活動と歴史的建造物が一体となって織りなす良好な市街地の環境である「歴史的風致」の維持及び向上を図るため、長崎市歴史的風致維持向上計画の進捗管理、法定協議会の運営、地域への支援等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度：歴史的風致維持向上計画の策定</li> <li>・令和2～3年度：重点区域歴史まちづくり計画及び実施計画の策定</li> <li>・令和4年度以降：重点区域歴史まちづくり実施計画の策定及び進捗管理</li> <li>・令和5年度以降：長崎市歴史的風致維持向上計画の進捗管理</li> </ul>			
歴史的風致環境整備事業 ＜※再掲：A2-1＞  【まちなか事業推進室、景観推進室】	○長崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域である東山手・南山手区域において、地域主体の長崎居留地歴史まちづくり協議会と連携し、地域住民の暮らしの充実と賑わいの創出を図るため、文化財の保存・活用と周辺環境の整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度：景観まちづくりガイドライン策定、景観支障物件の除却</li> <li>・令和5年度：景観支障物件の除却、案内・誘導サイン整備、広場の実施設計委託</li> <li>・令和6年度以降：広場整備工事、案内・誘導サイン整備</li> </ul>			

基本施策	A 2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
------	-----	------------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	訪問客・事業者・市民が	交流を通して、ともに満足している。

個別施策 A 2-1	観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します
------------	-------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	観光資源が	磨かれ、魅力あるコンテンツとして活用されている。

取組方針 1	長崎独自の歴史・文化、景観の活用
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎OOLOVERSプロジェクト 【長崎創生推進室】	○長崎市民のシビックプライドを高めるとともに、域外の新たな長崎ファンや来訪者の増加を図るため、市民をはじめとする長崎市に関わる方々の声を集めて、長崎の日常の魅力を発信する取組みを推進する。			
世界・日本新三大夜景推進事業 【観光政策課】	○世界新三大夜景に認定された長崎の夜景の魅力を発信し、国内外からの訪問客の誘致を図るため、夜景サミットへ参加や、日本新三大夜景に認定されている札幌市及び北九州市と連携し、プロモーションを実施する。			
観光資源魅力推進事業 【観光政策課】	○「長崎さるく」を推進し、“まち歩きのみち長崎”として定着させるため、まちなか等に設置する説明板や石碑の設置・管理など、必要な環境整備を行う。			
長崎くんち資料館整備検討事業 【観光政策課】	○長崎くんちの魅力を伝えるための「長崎くんち資料館」の設置について検討する。			
長崎さるく推進事業 【観光交流推進室】	○長崎のみちあるき「長崎さるく」の情報を一元的に発信する。また、長崎を訪れる修学旅行生に対して平和・歴史学習ガイドを行う「ながさき平和・歴史ガイド」の運営に併せて、ガイドの拡充を図ることで平和観光都市としての受け入れを推進する。			
長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金 【観光交流推進室】	○旧暦の1月1日にあわせ15日間にわたりランタン、大型オブジェなどによる装飾やイベント、長崎に息づく中国文化・歴史、多様な食等を楽しむことができる、長崎ランタンフェスティバルの開催に係る負担金を支出する。			
長崎帆船まつり事業共催費負担金 【観光交流推進室】	○長崎港に、国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光及び地域の活性化並びに港及び海に対する啓発を図る、長崎帆船まつりの開催に係る負担金を支出する。			
まちなか再生推進事業 【まちなか事業推進室】	○歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」の賑わいの再生を図るため、5つのエリアの個性や魅力を顕在化し、回遊性を高める取り組みを地域や企業等と連携しながら進める。 ・令和5～7年度：各エリアの魅力向上への継続的な取組み、各集客拠点からまちなかエリアへ人が流れる環境づくり、民間事業者のまちづくり活動への支援及び新たに参画する事業者の発掘・支援			
夜間景観整備事業 【景観推進室】	○夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、夜のまち歩きを楽しむための「中・近景の夜間景観づくり」や視点場から見る夜景の魅力を高めるための「遠景の夜間景観づくり」として、観光施設等のライトアップや街路灯などの夜間景観の整備及び維持管理を行う。 ・整備期間：平成29～令和6年度 ・令和4年度：東山手・南山手、館内・新地、中島川・寺町 ・令和5～6年度：東山手・南山手			

<p>歴史的風致維持向上推進事業 ＜※再掲：A1-3＞ 【景観推進室】</p>	<p>○特色ある歴史・伝統を反映した人々の活動と歴史的建造物が一体となって織りなす良好な市街地の環境である「歴史的風致」の維持及び向上を図るため、長崎市歴史的風致維持向上計画の進捗管理、法定協議会の運営、地域への支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度：歴史的風致維持向上計画の策定</li> <li>令和2～3年度：重点区域歴史まちづくり計画及び実施計画の策定</li> <li>令和4年度：重点区域歴史まちづくり実施計画の策定及び進捗管理</li> <li>令和5年度以降：長崎市歴史的風致維持向上計画の進捗管理</li> </ul>			
<p>歴史的風致環境整備事業 ＜※再掲：A1-3＞ 【まちなか事業推進室、景観推進室】</p>	<p>○長崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域である東山手・南山手区域において、地域主体の長崎居留地歴史まちづくり協議会と連携し、地域住民の暮らしの充実と賑わいの創出を図るため、文化財の保存・活用と周辺環境の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度：景観まちづくりガイドライン策定、景観支障物件の除却</li> <li>令和5年度：景観支障物件の除却、案内・誘導サイン整備、広場の実施設計委託</li> <li>令和6年度以降：広場整備工事、案内・誘導サイン整備</li> </ul>			
<p>長崎学調査研究事業 【長崎学研究所】</p>	<p>○長崎学研究所を拠点として、関係団体等との連携を図りながら、長崎学に係る調査研究、普及啓発、後継者育成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長崎学研究所紀要「長崎学」の刊行</li> <li>長崎学ネットワーク会議の開催</li> <li>長崎学ネットワーク会議公開学習会の開催</li> <li>長崎学研究発表会の開催</li> <li>長崎学児童研究コンクールの開催</li> </ul>			
<p>メディア芸術アーカイブ事業 【長崎学研究所】</p>	<p>○近年、メディア芸術の評価が向上する中で、長崎市出身のマンガ家清水崑のマンガ原画等資料の高精細撮影によるデジタルデータ化及び資料目録の整備を実施し、新たな長崎学研究及び観光の素材化を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度：マンガ原画等資料撮影、資料目録の整備</li> <li>令和5年度：マンガ原画等資料撮影、資料目録の整備、事業成果の発表</li> <li>令和6年度：マンガ原画等資料撮影、資料目録の整備、学術研究の推進、事業成果の活用</li> </ul>	→		

<p>取組方針 2</p>	<p>多様な分野における魅力の創出</p>
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
<p>観光施設整備事業 ペーロン体験施設 【観光政策課】</p>	<p>○牧島ペーロン体験施設の体験施設棟が経年劣化していることから、利用者の安全を確保し、より魅力ある施設とするため、建替えを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度：実施設計業務委託、土質調査業務委託</li> <li>令和5～6年度：建替え工事</li> </ul>	→		
<p>長崎くんち踊り会場運営事業 【観光交流推進室】</p>	<p>○長崎くんちを多くの市民、訪問客に観覧していただくため、長崎くんちの踊り会場として、中央公園会場、湊公園会場等を設置する。</p>			
<p>観光地域づくり推進事業 【観光交流推進室】</p>	<p>○訪問客の誘致促進のため、DMOにおいて、滞在型の新しい旅のスタイルの創造や食と体験を組み合わせたコンテンツなど長崎ならではの魅力あるコンテンツを造成する。</p>			経済再生
<p>長崎ペンギン水族館施設整備事業 【水産農林政策課】</p>	<p>○長崎ペンギン水族館において、利用者の利便性・快適性を向上しより魅力ある施設とするため、経年劣化している設備の改修を含む施設整備を行う。</p>			

個別施策 A2-2	戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します
-----------	---------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	DMOが	ターゲット毎のニーズに応じた情報を発信し、訪問客数が増加している。

取組方針 1	戦略的な魅力発信
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
観光地域づくり推進事業 【観光交流推進室】	○DMOにおいて、長崎市観光マスターブランド（※）を柱とした一貫性のある戦略的な誘客プロモーションを継続的に実施し、四季折々の食やイベント、長崎ならではの楽しみ方等を紹介することで、長崎市への訪問意向を喚起する。また、デジタル技術を活かした一元的な情報収集・発信、訪問客の趣味・嗜好に合わせたサービスを提供する。 ※長崎市の観光振興における最上位のブランドで、コンセプト（概念）やシンボルマーク、プロモーションフレーズ等からなる。			経済再生
観光客誘致推進事業 【観光交流推進室】	○本市への訪問客誘致の推進に寄与するため、市にゆかりのある方と連携したPRやフィルムコッショへの支援等の取組みを実施し、「国際観光文化都市長崎」の魅力を発信する。 ○外国人観光客の誘客のため、民間事業者と連携してテレビ番組を活用し、長崎市の観光コンテンツの放映を行う。			
釜山事務所運営事業 【観光交流推進室】	○九州への訪日外国人の中で最も多い韓国人観光客の誘致及び物産等の販路拡大支援等を行うため、釜山広域市観光協会内に事務所を設置し、運営する。			
「写真の街長崎」事業共催負担金 【観光交流推進室】	○訪問客の誘客を図るため、「写真」が持つ訴求力を活かし、「写真」を見て長崎を訪れ、訪れた人がまた「写真」を撮り、“長崎のすばらしさ”を拡散する好循環を創出する。			
インバウンド広域連携誘致推進事業 【観光交流推進室】	○2025年開催の大阪・関西万博を契機に、西日本・九州の自治体間の広域連携を推進することで長崎へのインバウンド誘客を図り、交流人口の拡大を目指す。 ○海外ワーケーションなど新たなインバウンドのニーズに対応するため、関係自治体及び民間事業者と連携を図り、さらなる誘客に取り組む。			経済再生

取組方針 2	MICE誘致における連携強化
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
MICE推進事業 【観光交流推進室】	○DMO、出島メッセ長崎の施設運営者等と連携し、一元化したセールス情報に基づく戦略的な誘致活動を行う。			経済再生
コンベンション開催費補助金 【観光交流推進室】	○長崎市におけるコンベンション開催に向けた環境を整え、開催の促進を図るため、コンベンションの主催者に対し開催に係る経費の一部を補助する。			

個別施策 A2-3	交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します
-----------	-------------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	全ての訪問客が	安全安心・快適に滞在できている。


取組方針 1	交流のための都市機能の向上
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
九州新幹線西九州ルート推進事業 【長崎駅周辺整備室】	○九州新幹線西九州ルート全線フル規格での整備を促進するため、沿線5市で連携し、政府、関係省庁、関係国会議員、関係団体等への要望活動を実施する。また、西九州新幹線の利用促進に向けたイベント等を実施する。 ・令和6年度～：九州新幹線西九州ルート整備促進の要望活動 西九州新幹線の利用促進に向けたイベント等の実施			
長崎駅周辺土地区画整理事業 【長崎駅周辺整備室】	○鉄道施設の受け皿及び都市基盤施設の整備を図る。 ・施行地区：尾上町、大黒町、八千代町及び西坂町の一部 ・施行面積：約19.1ha ・事業期間：平成21～令和10年度 ・公共施設：道路5路線、広場3箇所			
街路事業（長崎駅東通り線） 【長崎駅周辺整備室】	○一般国道202号を補完する南北軸の道路として、長崎駅周辺地区における幹線道路網を形成する。 ・事業区域：宝町及び幸町の一部 ・事業期間：令和元～8年度 ・事業内容：L=60m、W=14m			

取組方針 2	安全安心で快適な滞在環境づくりの推進
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
総合観光案内所運営事業 【観光政策課】	○観光情報はもちろんのこと、宿泊や飲食、二次交通情報など、様々な情報がワンストップで提供できるよう運営を行う。 ○訪日外国人旅行者にも円滑に長崎観光を満喫いただけるよう、常時、多言語での対応を可能とする人員を配置する。			
世界遺産観光客受入態勢整備事業 【観光政策課】	○世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産等を訪れる訪問客の円滑な受入態勢を整備する。			
観光客受入環境整備事業 【観光交流推進室】	○国内外の訪問客が一人で訪れた際も安心して、快適に滞在・周遊を楽しむためのストレスフリーの環境整備を行う。 令和6年度 長崎駅東口広場における公衆無線LANの整備 ○オーバーツーリズム対策として、大型客船の入港時や、イベント実施時などに、混雑が予想される場所に警備員を配置する。 ○観光施設周辺のバス停に設置している多言語表示板の更新を行う。			経済再生
長崎港クルーズ客船受入委員会負担金 【観光交流推進室】	○効果的なクルーズ振興、観光・物産振興及び長崎港に来港したクルーズ客船の乗員・乗務員の満足度向上のため、長崎港クルーズ客船受入委員会に負担金を支出する。			
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：E6-1、E6-2、E7-1、E7-2> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定予定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。			
花のあるまちづくり事業 <※再掲：D3-1> 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○安らぎと潤いのある生活環境の創造と魅力的な観光都市づくりを目指して、年間を通して楽しめる四季折々の花を主要な観光ルートや道路植樹帯に植栽し、回遊性を高める。			



<p>道路新設改良事業 (浜町伊良林1号線ほか)</p> <p>【地域整備2課】</p>	<p>○まちなかの景観の魅力向上及び道路環境の安全・快適性の向上を図るため、歩車道の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間：平成25～令和9年度</li> <li>・事業内容：平成28年度～：浜町伊良林1号線、銅座界わい路地魅力向上</li> </ul>			
<p>岩原川周辺環境整備事業</p> <p>【地域整備2課】</p>	<p>○長崎駅周辺からまちなかへの回遊性向上を図るため、都心の貴重な水辺である岩原川の周辺において、安全で快適な歩車道の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間：平成25～令和10年度</li> <li>・平成25年度：実施設計</li> <li>・平成26～令和10年度：建物調査、建物補償、工事など</li> </ul>			
<p>唐人屋敷顕在化事業</p> <p>【地域整備2課】</p>	<p>○唐人屋敷跡において、歴史を活かした観光拠点や居住環境の整備等により、日中交流の歴史が生きついたまちづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度：平成17～令和6年度</li> <li>・令和元年度：用地買収、建物等補償</li> <li>・令和2年度：建物解体、用地買収等</li> <li>・令和3年度：建物解体</li> <li>・令和4年度：埋蔵文化財調査、公園設計</li> <li>・令和5年度：公園整備</li> <li>・令和6年度：公園整備、修景整備</li> </ul>			

<b>個別施策 A2-4</b>	<b>観光・MICE関連産業を活性化します</b>
------------------	---------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	<b>対 象</b>	<b>意 図</b>
	多様な関係者が	観光まちづくりへ参画し、稼ぐ力が向上している。

<b>取組方針 1</b>	<b>観光客やMICE参加者等の周遊・滞在の促進による消費拡大</b>
---------------	-------------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
観光地域づくり推進事業 【観光交流推進室】	○DMOにおいて民間事業者と連携し、観光客やMICE参加者等の周遊・滞在の促進、消費拡大を図るため、ユニークベニューや体験コンテンツを拡充するとともに、DMOにおけるワンストップ機能を向上させ、市内事業者の収益力向上につなげるための仕組みを確立する。	■	■	経済再生

<b>取組方針 2</b>	<b>観光まちづくりの推進体制強化</b>
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
観光地域づくり推進事業 【観光交流推進室】	○DMOにおいて、DXに対応したワンストップによる観光マーケティングの仕組みを構築するとともに、マーケティングデータ等の分析結果や抽出した課題等を関係団体や事業者と共有するためのセミナーやワークショップを開催し、観光まちづくりの推進体制を強化する。	■	■	経済再生

基本施策	A 3	国際性を豊かにします
------	-----	------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	文化の違いを理解し、世界の人と活発に交流している。

個別施策 A 3-1	国際交流・国際理解の機会の充実を図ります
------------	----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	国際交流を体験し、国際的な理解を高めている。

取組方針 1	国際交流の機会と内容の充実
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
国際交流推進事業 【国際課】	○市民、特に次世代を担う青少年が異文化理解を深め、自主的・主体的な国際交流への取組みを行う契機とするため、外国の文化を学んだり、体験したりすることができる国際理解講座や国際交流イベントを実施する。			
国際交流員招致事業 【国際課】	○語学力や出身国についての知識や情報を活かして、市民や本市職員の国際感覚を養い本市の国際化の推進を図るため、国際交流員を任用する。			

取組方針 2	姉妹都市等の情報提供と市民交流の支援等
--------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子どもゆめ体験事業 <※再掲：取組方針3> 【国際課】	○現地の人々との交流を通じて「個性輝く世界都市」としての人的ネットワークを拡大するとともに、文化・習慣等を肌で感じることにより、国際性を有するグローバル人材の育成を図るため、次世代を担う長崎の子どもたちを姉妹都市・市民友好都市等に派遣する。 ・令和6年度：アバディーン市（イギリス）			
都市提携及び親善交流事業 【国際課】	○姉妹（友好）都市、市民友好都市及び国際交流に係る団体等と交流を深め、都市間ネットワークを強化する。			

取組方針 3	国際的に活躍できる人材の育成
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子どもゆめ体験事業 <※再掲：取組方針2> 【国際課】	○現地の人々との交流を通じて「個性輝く世界都市」としての人的ネットワークを拡大するとともに、文化・習慣等を肌で感じることにより、国際性を有するグローバル人材の育成を図るため、次世代を担う長崎の子どもたちを姉妹都市・市民友好都市等に派遣する。 ・令和6年度：アバディーン市（イギリス）			

<b>個別施策 A3-2</b>	<b>外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます</b>
------------------	-------------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	<b>対 象</b>	<b>意 図</b>
	外国人住民が	暮らしやすい環境になっている。

<b>取組方針 1</b>	<b>多言語による情報提供の充実</b>
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
多文化共生推進事業 【国際課】	○外国人住民の生活利便性を向上させるため、「外国人のための生活ガイド」やホームページ、フェイスブックでの4ヶ国語による行政、イベント等の情報提供を行う。			

<b>取組方針 2</b>	<b>生活支援と市民との交流機会の充実</b>
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
多文化共生推進事業 【国際課】	○外国人住民の生活利便性を向上させるため、長崎市国際ボランティアによる初級日本語講座の実施や日本文化体験等のイベントを開催する。			

<b>個別施策 A3-3</b>	<b>留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます</b>
------------------	-------------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	<b>対 象</b>	<b>意 図</b>
	外国人留学生が	長崎留学の魅力を見出すとともに、充実した留学生活を送っている。

<b>取組方針 1</b>	<b>産学官が一体となった各種支援策への一元的な取組み</b>
---------------	---------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
留学生支援・連携事業 【国際課】	○大学等のグローバル化に併せ、学生数の増にもつながる留学生の増加を図るため、産学官が一体となって設立した「長崎留学生支援センター」の活動を中心に、留学生の各種支援策に一元的に取り組む。			

<b>取組方針 2</b>	<b>外国人留学生との協働</b>
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
留学生支援・連携事業 【国際課】	○留学生が自らの力を活かすとともに、市民の異文化理解や多文化共生にも寄与することができるよう、市主催の国際交流イベントなど様々な機会をとらえ留学生との協働に取り組む。			

基本施策

個別施策

B 1	被爆の実相を継承します
-----	-------------

B 1-1	平和・原爆関連施設の整備及び被爆資料・被爆遺構の保存・活用を図ります
B 1-2	平和教育・学習の充実を図ります
B 1-3	多様な方法で継承の取組みを推進します

B 2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます
-----	------------------------

B 2-1	平和メッセージの発信力を高め、核兵器廃絶の世論を喚起します
B 2-2	平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます

B 3	平和の文化を醸成します
-----	-------------

B 3-1	スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動する機会を増やします
B 3-2	若い世代を中心に平和の輪を広げます

基本施策	B 1	被爆の実相を継承します
------	-----	-------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	多くの人々が	被爆の実相の継承を進めている。

個別施策 B 1 - 1	平和・原爆関連施設の整備及び被爆資料・被爆遺構の保存・活用を図ります
--------------	------------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	平和・原爆関連施設、被爆資料・被爆遺構が	適切に保存・整備され、被爆の実相が効果的に伝わるよう公開されている。

取組方針 1	平和・原爆関連施設の整備
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎原爆資料館運営事業 【平和推進課・被爆継承課】	○長崎原爆の被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く国の内外に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため、長崎原爆資料館の管理運営を行う。			
インターネットでの情報発信 【平和推進課・被爆継承課】	○ホームページ等により、広く国内外へ情報発信する。 ・原爆資料館、被爆遺構等の情報 ・施設紹介等の動画コンテンツ			
平和施設整備事業 長崎原爆資料館・平和会館 【平和推進課】	○被爆の実相を伝え、平和を発信する拠点施設である長崎原爆資料館の展示内容について、更なる充実を図るため、展示内容の一部更新を実施する。また、平和会館を含め、適正な施設管理を図るため、施設整備の更新を行う。 (展示更新) ・令和5年度：原爆資料館展示更新基本計画策定 ・令和6年度：原爆資料館展示更新基本設計 ・令和7年度以降：原爆資料館展示更新実施設計 ・令和8年度以降：原爆資料館展示更新制作・施工 (維持管理) ・令和6年度：吸収冷暖房機用冷却塔(3台)改修工事 防排煙設備修繕工事			

取組方針 2	被爆資料・被爆遺構の保存整備
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎原爆遺跡調査研究・保存活用 【被爆継承課】	○国指定史跡長崎原爆遺跡について、指定後も補完調査を継続的に実施するとともに、平成30年度に策定した史跡の「保存活用計画」を具体化するため、令和元年度に策定した「整備基本計画」に基づき、今後は、長崎県防空本部跡(立山防空壕)について、国指定史跡長崎原爆遺跡の追加指定を目指して、調査・研究を実施する。 ・令和5年度：山王神社境内及び爆心地(下の川)史跡指定 意見具申書提出⇒国史跡指定 ：史跡指定へ向けた長崎県防空本部跡(立山防空壕)調査(発掘・出土遺物)・研究 ⇒既存調査内容整理(調査方針・調査計画の策定) ・令和6年度：長崎県防空本部跡(立山防空壕)遺構確認調査(試掘調査) ・令和7年度：長崎県防空本部跡(立山防空壕)調査報告書作成 ・令和8年度：意見具申⇒追加指定			
被爆建造物等公開事業 <※再掲：B1-3> 【被爆継承課】	○長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎など、被爆の惨状を今に伝える被爆建造物等の適切な保存と管理を進めるとともに展示の充実を図る。また、「被爆遺構マップ」により観光客等の被爆遺構への誘導・案内を促進するとともにデジタルコンテンツの有効活用による被爆の実相の継承を推進する。 ・令和6年度：被爆遺構等の顕在化や遺構周遊ルート等の整備検討と見学環境の充実を図る。			
被爆資料インターネット公開の推進 【被爆継承課】	○被爆の惨状を広く国内外に伝えるため、米国国立公文書館から収集した写真資料など原爆資料館収蔵品検索システムに登録する資料を充実させ、引き続き、公開件数の増加を図る。			

<p>被爆建造物等保存整備事業 被爆樹木</p> <p>【被爆継承課】</p>	<p>○被爆建造物等の所有者が実施する保存整備にかかる事業に対し、補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度：被爆樹木8本</li> </ul>			
<p>被爆樹木パトロール</p> <p>【被爆継承課】</p>	<p>○被爆の実相を後世に伝える被爆樹木の保存、活用を図るため、樹木医による樹勢診断や、被爆の痕跡についての現状を確認する。</p>			
<p>被爆建造物等保存整備事業 国指定史跡長崎原爆遺跡</p> <p>【被爆継承課】</p>	<p>○原爆死没者の慰霊や平和学習などで年間約3万人が訪れる旧城山国民学校校舎の見学環境を整備するため、校舎の耐震化と史跡整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度：耐震予備調査</li> <li>・令和3年度：耐震診断</li> <li>・令和4年度：耐震工事基本設計、史跡整備基本設計</li> <li>・令和5年度：耐震工事実施設計、史跡整備実施設計及び展示改修基本計画策定 ※実施設計は次年度へ繰越</li> <li>・令和6年度：耐震工事実施設計、史跡整備実施設計（R5繰越） 展示改修基本計画に基づく基本設計仕様詳細検討</li> <li>・令和7年度：耐震工事、史跡整備工事（継続工事）、展示改修基本設計</li> <li>・令和8年度：史跡整備工事（継続工事）、展示改修実施設計</li> <li>・令和9年度：展示改修工事</li> </ul>			
<p>保存整備活動事業</p> <p>【被爆継承課】</p>	<p>○被爆建造物等の保存措置や被災資料の調査・収集、保存・整理及び検証資料の公開などを行うとともに、原爆被災の著しかった場所等に説明板を設置する。また、被爆者のいない時代が近づいており、資料の重要性がより高まっていることから、被爆75周年となる令和2年度以降から収集強化を行っている新着被爆資料を含め、資料活用に向けた整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6～7年度：被爆資料の追加聞き取り調査の実施・再整理（再調査・文献調査）等を継続して行う。</li> </ul>			
<p>県外原爆・平和展の開催 &lt;※再掲：B2-1&gt;</p> <p>【被爆継承課】</p>	<p>○長崎県外の人々に原爆の悲惨さ、平和の尊さ等を伝えるため、県外原爆・平和展を開催する。令和3年度までに全ての都道府県で開催したところであり、今後も引き続き、未開催市等での開催を検討し、開催地の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度：福岡県北九州市、千葉県浦安市、福岡県久山町</li> <li>・令和7年度（予定）：鹿児島県鹿児島市、香川県高松市</li> </ul>			

個別施策 B1-2	平和教育・学習の充実を図ります
-----------	-----------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民や若い世代が	被爆の実相や平和の大切さを学んでいる。

取組方針 1	平和教育・学習の拡充
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
核兵器廃絶長崎連絡協議会 負担金 <※再掲：B2-1、 B2-2> 【平和推進課】	○「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与することを目的に、次世代を担う人材の育成、国内外の平和・軍縮研究機関等のネットワークの構築の支援等を行うため、核兵器廃絶長崎連絡協議会に負担金を支出する。			
平和学習活動事業 【被爆継承課】	○市内中学校における生徒の平和の取り組みを発展させる機会とするため、平和学習発表会を開催する。 ○次代を担う小中学生に被爆の実相を伝えるため、主体的に平和学習を行うよう、新しい平和教育の指針に合わせて平成30年度に改訂した「平和ナガサキ」を小学3年生及び中学1年生に配布する。			

個別施策 B1-3	多様な方法で継承の取組みを推進します
-----------	--------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	多くの人々が	主体的に継承の取組みを進めている。

取組方針 1	新たな継承の取組み
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
被爆建造物等公開事業 <※再掲：B1-1> 【被爆継承課】	○長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎など、被爆の惨状を今に伝える被爆建造物等の適切な保存と管理を進めるとともに展示の充実を図る。また、「被爆遺構マップ」により観光客等の被爆遺構への誘導・案内を促進するとともにデジタルコンテンツの有効活用による被爆の実相の継承を推進する。 ・令和6年度：被爆遺構等の顕在化や遺構周遊ルート等の整備検討と見学環境の充実を図る。			

取組方針 2	被爆継承活動の推進
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業 【被爆継承課】	○被爆者の実体験を記録保存するとともに、被爆体験を語り継ぎたい方への証言の継承を支援する。 ・体験を継承したい被爆者とその体験を語り継ぎたい方の募集 ・被爆者へのインタビュー ・家族・交流証言用シナリオ作成 ・話し方などの研修開催 ・家族・交流証言講話の機会の提供			
「長崎クスノキプロジェクト」推進事業 【被爆継承課】	○長崎市出身でシンガーソングライター兼俳優の福山雅治氏に総合プロデューサーを務めてもらい、多くの人々に被爆樹木を通して生命の逞しさや平和の尊さを伝えるプロモーション事業を行う。 ・クスノキプロジェクトWEBサイトによる情報発信・更新 ・被爆樹木の保存・活用にかかる紹介映像の制作・編集 ・「平和のバス」制作・運行 ・大型ビジョンスクリーンを活用した事業宣伝・PR活動			



基本施策	B 2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます
------	-----	------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	国際世論が	核兵器廃絶を求め、更に拡大している。

個別施策 B 2-1	平和メッセージの発信力を高め、核兵器廃絶の世論を喚起します
------------	-------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	国内外の人々が	核兵器の恐ろしさを理解し、核兵器のない世界を希求している。

取組方針 1	平和の発信
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
平和祈念式典事業 【調査課】	○原爆犠牲者を慰霊するとともに、世界恒久平和の実現を祈念し、被爆地長崎から核兵器廃絶と恒久平和への願いを発信するため、8月9日に原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行する。	■		
被爆80周年記念事業 【調査課】	○令和7年に迎える被爆80周年の節目の年において、多くの市民等の平和意識の醸成を図るため、市民等が実施する平和の発信や被爆実相の継承のイベント等を募集し、被爆80周年記念事業として支援を行う。 ・令和6年度 補助対象事業の選定 ・令和7年度 補助対象事業への補助金の交付	→		
国連軍縮フェローシップ受入研修事業 【平和推進課】	○核軍縮に取り組む意識のより一層の向上を図るため、国連軍縮フェローシップ計画に基づき長崎を訪問する各国政府から派遣された軍縮研修生を受け入れ、被爆の実相の周知や被爆者との交流等を実施する。	■		
平和推進活動事業 【平和推進課】	○核兵器廃絶に向けた国際会議への出席などを通じて、平和アピール活動を行う。 ・令和6年度：核不拡散条約（NPT）再検討会議第2回準備委員会出席（ジュネーブ） 平和首長会議理事会出席（マンチェスター） ユース非核リーダー基金プログラム参加者の長崎受入れ	■		
第11回平和首長会議総会開催費負担金 【平和推進課】	○4年に1回、広島市と交互に開催している平和首長会議総会を令和7年に長崎市で開催し、8,300を超える国内外の加盟都市との連携を強化するとともに、被爆地から世界に向けて核兵器廃絶と世界恒久平和への力強いメッセージを発信するため、実施主体となる平和首長会議総会実行委員会に負担金を支出する。		↔	
県外原爆・平和展の開催 <※再掲：B1-1> 【被爆継承課】	○長崎県外の人々に原爆の悲惨さ、平和の尊さ等を伝えるため、県外原爆・平和展を開催する。令和3年度までに全ての都道府県で開催したところであり、今後も引き続き、未開催市等での開催を検討し、開催地の拡大を図る。 ・令和6年度：福岡県北九州市、千葉県浦安市、福岡県久山町 ・令和7年度（予定）：鹿児島県鹿児島市、香川県高松市	■		

取組方針 2	人材の育成
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
核兵器廃絶長崎連絡協議会負担金 <※再掲：B1-2、B2-2> 【平和推進課】	○「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与することを目的に、次世代を担う人材の育成、国内外の平和・軍縮研究機関等のネットワークの構築の支援等を行うため、核兵器廃絶長崎連絡協議会に負担金を支出する。	■		

個別施策 B2-2	平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます
-----------	----------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民・NGO・都市等が	平和ネットワークの輪を広げ、連携している。

取組方針 1	関係機関との連携強化
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
平和特派員ネットワーク事業 【平和推進課】	○被爆体験を次世代に継承し、被爆地の平和への願いを世界に伝えるために、海外で平和を発信している人または団体を長崎平和特派員に認定する。			
長崎平和推進協会補助金 【平和推進課】	○被爆体験の継承などの平和推進事業を官民一体となって行う公益財団法人長崎平和推進協会に補助金を交付する。			
ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会事業 【平和推進課・被爆継承課】	○広島市と共同して核兵器廃絶の世論の喚起を図るため、国内外に被爆の実相の周知や平和アピールを発信する事業を実施するとともに、核不拡散条約（NPT）再検討会議等に合わせた関連行事を開催する。 ・平和首長会議活動の推進 ・海外原爆・平和展の開催 ・広島・長崎講座の設置への取組み など			
核兵器廃絶長崎連絡協議会負担金 <※再掲：B1-2、B2-1> 【平和推進課】	○「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与することを目的に、次世代を担う人材の育成、国内外の平和・軍縮研究機関等のネットワークの構築の支援等を行うため、核兵器廃絶長崎連絡協議会に負担金を支出する。			
平和祈念行事開催費負担金 【被爆継承課】	○全世界に向かって平和の実現を訴えるため、市や各種団体が連携・協力して開催する市民大行進、ポスター・標語展を行う世界平和祈念行事実行委員会に負担金を支出する。			
平和の灯事業開催費負担金 【被爆継承課】	○平和の尊さに対する意識の継承を図り、平和都市長崎を世界に向けてアピールするため、市や各種団体が連携・協力し、平和の願いを込めて作ったキャンドルに灯りをともし、平和コンサートを開催する平和の灯実行委員会に負担金を支出する。			

取組方針 2	平和ネットワークの構築
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎・ヒバクシャ医療国際協力会負担金 【調査課】	○被爆(曝)者医療に係る人的交流を推進し、国際協力関係を深めることによって平和の実現に貢献するため、被爆(曝)者医療に携わる医師等の、外国からの受入及び外国への派遣を行う、市・県・関係機関により設立した長崎・ヒバクシャ医療国際協力会に負担金を支出する。			

基本施策	B 3	平和の文化を醸成します
------	-----	-------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	多くの人々が	当事者として、平和を考え行動している。

個別施策 B 3-1	スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動する機会を増やします	
------------	---	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	多くの人々が	スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動している。

取組方針 1	機会の創出	
--------	-------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
「平和の文化」醸成事業 【平和推進課】	○平和行政の新たな柱として、より多くの人々が気軽に平和について考えられるよう、日常の中に「平和の文化」を根付かせていく「平和の文化の醸成」に取り組む。 ・令和6年度：平和の文化認定事業 平和の文化キャンペーン			
平和の新しい伝え方応援事業 【平和推進課】	○新たな発想で多くの人々に届く、時代に合った平和の新しい伝え方にチャレンジする個人や団体を応援し、新たな取組みを増やすことを目的に、事業の公募を行い、選定審査会の審査を経て、補助金の交付を行う。			
第7回核兵器廃絶－地球市民集会ナガサキ開催費負担金 【平和推進課】	○市民、行政、企業の連携のもと、核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会が主催する「（仮称）地球市民フェス」に負担金（開催経費の一部）を支出する。 ・開催日時：令和6年11月23日、24日 ・開催場所：長崎スタジアムシティ ・テーマ：核兵器廃絶や平和について考えることを日常に ・内 容：平和に関するトークセッション、少人数・対話型による被爆証言会、平和に関する絵本の読み聞かせ、音楽ライブ、団体展示・飲食・物販ブース	←→		経済再生

個別施策 B 3-2	若い世代を中心に平和の輪を広げます	
------------	-------------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	若い世代が	平和の大切さを理解し、伝え、広げるための活動をしている。

取組方針 1	人材の育成と活動機会の拡充	
--------	---------------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
青少年ピースボランティア育成事業 【被爆継承課】	○被爆の実相の継承と平和意識の高揚を図るため、ピースボランティアに登録している青少年を対象に原爆や戦争についての学習会を実施する。 ○登録者を県外へ派遣し、長崎原爆以外の戦争について学習し、同年代の青少年と意見交換や交流を図る。			
青少年ピースフォーラム事業 【被爆継承課】	○8月9日の平和祈念式典に合わせて、全国から集まる平和使節団の青少年と長崎の青少年が共に被爆の実相と平和の尊さを学び、交流を深める。 ・被爆体験講話 ・参加型平和学習 ・戦時下の疑似体験等及びフィールドワーク ・市内中学校の平和集会への参加			
青少年平和交流事業 【被爆継承課】	○長崎の被爆の実相を伝えるとともに、長崎以外の戦争被害について学び、現地の生徒等との交流を行うことで、平和意識の高揚を図る。 ・令和7年度：市内の中学生を対象に沖縄の戦跡・資料館等の見学や沖縄の中学生との交流を行う「少年平和と友情の翼」を実施（沖縄県への中学生の派遣は、3年に1回）。		←→	

基本施策

個別施策

C 1	地場事業者の成長を支援します
-----	----------------

C 1-1	地場事業者の経営力の強化を支援します
C 1-2	地場事業者の人材確保・育成を支援します
C 1-3	地場事業者の市場での競争力の強化を支援します

C 2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします
-----	-------------------------------

C 2-1	域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します
C 2-2	産学官金や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します
C 2-3	働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます

C 3	次世代につながる農林業を育てます
-----	------------------

C 3-1	農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
C 3-2	安心して農林業を営める環境づくりを進めます

C 4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします
-----	-----------------------------

C 4-1	水産業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
C 4-2	水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備を進めます

C 5	地元農水産物の消費を拡大します
-----	-----------------

C 5-1	新たな販路拡大や消費拡大を図ります
C 5-2	長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図ります

基本施策	C 1	地場事業者の成長を支援します
------	-----	----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	地場事業者が	売上と利益を伸ばしている。

個別施策	C 1 - 1	地場事業者の経営力の強化を支援します
------	---------	--------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	地場事業者が	経営資源を磨き、生産性を高めている。

取組方針 1	制度融資の充実
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
商工業振興対策資金預託金事業 【商業振興課】	○中小企業が事業継続や拡大を図るうえで必要とする運転資金・設備資金の調達の円滑化を図るため、市が金融機関等と連携して低利の融資制度を設ける。 ・預託対象制度：中小企業エコ資金等の6資金			
商工業振興対策資金等保証料補助金 【商業振興課】	○市の融資制度を利用する中小企業の資金調達コストの低減を図るため、資金の借入時に発生する保証料の一部又は全部を補助金として市が負担する。 ・補助金対象制度：小企業振興資金等の8資金			

取組方針 2	地場事業者への支援及び関係機関との連携
--------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
中小企業サポート活動事業 【商業振興課】	○地場事業者の抱える様々な課題の解決や、経営基盤の強化を図るため、専門的な知見を有する民間企業等のOB人材を活用した相談・助言を実施する。 ・金融相談員（市の制度融資の紹介、金融相談・助言等）			
地区商工会補助金 【商業振興課】	○商工業者の総合的な経営改善を図り、地域振興に寄与する市内3商工会に対し、運営費及び事業費の一部を支援する。			

取組方針 3		生産性向上のための取組みへの支援		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
中小企業サポート活動事業 【新産業推進課】	○地場事業者の抱える様々な課題の解決や、経営基盤の強化を図るため、専門的な知見を有する民間企業等のOB人材を活用した相談支援を実施する。 ・海洋ものづくりコーディネーター（商品開発や販路開拓、生産性向上等に向けた相談・助言、大学や関係支援機関の斡旋、支援制度の紹介等） ・情報・環境関連コーディネーター（DX推進による生産性向上の取組みにかかる相談・助言、関係支援機関の斡旋、支援制度の紹介等）			
ものづくり支援事業 【新産業推進課】	○市内のものづくり製造業の競争力の強化を図るため、地場事業者が実施する生産性向上の取組みを支援する。 ・長崎工業会補助（現場力向上塾 等）			
成長分野重点化補助金 【新産業推進課】	○更なる外貨の獲得と域内調達の拡大により地域経済の好循環を図るため、地域経済を牽引する「リーディング企業」の成長に資する事業拡大や生産性向上などの取組みを支援する。 ・リーディング企業成長支援補助金 ○「リーディング企業」の更なる創出を図るため、「次期リーディング企業」による事業拡大などの新たな取組みを支援する。 ・リーディング企業創出支援補助金 ○ものづくり業界全体の底上げを図るため、今後成長が見込まれる分野（洋上風力、水素・アンモニア、船舶、航空機）における市内企業の事業参入や、事業拡大及び生産性向上の取組みを支援する。 ・成長分野集積促進費補助金			経済再生

取組方針 4		商店街の経営力強化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
商店街等にぎわい創出支援費補助金 【商業振興課】	○人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに、「商店街活性化プラン」に基づく取組を推進し、商店街振興を「地域のにぎわい創出」に繋げていく。 ・令和3年度～：商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業補助金 …商店街等が実施する商店街活性化プラン策定及び新たなにぎわい創出事業を支援する。 ・令和6年度：空き店舗活用にぎわい創出事業費補助金 …商店街等への魅力ある店舗の出店や、商店街等が実施する空き店舗対策の取組みを支援する。 ・令和6年度：商店街等繁盛店創出事業費補助金 …商店街等内の既存店舗が実施する、集客力向上のための商品・サービス・販売方法の改善事業等を支援する。			経済再生
商店街共同施設等整備事業 【商業振興課】	○人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、「商店街活性化プラン」に基づく商店街の共同施設整備を支援する。			

個別施策 C1-2	地場事業者の人材確保・育成を支援します
-----------	---------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	地場事業者が	働く世代から選ばれる職場となっている。

取組方針 1	人材の育成
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ものづくり支援事業 【新産業推進課】	○市内のものづくり製造業の競争力強化を図るため、地場事業者が実施する人材育成の取組みを支援する。 ・長崎地域造船造機技術研修事業補助（新人研修事業、研修支援事業、経験者研修事業等） ・長崎工業会補助（現場力向上塾、ものづくり人材育成スクール、新技術導入支援事業等）			
海洋産業人材育成支援費補助金 【新産業推進課】	○今後成長が見込まれる再生可能エネルギー関連産業に係る海洋産業人材の育成を推進するため、本市内で社員等に取得させる資格等または受講させる研修、訓練等に要する経費の一部を補助する。 ・海洋産業人材育成支援補助金	←		経済再生

取組方針 2	情報発信
--------	------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
若年者雇用促進事業 【産業雇用政策課】	○学生やその保護者に対し、長崎で働く魅力を届けるため、学生や保護者の趣向を踏まえた効果的・効率的な情報発信を行う。 ・地元就職促進プロモーション ・企業紹介サイトの運営 ・保護者向け地元就職促進動画配信 ・メタバース型企業情報発信 ・県外大学等の訪問 ・小中学生向け職場見学会の実施（ゼロ予算事業） ・学生コミュニティ創造プロジェクト（ゼロ予算事業）			経済再生
デジタル人材確保支援事業 【新産業推進課】	○デジタル人材の確保に向け、都市部の潜在的な移住希望者への訴求、企業とのマッチング強化のため、SNS広告等を活用した企業情報の情報発信を行う。			経済再生

取組方針 3	採用活動の支援
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
若年者雇用促進事業 【産業雇用政策課】	○地元企業の積極的な採用活動を促すため、オンラインを含む採用活動に要する経費の支援を行う。 ・人材確保支援費補助金			経済再生
多様な人材雇用促進事業 【産業雇用政策課】	○地元企業のIT人材確保、就業率の向上及び労働力の確保のため、多様な人材の雇用促進を図る。 ・バン格拉デシュ高度IT人材受入促進 ・潜在労働者の就労相談支援 ・潜在労働者の就労促進・ミスマッチ防止動画制作 ・民間人材による市内企業への人材獲得アドバイザー支援（ゼロ予算事業）	←		経済再生
企業連携型奨学金返還支援事業 【産業雇用政策課】	○地元企業の人材確保支援を一層強化し、若年者等の地元就職・定着を促進する観点から、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携し、その一部を補助する奨学金返還支援制度を実施する。	←		経済再生
デジタル人材確保支援事業 【新産業推進課】	○ITをはじめとした本市産業の振興を図るため、市内企業が県外から高度ITエンジニアを正社員として採用する際に支払った人材紹介手数料等の一部を補助する。			経済再生
ものづくり支援事業 【新産業推進課】	○市内のものづくり製造業の経営力強化を図るため、高校生を対象とした工場見学会の実施など地場事業者が実施する人材確保の取組みを支援する。 ・長崎地域造船造機技術研修事業補助（次世代事前人材育成事業等） ・長崎工業会補助（企業見学バスツアー等）			

取組方針 4		受入れ態勢の整備		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
若年者雇用促進事業 【産業雇用政策課】	○雇用の受け皿となる地元企業の受入れ態勢の整備を図るため、リモートワークやテレワークなど、若者が望む「場所や時間に縛られない新しい働き方」の導入に関する意識の醸成と取組みを支援する。 ・新しい働き方モデル事業者伴走支援			経済再生
多様な人材雇用促進事業 【産業雇用政策課】	○地元企業の職場環境の改善、女性の労働力確保のため、多様な人材の雇用促進を図る。 ・女性の活躍促進	←		経済再生



個別施策 C1-3	地場事業者の市場での競争力の強化を支援します
-----------	------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	地場事業者が	新たな需要や販路を開拓している。

<b>取組方針 1</b>	<b>交流人口の拡大に伴う消費拡大の取組み支援</b>
---------------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎街道シュガーロード推進事業 【商業振興課】	○長崎街道シュガーロードの歴史・文化を掘り起こし、魅力ある地域づくりにつなげるため、沿道自治体と連携し、観光客への魅力発信を行う。 ・シュガーロード連絡協議会関連事業 ・長崎街道シュガーロードPR事業			
長崎お土産開発支援費補助金 【商業振興課】	○今後期待される交流人口の拡大の効果を、市内の中小企業者の売上向上につなげるため、市内の中小企業者が行う新商品開発や販路拡大の取組を支援する。	→		経済再生
市設小売市場費（つきまち横丁整備補助金） 【商業振興課】	○今後交流人口の拡大が期待される中で、まちなかへの回遊及びにぎわいを創出するため、長崎つきまち株式会社と長崎文化放送（NCC）が共同で設置・運営する「つきまち横丁」の整備に係る費用の一部を支援する。	→		経済再生

<b>取組方針 2</b>	<b>域外への情報発信と販路拡大</b>
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ものづくり支援事業 【新産業推進課】	○地場事業者が開発した製品等のブランド力を高めるため、新規性や独自性に優れた製品・技術を長崎市が「優れモノ」として認証しPR等を支援する。 また、認証製品のうち、長崎市役所で利用が見込まれる新商品については、「トライアルオーダー認定品」として長崎市が認定し、購入することで、企業の販路開拓・拡大を支援する。 ・認証企業が実施する販路開拓事業に要する経費の一部補助 ・市HP等の広報媒体でのPR支援			
SNS等活用支援事業 【商業振興課】	○新たな顧客及び外貨の獲得に繋げるため、地場事業者が実施するSNSマーケティングやECサイトによる販売促進の取組みを支援する。	→		経済再生
物産振興推進事業 【商業振興課】	○特産品のPRや知名度向上を図り、地場事業者の売上や取引機会の増加をめざすため、物産展の開催などを行う。			
長崎水産練り製品ブランド化支援事業 【商業振興課】	○長崎の水産練り製品の認知度向上と売上増を図るため、長崎蒲鉾水産加工業協同組合が実施する事業費の一部を支援する。			
地域商社と連携した販路拡大事業 【商業振興課】	○単独ではマーケティングや販路開拓に取り組むことが困難な地場事業者の売上拡大につなげるため、地域商社と連携して販路拡大を支援する。			
がんばらんば長崎市応援寄附推進事業 【商業振興課】	○地域経済の活性化を図るため、ふるさと納税制度を通じて、長崎市の魅力ある返礼品を域外へ発信するとともに、寄附額の増加をめざす。			新市役所創造

<b>取組方針 3</b>	<b>魅力ある製品・サービスの開発の促進</b>
---------------	--------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ものづくり支援事業 【新産業推進課】	○市内のものづくり製造業の競争力強化を図るため、地場事業者が実施する新製品・技術開発の取組みを支援する。 ・挑戦型共同研究開発支援補助			

取組方針 4		貿易の促進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
貿易対策活動事業 【産業雇用政策課】	○長崎港を拠点とした貿易の振興を図るため、企業の円滑な貿易業務の支援や、航路の維持強化のための活動を行う。 ・貿易相談等による企業の貿易活動の支援 ・航路の維持・拡大のための集荷活動			
長崎港活性化センター補助金 【産業雇用政策課】	○地場事業者の貿易活動の推進及び長崎港に関連する産業の活性化を図るため、「長崎～釜山国際定期コンテナ航路」の維持強化に取り組む「長崎港活性化センター」（事務局：産業雇用政策課内）を支援する。 ・集荷活動 ・荷主への助成 ・貿易活動支援等			

基本施策	C 2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします
------	-----	-------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	移住人材、創業企業、誘致企業が	地域経済活動に活力を与え、地場企業と共に産業を活性化させている。

個別施策 C 2 - 1	域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します
--------------	---------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市外企業が	長崎市内に立地し、企業の集積と雇用の増大がなされている。

取組方針 1	長崎の強みを活かした企業誘致
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
企業立地推進事業 【新産業推進課】	○地域経済の活性化及び雇用機会の拡大に資する企業立地を促進するため、企業への誘致活動を行うとともに、企業立地奨励金の交付を行う。 ・企業誘致活動 長崎県産業振興財団への職員派遣／東京大阪情報交換会の開催等市独自の企業誘致営業活動 ・企業立地奨励金（施設等整備奨励金・建物等賃借奨励金・雇用奨励金）の交付	—————		経済再生
企業立地用地検討調査事業 【新産業推進課】	○今後の企業立地用地整備計画の基礎資料とするため、中期的、長期的に整備可能な公有地及び民有地についての適地調査を行う。 ・企業立地用地適地調査業務委託	————→		経済再生
企業立地用地整備事業（為石町） 【新産業推進課】	○南環状線トンネル工事に伴う発生土を活用して、為石浄水場跡地において企業立地用地の整備を行う。 ・令和6年度：交通解析、測量・地質調査、造成設計業務 ・令和7年度：実施設計業務 ・令和8～9年度：接続道路等整備工事 ・令和10年度：分譲開始予定		←————	経済再生

取組方針 2	誘致企業に対する立地後のアフターフォローの充実
--------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
企業立地推進事業 【新産業推進課】	○誘致企業の円滑な事業展開を図るため、採用活動への支援や事業内容の周知及び地場企業との協業の支援などを行う。 ・誘致企業に対する採用支援 ・地場企業との協業への支援 ・IT人材等の育成	—————		経済再生

個別施策 C2-2	産学官金や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します
-----------	-----------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	地場企業が	産学官金や企業間で連携や協業関係を築きながら、新事業や新分野進出を進めている。

取組方針 1	新規事業創出に対する支援体制の構築
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
新産業・起業チャレンジ促進事業 【新産業推進課】	<p>○共創社会を実現し、地域課題の解決を図るため、産学官金連携のもと、県外企業と地場企業によるオープンイノベーション型新規事業創出に向けた支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官金連携による組織横断的体制による新規事業創出支援</li> <li>イノベーション創発コミュニティ育成（コミュニティの創出・育成、プロジェクト創出を目的としたプログラムの実施）</li> <li>学生とスタートアップ起業家やパラレルキャリアを持つ企業人との交流機会の創出</li> <li>オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金</li> <li>サテライトオフィス等トライアル事業費補助金</li> <li>地域活性化起業人を活用した民間人材の受入</li> </ul>			経済再生
産学連携・創業支援事業 【新産業推進課】	<p>○創業のための包括的支援を推進するため、ビジネスマッチングの促進や地域密着型企業の立ち上げ及び事業承継者を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創業サポート長崎（長崎市を総合受付窓口とした13の支援機関の連携）による創業支援</li> </ul>			
商工業振興対策資金預託金事業 【商業振興課】	<p>○創業者が事業開始や継続を図るうえで必要とする運転資金・設備資金の調達のため、市が金融機関等と連携して低利の融資制度を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預託対象制度：中小企業創業資金</li> </ul>			
商工業振興対策資金等保証料補助金 【商業振興課】	<p>○市の創業融資制度を利用する際の資金調達コストの低減を図るため、資金の借入時に発生する保証料の全部を補助金として市が負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金対象制度：中小企業創業資金</li> </ul>			

取組方針 2	スタートアップの機運の醸成
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
新産業・起業チャレンジ促進事業 【新産業推進課】	<p>○新たなビジネスモデルを活用した新規事業創出を図るスタートアップを支援するため、金融機関等と協力し、長崎で企業を目指す人の発掘・育成、起業家コミュニティの醸成といった土壌づくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内外の専門家や先輩起業家によるセミナー開催</li> <li>起業家育成プログラムの実施</li> <li>支援人材による起業家コミュニティ支援</li> </ul>			経済再生
産学連携・創業支援事業 【新産業推進課】	<p>○長崎市の新たな産業の核となる企業を連鎖的に創出し、経済の活性化を図るため、産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業・新事業展開を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）を拠点とした創業支援</li> </ul>			

個別施策 C2-3	働く世代を中心とした移住を推進し、地域や企業を活性化させます
-----------	--------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	働く世代を中心とした移住希望者が	長崎市への移住を実現し、地域や企業を活性化させている。

取組方針 1	移住者に対する支援
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさきウェルカム推進事業 【長崎創生推進室】	○長崎市への移住者の増加を図るため、移住に関する相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」において「仕事」「住まい」等に関する相談に対応するほか、大都市での移住相談会に参加し、移住希望者からの相談に対応する。 ○長崎市への移住・定住を促進させるため、東京圏からの移住者や子育て世帯の移住者に対して補助金を交付する。			経済再生
ながさき移住サポートセンター負担金 【長崎創生推進室】	○長崎市への移住者の増加を図るため、長崎県及び県内全市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」の事業費及び運営費に対し、負担金を支出する。			
移住者への市営住宅の提供 <※再掲：E5-1> 【建築総務課】	○単身の移住者に対し、市営住宅の空き住戸を提供することで、居住支援を行うとともに、定住促進を図る。			
定住促進空き家活用補助金 <※再掲：E5-1> 【住宅政策室】	○戸建て空き家の移住での活用を目的とし、リフォーム工事や家財処分に要する費用の一部を助成する。			

取組方針 2	移住に関する情報発信
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさきウェルカム推進事業 【長崎創生推進室】	○長崎市への移住者の増加を図るため、ホームページ等による長崎市で暮らす魅力の発信や、グリーンツーリズム団体等との連携による長崎の魅力体験できる取組みを実施する。			経済再生

取組方針 3	関係人口の創出・拡大
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
シティプロモーション推進事業 【広報広聴課】	○交流人口や関係人口の拡大につなげるため、長崎市広報戦略に基づき、まちづくりのプロモーションの市外向けの情報発信を行う。 ・令和3年度～：まちづくりのプロモーションの実施 若者をターゲットとした関連企画の実施等			
民間と連携した長崎市の情報発信 【広報広聴課】	○高い情報発信力を有する民間事業者等と連携し、長崎市の情報発信力を強化する。 ・令和3年度：NTTアーバンソリューションズと連携した長崎を舞台とする同社のテレビCMの制作等 ・令和4年度～：民間事業者等との連携づくり等			
ながさきウェルカム推進事業 【長崎創生推進室】	○将来的な移住につながる関係人口の創出・拡大のため、ワーケーションの推進をはじめ、ながさきお試し暮らし応援事業を実施する。			経済再生

取組方針 4	移住後のサポート
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさきウェルカム推進事業 【長崎創生推進室】	○長崎市への移住者が定住できるようにするため、「ながさき移住ウェルカムプラザ」の相談員による移住後のサポート等を実施する。			経済再生

基本施策	C3	次世代につながる農林業を育てます
------	----	------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	農林業者が	安全・安心で新鮮な農林産物を安定的に供給し、経営が安定している。

個別施策 C3-1	農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
-----------	-------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	農林業者が	安定した農林業経営を行っている。

取組方針 1	産地の効率性・収益性向上による経営安定の推進
--------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎市農業団体運営費補助金（長崎市農業振興会） 【農林振興課】	○本市農業の振興に寄与する地域農業の発展等を図ることを目的に組織された農業団体の自主的な活動を支援するため、その運営費の補助を行う。			
長崎びわ生産推進事業費補助金 【農林振興課】	○びわの収量の安定・向上により再生産の喚起を図り、びわ産地の次世代につながる産地づくりを進めるため、「なつたより」や低樹高化を目的とした「茂木種」への補植及びびわ複合経営作物の補植、作業を省力化できる高品質化資材導入及び防鳥対策機器等の導入について支援する。			経済再生
長崎びわ産地活性化推進協議会負担金 【農林振興課】	○日本一のびわ産地の振興と、びわ栽培農家の健全なる経営発展を図るため、びわフェスタやびわ講座の開催をはじめ、作業受託組織の設立・運用等に取り組んでいる「長崎びわ産地活性化推進協議会」の運営に係る経費の一部を負担する。			経済再生
農業振興施設整備事業費補助金（長崎びわ寒害対策施設） 【農林振興課】	○寒害に強いびわ産地として更なる長崎びわの振興及び発展を図るため、露地びわの簡易ハウスの整備及び小型温風機の導入並びに簡易ハウスの整備に必要な園地の基盤整備を支援する。		→	経済再生
農業振興施設整備事業費補助金（担い手農家支援施設） 【農林振興課】	○持続可能な農業経営体及び産地の育成に資するため、農業者等が経営の安定や発展を図るために実施する、生産規模の拡大、生産方式の改善及び効率的・省力的技術導入等の整備に係る投資負担の軽減について、国・県事業の活用や長崎市単独事業により支援を行う。			経済再生
経営所得安定対策推進事業 【農林振興課】	○米政策改革大綱を踏まえた、地域別の米の需要量の情報提供、生産方針調整等を実施する。 ○経営所得安定対策の事務手続きを担う長崎地域農業再生協議会に対して補助を行う。			
農業振興資金預託金 【農林振興課】	○肥育牛経営者の素牛導入に要する資金等の金利負担を軽減することで経営安定を図るため、資金の原資を融資機関に一定期間預託する。			
環境保全型農業推進事業 【農林振興課】	○自然環境の保全に資する農業生産活動を普及推進するため、農業者の組織する団体等が行う、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の環境保全に効果が高い取組みに対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付する。			
農産物のみどり認定推進事業 【農林振興課】	○環境負荷低減に取り組む農業者による活動実施のための計画づくり（みどり認定）を支援し、付加価値の高い農産物の生産を推進する。			経済再生
施設園芸におけるスマート農業技術導入事業 【農林振興課】	○長崎市の農業の特徴である施設園芸等において、ICT機器などスマート農業技術の導入により生産性の向上を図るとともに、地域や産地の特性にあった受託組織の設立・運用を進め、新たな収入源の確保や労力活用につなげる。			経済再生

取組方針 2		多様な担い手の育成・確保			
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト	
		6	7		
長崎市地産地消振興公社運営費補助金 【水産農林政策課】	○農業生産活動の推進と耕作放棄地の解消に努めるため、農地流動化及び農作業受委託の推進、農業従事者を育成する人材育成研修を実施する(一財)長崎市地産地消振興公社の運営に対して補助を行う。				
農業活性化特別支援資金利子補給補助金 【農林振興課】	○農業者等の利息負担を軽減し、経営安定と農業の活性化を図るため、融資機関に対し利子補給を行う。				
就農促進支援事業 【農林振興課】	○農業者の高齢化や減少が進む中、次世代の農業を担う新規就農者を確保・育成するため、新規就農支援策等の情報発信の強化を図るとともに、就農希望者のニーズに沿った農業体験の機会を支援する			経済再生	
農業次世代人材投資資金交付金事業 【農林振興課】	○青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する資金の交付を行う。				
中高年新規就農者給付金事業 【農林振興課】	○農業従事者の高齢化が進むなか、中高年層の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(2年以内)の経費負担を軽減する給付金の交付を行う。 また、国の支援制度の対象とならない中高年層に対し、更なる就農促進を図るため、就農準備のための研修期間中(2年以内)の給付金の交付を行う。			経済再生	
農業振興施設整備事業費補助金(新規就農者支援施設) 【農林振興課】	○新たに農業を開始し生計を立てようとする者の経営初期段階のサポートをすることで、地域農業の担い手を確保するため、農業機械・設備の導入等について支援する。				
経営継承・発展等支援事業 【農林振興課】	○農業従事者の高齢化、担い手の減少が進むなか、農業の持続的な発展を図り、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、農業の担い手から経営を継承し、発展させるために取り組む経営者を支援する。				
新規就農者育成総合対策事業 【農林振興課】	○青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(3年以内)の所得を確保する資金の交付を行う。				
農業振興施設整備事業費補助金(農業新規参入促進施設) 【農林振興課】	○新たな担い手の育成、着業後の定着及び遊休農地の活用につなげるため、生産基盤の整備や小規模土地基盤の整備等について支援する。				
農業センター運営事業 【農林振興課】	○農業の入口対策として、農業未経験者の方に農業に興味を持ってもらうことを目的に、働きながらも気軽に参加できる日曜講座(農業チャレンジ塾)を開催する。				
ながさき森林づくり担い手対策事業費補助金 【農林振興課】	○林業の担い手の技術及び技能の向上を図り、並びにその担い手の労働安全と衛生及び福利厚生、その他林業後継者に対する対策を講じることにより、林業労働力を安定的に確保し、林業の振興を図る。				
長崎市農業団体運営費補助金(長崎市担い手育成総合支援協議会、長崎市認定農業者連絡協議会) 【農林振興課】	○本市農業の振興に寄与する担い手の確保・育成、認定農業者等の経営の充実、農地の有効活用等を図ることを目的に組織された農業団体の自主的活動を支援するため、その運営費の補助を行う。				

個別施策 C3-2	安心して農林業を営める環境づくりを進めます
-----------	-----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	農林業者が	安心して農林業を営んでいる。

取組方針 1	人・農地プランに基づく農地の有効活用
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
人・農地プラン（地域計画） 【農林振興課】	○将来に向けて集落の経営基盤となる残すべき農地の確保を図るため、令和元～3年度にかけて作成した、実質化された「人・農地プラン」作成地区において、一筆ごとの農地利用を意向を取りまとめた目標地図を含む地域計画を策定し、農地の利用集積・集約化の推進を行う。			
農地中間管理事業 【農林振興課】	○認定農業者や認定新規就農者など担い手への農地の集積・集約化を加速し、優良農地の積極的な流動化を図る。			
農業振興施設整備事業費補助金（担い手農家支援施設） 【農林振興課】	○持続可能な農業経営体及び産地の育成に資するため、農業者等が経営の安定や発展を図るために実施する、農地の基盤整備等に係る投資負担の軽減について、国事業の活用や長崎市単独事業により支援を行う。			経済再生

取組方針 2	営農環境の保全と地域資源の活用
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
中山間地域等振興推進事業 【農林振興課】	○中山間地域等の農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を将来に向けて継続する集落活動に対して交付金の交付を行う。			
多面的機能推進事業 【農林振興課】	○農業・農村がもつ多面的機能を発揮することを目的として、農地・農業用水路等の地域資源を保全する活動組織に対し交付金の交付を行う。			
農業用施設整備事業 【水産農林整備課】	○土地改良施設の適正な管理を実施するため、整備・設置から経年化で補修や修繕等が必要な箇所を対象に、施設の機能の保守と耐用年数確保を図る。			
自然災害防止事業 【水産農林整備課】	○地域防災計画に登載している農道、林道の危険箇所において、法面の崩壊等による災害防止を図る。（ネット、モルタル吹付、法枠、擁壁等による法面保護。）			
林業用施設整備事業 【水産農林整備課】	○林業用施設の適正な管理を実施するため、整備・設置から経年化で補修や修繕等が必要な箇所を対象に、施設の機能の保守と耐用年数確保を図る。			
グリーンツーリズム推進事業 【農林振興課】	○ツーリズム団体の地域連携強化、人材育成、PR、ツーリズム団体に対する活動支援、県外近隣大都市圏からのグリーンツーリズムへの誘客などを実施する。			

取組方針 3	有害鳥獣対策の推進
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
有害鳥獣対策事業 【農林振興課】	○有害鳥獣による農業及び生活環境被害の防止・軽減のため、鳥獣の侵入を防ぐ柵等の貸与・設置支援及び広域設置、鳥獣の捕獲、長崎市有害鳥獣対策協議会経費の負担、被害調査等を実施する。			



取組方針 4		森林の保全・活用の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
森林・山村多面的機能発揮 対策事業 <※再掲：D3-1> 【農林振興課】	○林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う森林所有者や地域住民が減少し、適切な管理が行われていない森林が増加しており、国・県・市が協調して、森林所有者や地域住民等が中心となった活動組織が実施する水資源確保、環境保全、土砂災害防止等の森林の多面的機能の発揮に資する活動の経費の一部を負担する。			
市有林維持管理事業 <※再掲：D3-1> 【農林振興課】	○長崎市が直接管理している直営林について、森林資源の有効活用と公益的機能の充実を図るため、下刈や間伐等の保育事業や作業道等の開設等を実施する。			
林業振興対策事業 (間伐材活用促進) <※再掲：D3-1> 【農林振興課】	○地域産材の幅広い活用を図るとともに、そのPR及び森林資源の有効活用を図るため、市有林の森林施業で発生する間伐材を利用した木製品の製作及び公共施設等への配置や市民等への販売を行う。			

基本施策	C 4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします
------	-----	-----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	水産業者が	効率的で収益性の高い経営を行っている。

個別施策 C 4 - 1	水産業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
--------------	-------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	水産業者が	安定した水産経営を行っている。

取組方針 1	支援事業の活用による経営力強化
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
水産振興計画推進事業 【水産振興課】	○令和3年度に策定した「第4次長崎市水産振興計画」について、計画の実効性を高めるための審議会による進捗管理に係る経費を支出する。	→		
新規漁業就業促進事業 【水産振興課】	○新規就業者を確保するため、新たに漁業者をめざす希望者に対し、漁業技術習得支援、新規着業者フォローアップ等の各種事業を実施し、意欲ある漁業者を育成する。			経済再生
漁業資金債務保証料補助金 【水産振興課】	○漁業者の経営安定を図るため、漁業者が借り入れた資金に付された長崎県漁業信用基金協会の債務保証料について補助を行う。			
スマート水産業推進事業費補助金 【水産振興課】	○漁業の生産性向上及び効率化を図るため、水産業者等が行うICTやロボット技術を活用した漁業のスマート化への設備投資に対して補助を行う。 ・ながさきBLUEエコノミーと連携した実証試験の実施 ・養殖産地において先行導入したICT機器の有効性等の検証 ・漁獲情報や養殖管理に関するデータの共有及び活用の推進			経済再生
輸出向けHACCP等対応施設整備 【水産振興課】	○水産物加工業者等が食品の輸出を行うにあたり、輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすために必要な施設改修及び機器整備に対して補助を行う。			
経営構造改善事業 【水産振興課】	○漁協等が行う漁業所得向上のための共同利用施設の整備や作業の軽労化を図るために必要な施設・機器等の整備に対して補助を行う。			
持続可能な新水産業創造事業 【水産振興課】	○漁協等が行う持続可能な水産業の実現のための計画的な機材、機器、施設等の整備に対して、県補助を活用して補助を行う。			
水産技術試験研究事業 【水産振興課】	○漁業者の収益性向上を目的に、水産物の付加価値向上をめざした取組みを行う。 ・水産物の高鮮度処理の普及をめざした学習会及び試験の実施 ・養殖業者向けの研修会の開催			経済再生

取組方針 2	資源管理型漁業と複合漁業の推進
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
水産技術試験研究事業 【水産振興課】	○養殖用新魚種としての可能性を検討するため、人工種苗を用いた養殖試験を行い、基礎資料を収集し、養殖業者に提案する。			経済再生

個別施策 C4-2	水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備を進めます
-----------	----------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	漁業者が	水産物を安定的に生産している。

取組方針 1	水産基盤の総合的・計画的な整備
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
漁港施設機能保全事業 【水産農林整備課】	○漁港施設の老朽化に伴い、計画的に施設の長寿命化を図るとともに更新コストの平準化及び縮減を図り、施設の機能保全を行うことで、漁港施設の適正な維持と利用者の利便性向上を図る。 ・平成24～令和10年度：計画策定・更新 ・平成29～令和10年度：保全工事			
野野串漁港防波堤改良 【水産農林整備課】	○野野串漁港内の沖防波堤等を改良し、台風時の港内静穏度を確保して漁民財産である漁船等の破損を防止する。 ・平成22～令和10年度：漁港施設改良			
たちばな漁港護岸改良（戸石島の前地区） 【水産農林整備課】	○たちばな漁港（戸石島の前地区）において、台風接近時に護岸を越波した波により民家や道路等に多大な被害が生じているため、護岸改良を行う。 ・平成23～令和10年度：護岸（改良）			
為石漁港海岸保全施設整備 【水産農林整備課】	○為石漁港海岸では、荒天時の越波により道路の冠水等に被害が生じることから、越波防止を目的に離岸堤を新設することにより、漁船や背後集落の生命財産を保全し、安全性向上を図る。 ・平成24～令和10年度：離岸堤（新設）			
水産センター施設整備事業 【水産振興課】	○水産センターの種苗生産・試験研究機能の向上を図るため、計画的に施設・機器の改修を実施する。			

取組方針 2	適正な資源管理と新技術の活用
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
水産多面的機能発揮対策支援事業 【水産振興課】	○漁業者等が行う水産業や漁村の多面的機能（環境・生態系保全、海の安全確保等）の発揮に資する地域の活動に対し支援を行うもの。			
水産資源再生事業 【水産振興課】	○長崎市の海域において進行している磯焼けにより、重要な水産資源であるイセエビの漁獲量が減少していることから、生息状況の調査を行うとともに、二酸化炭素の吸収源ともなる藻場の再生に取り組むもの。		→	
水産種苗放流等事業費補助金 【水産振興課】	○資源の増強を図り、つくり育てる漁業の振興に資するため、漁協等が行う沿岸主要魚種の種苗放流やいか産卵場造成事業に対して補助を行う。			
悪質密漁連携監視事業費負担金 【水産振興課】	○資源の保護と漁業秩序の維持を図るため、漁場監視活動や密漁防止活動の実施により、大村湾海域において密漁者及び密漁船を排除する取組みへの支援を行う。			
海底浄化推進事業費補助金 【水産振興課】	○魚介類の住み良い環境づくりを行い、漁獲高の増加を図るため、閉鎖性海域である大村湾（形上湾内）の海底を耕うんし、堆積したゴミを除去する取組みに対して補助を行う。			
水産種苗生産事業 【水産振興課】	○沿岸漁業における水産資源の回復と養殖業の振興を図るため、付加価値の高い放流用及び養殖用の種苗を水産センターで生産し、市内漁業者や栽培漁業推進協議会等に供給する。 ・クマエビ、ガザミ、クロアワビ、アカガイ、イワガキ、シマアジの生産・分譲			
水産技術試験研究事業 【水産振興課】	○水産業における収益性向上を図るため、放流効果調査を行う。また、県と連携した藻場造成の取組みとして、南方系海藻の種苗プレート生産を実施する。 ・放流効果調査の実施（クマエビ、ガザミ、アカガイ、クロアワビ） ・ホンダワラ類種苗プレートの生産			経済再生
自然災害や赤潮に強い養殖産地の育成 【水産振興課】	○長崎県や長崎大学、漁協等関係団体と連携した赤潮の監視や発生予測など防除体制の構築、新たな避難エリアの検討を行う。			経済再生

基本施策	C 5	地元農水産物の消費を拡大します
------	-----	-----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	地元農水産物が	多くの人に認知され、消費の拡大が図られている。

個別施策 C 5 - 1	新たな販路拡大や消費拡大を図ります
--------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	地元農水産物が	市内外で消費されている。

取組方針 1	「長崎の魚」の魅力発信と消費拡大
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
さしみシティ推進事業 【商業振興課】	○長崎の魚を顕在化し、「認知度向上」、「消費拡大」、「継続的な消費・魅力発信」の好循環化を図るため、キャッチコピー「さしみシティ」を軸としたプロモーションを展開する。 ・令和3年度～：プロジェクト認定制度による地域の一体感醸成 ・令和4年度～：着地情報(旅ナカ)の強化(新幹線開業等) ・令和5年度～：ホテル・クルーズ船等の産地視察の受入れ・マッチング支援DMOとの連携によるMICE等でのプロモーション ・令和6年度～：発地情報(旅マエ)や情報拡散(旅アト)を意識したプロモーション 消費に繋げるための分かりやすい魚グルメ(刺身・すし)の顕在化			経済再生
魚食普及事業 【水産振興課】	○魚のまち長崎、鯨のまち長崎の魅力発信し、その消費拡大を図るため、魚食、鯨食の文化と魅力の普及、継承活動を行う。			
水産物展示商談会出展事業 【水産振興課】	○水産加工業者の団体が組織する実行委員会において、大消費地で開催される展示商談会に出展し、バイヤー等との商談の機会や市場ニーズの把握、関係団体との情報交換を行うことで、出展者の販売力強化を図るための経費の一部を負担する。			
長崎県水産加工振興祭開催費負担金 【水産振興課】	○水産加工品の品質及び製造技術の向上を図り、販売を促進するため、品評会及び展示即売会を行う「長崎県水産加工振興祭」を支援する。 ・実施主体：長崎県、長崎県水産加工振興祭実行委員会 ・開催時期：12月			
水産物の付加価値向上・販売力強化 【水産振興課】	○長崎大学や漁協、流通等関係機関と連携した長崎の魚のブランド力強化、漁業者の収益力向上策の検討を行う。			

取組方針 2	推進品目のブランド強化と販路拡大
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
「長崎和牛・出島ばらいろ」ブランド強化事業 【農林振興課】	○高級感と歴史性、希少性を売りにした「長崎和牛・出島ばらいろ」の地域ブランドとしての知名度向上と消費拡大を図り、生産者の経営安定につながるため、取扱店舗の定着化、情報発信の強化を行う。 ・ふるさと納税と連携したPR、販売促進フェアの開催、広告宣伝、販売促進用資材提供等の支援 ・駅や観光施設でのガイドブックの配布、インターネット、情報誌を活用したブランド定着のための施策			
ながさきの「食」推進事業 【商業振興課・水産農林政策課・農林振興課】	○推進品目である「長崎和牛・出島ばらいろ」、長崎びわ「なつたより」、長崎いちごのブランド力の向上、普及の促進を図るため、情報発信を強化する。 ・推進品目の採用に向けた、ホテル・クルーズ船等の産地視察の受入れ ・マッチング支援やDMOとの連携によるMICE等でのプロモーション ・推進品目を使用した料理教室、長崎「食」の晩餐会、長崎「食」の博覧会等の開催、食材の提供 ・推進品目の広告宣伝、広告宣伝用資材の作成 ・推進品目を使用したスイーツフェスタなどの販売促進につながるイベントの広報等の支援			
ながさき実り・恵みの感謝祭実行委員会負担金 【水産農林政策課】	○市内産の農水産物の地元消費拡大を推進するため、農水産物の直売等のイベントを開催する経費の一部を負担する。推進品目である花きについて周知と販売促進を図るため、「ながさき実り・恵みの感謝祭」と「フラワーフェスティバル」との同時開催による相乗効果を生み出す。			

取組方針 3		地産地消の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
道の駅夕陽が丘そとめ運営事業 【水産農林政策課】	○道路利用者への便益供与とともに、地産地消の推進、地域の賑わいの創出を目的とし、農水産物直売所や地元産品を使った料理を提供するレストランを併設した道の駅を運営する。			
長崎市地産地消振興公社運営費補助金 【水産農林政策課】	○地産地消の推進を目的とし、農水産物直売所「みさき駅さんわ」の設置運営のほか、農地中間管理事業、人材育成事業に対して補助を行う。			
農村交流事業費補助金 【農林振興課】	○地元農産物の地産地消や農村交流を目的とし、農業関係団体が行う、農産物加工品の開発や農村体験活動、農水産物直売所や本市固有の柑橘類「ゆうこう」をテーマにしたイベントなどに要する費用の一部を補助する。			
ながさき実り・恵みの感謝祭実行委員会負担金 【水産農林政策課】	○市内産の農水産物の地元での消費拡大を推進するため、農水産物の直売等のイベントを開催する経費の一部を負担する。			
旬の魚イベント拡大支援 【水産振興課】	○直売所等におけるイベントの開催による魚の消費拡大、漁業所得の安定や向上を図るため、漁業協同組合等により開催される旬の魚をメインとしたイベントの広報経費の一部を負担する。			
さかな祭開催費補助金 【水産振興課】	○水産物の販売促進のため、長崎魚市場で開催されるさかな祭（水産物の展示即売、調理実演、試食等）を支援する。 ・実施主体：長崎さかな祭り運営協議会（一般社団法人長崎魚市場協会） ・開催時期：10月			
のもさき伊勢エビまつり開催費負担金 【水産振興課】	○伊勢エビの魚価の安定と地域の活性化を図るため、野母崎地区の主要な水揚げ魚種である伊勢エビ漁の解禁後にあわせて実施される「のもさき伊勢エビまつり」の開催を支援する。 ・実施主体：のもさき伊勢エビまつり実行委員会 ・開催時期：9月			

個別施策 C5-2	長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図ります
-----------	-----------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	ながさきの食について理解を深めている。

取組方針 1	長崎ならではの食材と食文化の発信
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさきの「食」推進事業 【水産農林政策課】	○地産地消の拡大や食育の推進を図るため、長崎の食材と食文化の魅力を発信する。 ・長崎の特色のある食材の魅力やレシピを周知するため、SNSや市の広報紙等を通じて情報を発信 ・長崎の食文化を推進する会と連携した長崎「食」の晩餐会を開催			
魚食普及事業 【水産振興課】	○魚食、鯨食文化の普及と継承を目的に、魚を使った離乳食レシピ本、魚食普及の絵本の配布やくじら料理教室、くじら食文化教室を開催する。			

取組方針 2	「食卓の日」の推進
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさきの「食」推進事業 【水産農林政策課】	○地元農水産物を使った料理で食卓を囲むことにより、地産地消を推進し、また家族や友人との絆を深めてもらう日として定めている「食卓の日（毎月19日）」の周知を図り、その取組みを推進するため、市役所食堂での地元食材を使った特別メニュー提供等、賛同団体と連携した取組みを行う。			

基本施策

個別施策

D 1	脱炭素社会の実現をめざします
-----	----------------

D 1-1	地球温暖化対策の取組みを進めます
D 1-2	再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化を図ります

D 2	資源を守り大切に社会の実現をめざします
-----	---------------------

D 2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します
D 2-2	廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます

D 3	豊かな地域環境を守り活かします
-----	-----------------

D 3-1	豊かな自然環境を保ち、自然との共生を図ります
D 3-2	大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます

D 4	環境意識・行動の定着を図ります
-----	-----------------

D 4-1	環境に対する当事者意識の醸成を図ります
D 4-2	環境行動を促し、生活様式として定着させます

基本施策	D 1	脱炭素社会の実現をめざします
------	-----	----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	脱炭素社会の実現へ向けて着実に取り組んでいる。

個別施策 D 1 - 1	地球温暖化対策の取組みを進めます
--------------	------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	地球温暖化対策に取り組んでいる。

取組方針 1	温室効果ガスの排出を抑制する緩和策(排出量削減)の推進
--------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
新市庁舎へのゼロカーボン電力供給事業 【ゼロカーボンシティ推進室】	○令和5年1月から、新市庁舎へ再生可能エネルギー由来のゼロカーボン電力等の供給を行い、二酸化炭素排出実質ゼロを実現する。			
電気自動車等導入事業 <※再掲：D3-2> 【ゼロカーボンシティ推進室】	○長崎市地球温暖化対策実行計画における公用車導入の基本方針及び数値目標に基づき、走行中に温室効果ガスを排出しない電気自動車等の計画的かつ積極的な導入を図る。			
ゼロカーボンシティ推進事業費補助金 太陽光発電設備等 【ゼロカーボンシティ推進室】	○「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた戦略をリードする野心的数値目標を達成するため、長崎市民及び長崎市内の中小企業者を対象に太陽光発電設備等の導入を支援することで、CO2排出量を削減する。			新市役所創造
ゼロカーボンシティ推進事業費補助金 電気自動車等 【ゼロカーボンシティ推進室】	○「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた戦略をリードする野心的数値目標を達成するため、長崎市民及び長崎市内の中小企業者を対象に電気自動車の導入及び集合住宅等への充電設備設置を支援し、運輸部門におけるCO2排出量を削減する。			新市役所創造
公共施設のZEB化に向けた研究 【建築課・設備課】	○公共施設の新築、改修時に省エネ機器等の導入を引き続き行っていくとともに、2030年に省エネ基準がZEB(※)基準レベルに引き上げられることを見据え、ZEB等の建築物の脱炭素化の研究を行う。 ※事業所における一次エネルギー消費量の収支が正味ゼロとなる建築物			

取組方針 2	気候変動の影響に対する適応策の推進
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
自主防災組織活動事業 <※再掲：E1-3> 【防災危機管理室】	○自主防災組織の結成促進や活動の活性化を図るため、自治会単位に限らず、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会単位での結成や活動を働きかける。 ○地域防災活動の推進役を担う市民防災リーダーや防災活動の啓発を行うながさき防災サポーターを養成し、地域防災力の向上を図る。			



個別施策 D1-2	再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化を図ります
-----------	-------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	再生可能エネルギーを地域で創り出し、使っている。

取組方針 1	再生可能エネルギーの地産地消の推進
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
脱炭素先行地域づくり事業 【ゼロカーボンシティ推進室】	○国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手、南山手地区並びに稲佐山から見下ろす夜景を構成する施設群の脱炭素化を図り、併せて、長崎市版サステナブルツーリズムの取組みを進め、「選ばれる国際観光都市」の実現を目指し、令和6年度から令和10年度の5年間に先行地域エリア及びその他対象施設の脱炭素化等を実施していく。 事業期間：令和6年度～令和10年度まで			新市役所創造

取組方針 2	省エネ設備等の普及促進
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
公共施設LED化事業費 【ゼロカーボンシティ推進室】	○2030年までに公共施設のLED照明導入率100%の実現に向けて公共施設のLED化を行う。			新市役所創造
省エネルギー家電製品等購入費補助金 【ゼロカーボンシティ推進室】	○「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた取組みを推進するため、エネルギー消費性能がより優れた最新機器への更新を促進することで、長崎市におけるCO2排出量の約2割を占める家庭部門における削減を促進させる。			
ふれあいセンター運営事業 【中央総合事務所総務課】	○地域住民に脱炭素社会の意識の醸成を促すため、出前講座等により啓発を行う。			

基本施策	D 2	資源を守り大切に社会の実現をめざします
------	-----	---------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	ごみ減量・リサイクルに対する意識を高め、資源を守り大切に社会の形成に取り組んでいる。

個別施策	D 2-1	ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します
------	-------	----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	ごみ減量とリサイクルに積極的に取り組んでいる。

取組方針 1	資源物分別収集の促進
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
資源ごみ処理事業 【廃棄物対策課】	○最終処分場の延命化と資源の有効活用を図るため、分別収集した資源ごみやプラスチック製容器包装などを資源化するとともに、ごみの分別、減量化及びリサイクル推進のための市民への意識啓発を行う。併せて、現在焼却若しくは埋め立てられているプラスチック製品をリサイクルする等の国の制度改正を契機としてプラスチック資源の更なる有効活用を図る。			
資源ごみ処理事業 【廃棄物対策課】	○市民に身近なリサイクルを実感してもらい、市民の環境に配慮した行動を促進させるため、回収したペットボトルや古布の水平リサイクルを行う。 ・排出された使用済みペットボトルの一部を用いた再生ペットボトル（ボトルtoボトル）のPR ・イベント回収した古布のリサイクル（繊維to繊維）			
リサイクルコミュニティ推進事業 ＜※再掲：取組方針2＞ 【廃棄物対策課】	○自治会におけるリサイクル推進員の設置や小中学校のリサイクル活動を支援することで、市民と行政が一体となったごみの分別、リサイクル、ごみ排出量の削減を推進する。 ・リサイクル推進員の委嘱及び謝礼金の交付及び研修会等の実施 ・小中学校のリサイクル活動に対する支援			

取組方針 2	ごみ排出量の削減
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
資源ごみ処理事業 【廃棄物対策課】	○最終処分場の延命化と資源の有効活用を図るため、分別収集した資源ごみやプラスチック製容器包装などを資源化するとともに、ごみの分別、減量化及びリサイクル推進のための市民への意識啓発を行う。併せて、4Rの推進を強化するとともに、食品ロス削減を推進し、市民1人1日当たりのごみ排出量の削減を図る。			
資源ごみ処理事業 【廃棄物対策課】	○市民への食品ロス削減の啓発を図るため、家庭で余っている食品を集めてフードバンク団体に提供するフードドライブを実施。令和6年度も毎月の職員向けフードドライブに加え、市民向けフードドライブ（6月及び10月に実施）を全ての地域センターにおいて実施するとともに、民間団体が実施するフードドライブの周知支援を実施することで、ごみのさらなる減量化を進める。			
資源ごみ処理事業 【廃棄物対策課】	○ものを捨てる前に人に譲るなど、もう一度使用するリユースを選択肢として意識してもらうため、粗大ごみの中からまだ使えるものを選別、インターネット掲示板「ジモティー」に出品し、希望する市民に引き渡すリユース事業について、新たに整備した旧西工場ストックヤードを活用し、選別、保管、引渡しを効率的に行い、現行の自転車のみから品数を拡大する。			新市役所創造
リサイクルコミュニティ推進事業 ＜※再掲：取組方針1＞ 【廃棄物対策課】	○自治会におけるリサイクル推進員の設置や小中学校のリサイクル活動を支援することで、市民と行政が一体となったごみの分別、リサイクル、ごみ排出量の削減を推進する。 ・リサイクル推進員の委嘱及び謝礼金の交付及び研修会等の実施 ・小中学校のリサイクル活動に対する支援			

個別施策 D2-2	廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます
-----------	-----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	廃棄物が	適正に処理されている。

取組方針 1	廃棄物の適正処理
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
不法投棄対策事業 【廃棄物対策課】	○不法投棄を防止するため、監視パトロールの実施や監視カメラの設置位置を精査するなど、生活環境保全上重要な拠点の常時監視を行う。			
有害ごみ処理事業 【廃棄物対策課】	○家庭から排出される使用済み乾電池及び廃蛍光灯等に含まれる水銀を安全に適正処理するとともに、金属、ガラス等の構成物質を分別し、適正にリサイクル処理を行う。			
特殊ごみ処理事業 【廃棄物対策課】	○毎年行われている精霊流しやお宮日等の行事で発生するごみの処理を行う。			
ごみ収集現状分析・最適化事業 【廃棄物対策課】	○ごみステーションごとのごみの量や現行の収集運搬ルート等のデータを収集し、そのデータをAIにより分析することで、地区割や収集曜日の見直しによるごみ収集量の均一化及び収集地区内での収集ルートの最適化を図り、ごみ収集車両数及び二酸化炭素排出量の削減を行う。 ・令和4年度：システム構築、データ収集業務 ・令和5年度：現状分析・最適化業務 ・令和7年度：ルート検証作業			
ポケットコイルマットレス解体事業 【三京クリーンランド埋立処分場】	○これまで容積が大きいにも係らず埋め立てていたポケットコイルマットレスを解体し、可燃ごみと資源物（金属）に選別することにより、埋立処分場の延命化と資源物の再資源化につなげる			

取組方針 2	処理施設の整備等
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
新東工場建設事業 ごみ焼却施設建設 【環境整備課】	○現東工場の老朽化に伴い、令和8年6月の供用開始を予定に、新東工場を建設する。ごみの適正処理を行うとともに、ごみ焼却処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図ることで二酸化炭素（CO2）を削減し、地球温暖化防止へ貢献できる施設として整備する。 ・令和4年度：設計、粗大ごみ処理施設解体工事、造成工事 ・令和5年度：設計、粗大ごみ処理施設解体工事、造成工事、建築工事 ・令和6年度：建築工事、プラント設備工事 ・令和7年度：建築工事、プラント設備工事、外構工事、試運転 ・令和8年度：試運転			
茂里町環境センター解体事業 【環境整備課】	○茂里町環境センターから旧クリーンセンターへ移転することに伴い、跡地活用が可能となるように茂里町環境センターを解体する。 ・令和5年度：設計 ・令和6～9年度：解体工事			
し尿等受入施設建設事業 【環境整備課】	○人口減少等によるし尿等の発生量の減少に伴い、処理の効率化を図るため、現在稼働の長崎半島クリーンセンターと琴海クリーンセンターを廃止し、令和10年度からの供用開始を予定に、西部下水処理場にし尿等受入施設を建設する。 ・令和5～6年度：設計 ・令和7～9年度：建設工事			
地域環境整備事業 【環境整備課】	○新東工場の建設に伴い、地元地区と取り交わした覚書に基づき、東望港のかき道船泊り防波堤の越波対策として消波ブロックの設置を行う。 ・令和5年度：設計 ・令和6年度：消波ブロック設置工事			

基本施策	D 3	豊かな地域環境を守り活かします
------	-----	-----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	豊かな地域環境の保全に取り組んでいる。

個別施策 D 3-1	豊かな自然環境を保ち、自然との共生を図ります
------------	------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	豊かな自然環境の中で、自然と共生している。

取組方針 1	自然環境保全及び共生の機会創出
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
花のあるまちづくり事業 <※再掲：A 2-3> 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○安らぎと潤いのある生活環境の創造と魅力的な観光都市づくりを目指して、年間を通して楽しめる四季折々の花を主要な観光ルートや道路植樹帯に植栽し、回遊性を高める。			
環境啓発推進事業 <※再掲：D 4-1> 【環境政策課】	○豊かな自然環境の保全と共生の機会を創出するため、環境教育や環境イベント等による自然環境保全意識の啓発を図るとともに、自然とふれあう場を提供する。 ・親子環境教室等の開催 ・環境副読本の制作 ・環境ポスター展の実施			

取組方針 2	森林の整備及び利用の促進
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
市民ふれあいの森施設整備事業 【農林振興課】	○安全で利用しやすい森林レクリエーション活動の場の提供のため、ふれあいの森の老朽化が著しい遊歩道等について修繕・改修を行う。			
森林・山村多面的機能発揮対策事業 <※再掲：C 3-2> 【農林振興課】	○林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う森林所有者や地域住民が減少し、適切な管理が行われていない森林が増加しており、国・県・市が協調して、森林所有者や地域住民等が中心となった活動組織が実施する水資源確保、環境保全、土砂災害防止等の森林の多面的機能の発揮に資する活動の経費の一部を負担する。			
市有林維持管理事業 <※再掲：C 3-2> 【農林振興課】	○長崎市が直接管理している直営林について、森林資源の有効活用と公益的機能の充実を図るため、下刈や間伐等の保育事業や作業道等の開設等を実施する。			
林業振興対策事業 (間伐材活用促進) <※再掲：C 3-2> 【農林振興課】	○地域産材の幅広い活用を図るとともに、そのPR及び森林資源の有効活用を図るため、市有林の森林施業で発生する間伐材を利用した木製品の製作及び公共施設等への無償配布や市民等への販売を行う。			

取組方針 3	豊かな生態系の保全
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
自然環境保全推進事業 【環境政策課】	○長崎市自然環境調査委員による希少動植物の調査やピオトープ（動物や植物が安定して生活できる生活空間）の保全に努めるとともに、ホタル飛翔調査の結果を広く市民に公表することで、豊かな生態系の保全について市民の意識高揚を図る。 ・希少動植物保全及び外来種拡散抑制の啓発 ・相川休耕田の地元との協働による自然再生と活用 ・ホタル飛翔調査及び結果公表			

<b>個別施策 D3-2</b>	<b>大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます</b>
------------------	---------------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	<b>対 象</b>	<b>意 図</b>
	大気や水質など身近な環境上の条件が	理想的な水準に保たれている。

<b>取組方針 1</b>	<b>環境基準達成率の向上</b>
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
水質汚濁防止対策事業 【環境政策課】	○市民の健康を保護し水環境の保全を図るため、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域、地下水及び工場排水等の水質監視等を行う。また、苦情等に基づく原因者への指導・勧告等を行う。 ・公共用水域等の常時監視 ・排出施設等に係る立入調査	■	■	
騒音・振動・悪臭防止対策事業 【環境政策課】	○市民の健康を保護し生活環境の保全を図るため、騒音規制法等に基づき、年間を通じて長崎市内の自動車交通騒音及び振動の測定、市内一円での環境騒音の測定等を行う。また、苦情等に基づく原因者への指導・勧告等を行う。 ・自動車騒音等の常時監視 ・特定建設作業等に係る立入調査	■	■	

<b>取組方針 2</b>	<b>大気環境の保全</b>
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
大気汚染防止対策事業 【環境政策課】	○市民の健康を保護し大気環境の保全を図るため、大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質の監視等を行う。また、苦情等に基づく原因者への指導・勧告等を行う。 ・大気環境の常時監視 ・煙道排ガス等に係る立入調査	■	■	
電気自動車等導入事業 <※再掲：D1-1> 【ゼロカーボンシティ推進室】	○長崎市地球温暖化対策実行計画における公用車導入の基本方針及び数値目標に基づき、走行中に温室効果ガスを排出しない電気自動車等の計画的かつ積極的な導入を図る。	■	■	

基本施策	D 4	環境意識・行動の定着を図ります
------	-----	-----------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	環境に対する当事者意識を持ち、環境行動を実践している。

個別施策 D 4-1	環境に対する当事者意識の醸成を図ります
------------	---------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	あらゆる世代で環境を学び、当事者としての環境意識を持っている。

取組方針 1	幅広い世代への環境教育・啓発の促進
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
環境啓発推進事業 <※再掲：D 3-1>  【環境政策課】	○豊かな自然環境の保全と共生の機会を創出するため、環境教育や環境イベント等による自然環境保全意識の啓発を図るとともに、自然とふれあう場を提供する。 ・親子環境教室等の開催 ・環境副読本の制作 ・環境ポスター展の実施			
地球温暖化対策市民運動推進事業 <※再掲：D 4-2>  【ゼロカーボンシティ推進室】	○市民総参加による継続的な環境行動の実践に向けて、ポータルサイトやPR動画等を活用し、「だれでも」「いつでも」「簡単に」取り組むことができる運動を展開しCO2の排出量削減に向けた幅広い世代への環境教育・啓発の促進を図る。			新市役所創造

取組方針 2	環境教育の次世代を担うリーダーの育成
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
環境啓発推進事業 (ESD講座)  【環境政策課】	○環境活動を積極的に行う環境団体を講師として学校へ招き、座学、ミニレクチャー、フィールドワーク等を実施することにより、環境教育の推進を図る。			
環境啓発推進事業 <※再掲：D 3-1>  【環境政策課】	○豊かな自然環境の保全と共生の機会を創出するため、環境教育や環境イベント等による自然環境保全意識の啓発を図るとともに、自然とふれあう場を提供する。 ・親子環境教室等の開催 ・環境副読本の制作 ・環境ポスター展の実施			

個別施策 D4-2	環境行動を促し、生活様式として定着させます
-----------	-----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	自発的な環境行動を実践している。

取組方針 1	自発的な環境行動の推進
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地球温暖化対策市民運動推進事業 <※再掲：D4-1> 【ゼロカーボンシティ推進室】	○市民総参加による継続的な環境行動の実践に向けて、ポータルサイトやPR動画等を活用し、「だれでも」「いつでも」「簡単に」取り組むことができる運動を展開しCO2の排出量削減に向けた幅広い世代への環境教育・啓発の促進を図る。			新市役所創造
市民協働環境美化推進事業 【廃棄物対策課】	○地域清掃の支援及びアダプトプログラムの加入を促進する。 ・ボランティア清掃用ごみ袋等の清掃用具の支給 ・ボランティア活動傷害保険の加入 ・管理区域等を示した表示板の設置 ○環境美化活動を活性化させるため、ボランティア清掃等の活動団体自らが活動内容を発信することができ、地域の環境活動に見える化するSNSの利用者の拡大を図る。			
街を美しくする運動推進協議会負担金 【廃棄物対策課】	○緑化花いっぱい運動・環境美化運動を推進する費用を負担する。 ・市民大清掃の実施 ・児童に対する環境美化教育の推進 （長崎こみぶくろ・まちを美しくする標語の活用） ・ながさきグリーンキャンペーンの実施 ・園芸講習会の実施 ・功労者表彰の実施			

取組方針 2	環境行動の次世代を担うリーダーの育成
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
脱炭素化に係る市民環境活動応援事業 【ゼロカーボンシティ推進室】	○環境行動の推進役である「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を通じて、若者や環境活動を実施する団体の脱炭素推進活動を支援する。			

取組方針 3	環境行動に向けた周知・広報の推進
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
市民環境行動推進事業（長崎市地球温暖化防止活動推進センター） 【ゼロカーボンシティ推進室】	○市民総参加の環境行動の推進に向けて取り組んできた『ながさきエコライフ』の取組みの更なる浸透と拡大を図るため、環境行動の推進役である「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を中心とした周知啓発等により、幅広い市民の身近な環境行動を促進する。			
ポイ捨て等防止対策事業 【廃棄物対策課】	○ポイ捨て・喫煙禁止地区における指導及び周知啓発を行う。 ・市職員による巡回指導及び啓発 ・看板、路面シート等の整備			
花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業 【土木総務課】	○花と緑によって安らぎあるまちづくりを促進することへの市民等の共感を得ることにより、植栽等、花や緑に関する活動に関与する人を増加させ、もって、緑豊かなまちづくりの推進を図るため、緑化の周知・啓発を行う。			

基本施策

個別施策

E 1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
-----	---------------------------

E 1-1	都市の防災機能向上を図ります
E 1-2	消防力を充実します
E 1-3	市民の防火・防災力向上を図ります

E 2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
-----	----------------------

E 2-1	地域の防犯、交通安全活動を推進します
E 2-2	犯罪被害、交通事故の相談・支援体制の充実を図ります

E 3	安心できる消費生活環境をつくりま す
-----	-----------------------

E 3-1	消費者トラブルから市民を救済します
E 3-2	消費者被害を防止します

E 4	暮らしやすいコンパクトな市街地を 形成します
-----	---------------------------

E 4-1	安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘 導・維持します
E 4-2	住環境を改善し生活利便性の向上を図ります

E 5	安全・安心で快適な住環境をつくり ます
-----	------------------------

E 5-1	多様な住まいの選択肢を提供します
E 5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します

E 6	車や公共交通による移動の円滑化を 図ります
-----	--------------------------

E 6-1	良好な道路ネットワークを形成します
E 6-2	公共交通を維持します

E 7	安全・安心で快適な道路・公園をつ くります
-----	--------------------------

E 7-1	だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくり ます
E 7-2	だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくり ます

E 8	水道水を安定して供給し、下水を適 正に処理します
-----	-----------------------------

E 8-1	いつでも安心な水を市民に届けます
E 8-2	汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります



基本施策	E 1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
------	-----	---------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	災害の被害を受けることなく、安全・安心に暮らしている。

個別施策	E 1 - 1	都市の防災機能向上を図ります
------	---------	----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	都市の防災機能が	整備され有効に機能している。

取組方針 1	宅地のがけ災害対策
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
宅地のがけ災害対策費補助金 【建築指導課】	○個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、その対策工事に要する費用の一部を助成する。			
盛土等災害防止調査事業 【建築指導課】	○盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、危険な盛土等を包括的に規制するとともに、既存盛土等の安全対策のための調査を行う。			

取組方針 2	河川整備
--------	------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
河川等整備事業（江川川） 【土木防災課】	○防災性の向上と自然環境に調和した潤いのある河川環境を形成するため、河川の改修を行う。 ・事業期間：昭和56～令和7年度		→	
河川等整備事業（大井手川） 【土木防災課】	○防災性の向上と自然環境に調和した潤いのある河川環境を形成するため、河川の改修を行う。 ・事業期間：平成13～令和12年度			
海岸保全事業（東望地区） 【土木防災課】	○国庫補助である社会資本整備総合交付金を活用して、東望海岸の越波対策を行う。 ・事業期間：平成13～令和25年度			
河川等整備事業（河川） 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○防災性向上のための河川改修を行う。			
自然災害防止事業（河川） 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている水害危険予想区域に指定される河川について、氾濫等の災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、河川の改良工事を実施する。			
都市下水路整備事業 【地域整備1・2課】	○都市の雨水排水機能を向上させて災害を未然に防止するとともに、水質の保全を図り水路周辺の住環境を改善させるため、都市下水路を整備する。			

取組方針 3	急傾斜地崩壊対策
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
自然災害防止事業（急傾斜地崩壊対策） 【土木防災課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている急傾斜地崩壊危険区域について、土砂災害の発生を予防し、災害の拡大を防止するため、対策工事を実施する。			

個別施策 E1-2	消防力を充実します。
-----------	------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	消防と地域が	ともに災害に強い体制を整えている。

取組方針 1	火災予防対策の推進
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
火災予防対策事業 【予防課、各消防署】	○住宅火災及び火災による死者数を減少させるため、防火防災訓練及び多様な媒体を活用した防火広報を継続して実施し、防火意識の向上と住宅用火災警報器の普及を図る。 ○事業所の防火安全対策を充実させるため、消防訓練の状況をより多くの者が共有できるよう、撮影した映像を活用して訓練の推進を図る。			
市民防火組織等活動推進事業 <※再掲：E1-3> 【予防課】	○地域の防火防災意識を高めるため、婦人防火クラブ及び少年消防クラブが実施する各種活動を補助し、クラブの活性化と結成を促進する。 ○地域の防火防災の担い手を育成するため、少年消防クラブ員を対象に自分たちの住んでいる地域の消防や防災に関係する場所のまちあるきを消防団や婦人防火クラブと連携して実施する。			

取組方針 2	消防団員の確保
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
団員確保対策事業 <※再掲：E1-3> 【予防課】	○地域における防火防災の中核となる消防団員を確保するため、広く市民に消防団活動への理解と協力を求めるSNSを含めた各種広報を実施し、市民への認知度の向上を図るとともに、消防団協力事業所の登録拡大や消防団の各種活動を支援し、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組む。			

取組方針 3	消防体制の充実
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
職員研修事業 団員研修事業 【消防局総務課、予防課、警防課】	○各種災害に備えるため、消防職員及び消防団員として必要な知識・技術を修得するための各種研修を実施するとともに、業務上必要な資格取得を行う。 (消防職員)・消防学校、消防大学校入校 ・各種免許、資格取得(大型運転免許・ドローン操作員など) (消防団員)・消防学校入校・階級別等訓練研修 ○消防職員のスキル向上を図るため、海上保安部や県警または県内消防本部などの関係機関との合同訓練や企業の知識、技術を活用した官民連携による合同訓練を実施する。			
消防施設整備事業 【消防局総務課、警防課】	○各種災害に備えるため、消防施設の整備や長寿命化のための改修を実施する。 ・消防庁舎(消防局、消防署、出張所、派出所) ・消防団格納庫 ・消防水利(消火栓、防火水槽)			
消防車両等整備事業 【警防課】	○各種災害に備えるため、老朽化した消防車両や資機材等を計画的に代替更新する。			
通信指令事業 (救急安心センター事業 #7119) <※再掲：F9-1> 【指令課、警防課】	○高まる救急需要に適切に対応するため、救急医療相談と医療機関案内ができる救急安心センター事業#7119を県と連携し、民間コールセンターへ事業委託する。 ○救命率向上のための環境づくりを行うため、救急安心センター事業 #7119の普及啓発を図り、指令・救急体制の充実に取り組む。			

個別施策 E1-3	市民の防火・防災力向上を図ります
-----------	------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	自発的に災害に対応できるようになっている。

取組方針 1	自助・共助の意識の醸成
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
避難行動要支援者支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○避難行動要支援者が緊急時に迅速な対応ができることを目的に、避難行動要支援者の把握や名簿の更新を行うとともに、本人の同意をもとに避難支援等関係者として長崎市地域防災計画で位置付けている、消防、警察、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターに避難行動要支援者の情報を提供することで、地域の支援体制を構築する。 ○個別避難計画の作成支援業務及び避難支援等関係者へ提供する名簿への情報掲載に係る同意勧奨業務を長崎市介護支援専門員連絡協議会に委託する。			
自主防災組織活動事業 <※再掲：D1-1> 【防災危機管理室】	○自主防災組織の結成促進や活動の活性化を図るため、自治会単位に限らず、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会単位での結成や活動を働きかける。 ○地域防災活動の推進役を担う市民防災リーダーや防災活動の啓発を行うながさき防災サポーターを養成し、地域防災力の向上を図る。			
地域防災マップづくり事業 【防災危機管理室】	○地域住民の防災意識の向上を図るため、避難所や地域の危険な場所などを地図に書き込みながら、地域の災害特性や安全な避難経路を話し合う地域防災マップづくりを、単位自治会、連合自治会、地域コミュニティ連絡協議会などで実施する。 また、マップの作成から一定期間過ぎた地域には、新しい情報の追加や工夫などを提案し、見直しについて働きかけを行う。			
長崎県総合防災訓練実施事業 【防災危機管理室】	○各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、有事即応の体制を確立するため、長崎県の訓練計画に基づく、総合的な訓練を長崎振興局管内の市町と合同により実施する。	←→		
防災啓発イベント「ながさき防災ひろば」実施事業 【防災危機管理室】	○平時からの相互の連携体制を確立するとともに、市民に対して、各機関の災害への取組みの周知及び防災意識の啓発を図るため、市と関係機関が連携して防災啓発イベントを実施する。			
個別避難計画の作成事業 <※再掲：F3-3> 【障害福祉課】	○災害時に配慮が必要な避難行動要支援者のうち、危険区域に居住する障害者やひとりで避難することが困難な障害者が、迅速かつ安全に避難することができるよう、それぞれの生活環境に応じた実効性のある個別の避難計画を作成する。			
団員確保対策事業 <※再掲：E1-2> 【予防課】	○地域における防火防災の中核となる消防団員を確保するため、広く市民に消防団活動への理解と協力を求めるSNSを含めた各種広報を実施し、市民への認知度の向上を図るとともに、消防団協力事業所の登録拡大や消防団の各種活動を支援し、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組む。			
市民防火組織等活動推進事業 <※再掲：E1-2> 【予防課】	○地域の防火防災意識を高めるため、婦人防火クラブ及び少年消防クラブが実施する各種活動を補助し、クラブの活性化と結成を促進する。 ○地域の防火防災の担い手を育成するため、少年消防クラブ員を対象に自分たちの住んでいる地域の消防や防災に関係する場所のまちあるきを消防団や婦人防火クラブと連携して実施する。			

取組方針 2		自助・共助・公助が一体となった避難所運営の推進			
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト	
		6	7		
地域と連携した避難所運営事業 【防災危機管理室】	○迅速な避難所の開設や避難しやすい環境づくりによる自主避難の促進を図るため、市と連合自治会等が覚書を交わし避難所要員と地域住民が連携して避難所の開設や運営を行う。 また、避難所の運営を円滑に行うため、各地域において避難所運営訓練を実施する。				
指定避難所環境整備事業 【防災危機管理室】	○指定避難所における良好な滞在環境を確保するため、避難所備品等の充実を図る。				
指定避難所の見直し 【防災危機管理室】	○市民の安全かつ円滑な避難を促進するため、より安全性が高い施設への指定替え又は指定解除を行う。				
緊急一時避難施設の指定 【防災危機管理室】	○弾道ミサイル攻撃等の際に、爆風等から直接の被害を軽減するために一時的に避難するコンクリート造りの堅牢な建築物や地下施設等を、あらかじめ都道府県知事が「緊急一時避難施設」として指定する取り組みを推進する。				
指定緊急避難場所における総合案内板設置事業 【防災危機管理室】	○令和3・4年に指定した指定緊急避難場所85箇所に、令和5年度から3年間で総合案内板を設置する。 ・令和5年度：指定緊急避難場所29箇所に設置 ・令和6年度：指定緊急避難場所28箇所に設置 ・令和7年度：指定緊急避難場所28箇所に設置			→	

取組方針 3		情報伝達・防災啓発の充実			
--------	--	--------------	--	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
防災行政無線設備の音声到達改善事業 【防災危機管理室】	○地形上の問題などで聞こえにくい地域があるため、既設スピーカーの調整等を行い改善を図る。			
情報伝達手段の認知度向上 【防災危機管理室】	○防災メール、テレビのデータ放送、テレホンサービス、市ホームページ、防災アプリ、SNS等の多様な情報伝達手段の認知度を向上させるため、市民への更なる周知強化を図る。			
マイ避難所運動推進事業 【防災危機管理室】	○住民一人ひとりが迅速な避難行動ができるよう、災害時にどこに避難すればよいかあらかじめ決めておくマイ避難所運動を推進し、防災意識の高揚を図る。			
戸別受信機の無償貸与 【防災危機管理室】	○防災情報等を迅速かつ確に伝達し、市民の安全・安心を確保するため、避難の際に支援を要する方や、避難者の支援を行う方等に対し、防災行政無線の戸別受信機の無償貸与を行う。			
土砂災害等ハザードマップ作成事業 【土木防災課】	○土砂災害及び洪水ハザードマップを作成し、住民に周知する。 ・平成16年度～			
自然災害等に対する予防的観点からの取り組みの推進 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○建築部で進めている既存盛土調査などの基礎調査結果を基に、隣接する生活道路や水路等の日常的な点検実施や地元からの通報等を踏まえ、関係部局との連携により予防的な対応の検討を進める。			←
自治会要望アプリの利用促進 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○道路異常個所通報システムを利用した「自治会要望アプリ」により、スマートフォン等を利用し生活道路・河川・公園等修繕要望の申請が可能であり、自治会による「自治会要望アプリ」の利用促進を図る。また、庁内や県の関係部局とのシステム共有拡大を図り、危険個所などへの迅速な対応が図れるよう取り組む。特に地域センターにおいては、自治会から要望があった際に現地でアプリを活用した申請ができるよう、職員が入力方法の説明や操作補助を行う。			

基本施策	E 2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
------	-----	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	犯罪、交通事故にあうことなく、安全・安心に暮らしている。

個別施策 E 2 - 1	地域の防犯、交通安全活動を推進します
--------------	--------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	地域が	自主防犯・交通安全意識を高め、活動を推進している。

取組方針 1	防犯・交通安全意識の啓発
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
交通安全指導普及事業 【自治振興課】	○交通安全意識の醸成を図るため、保育施設、小学校等において、交通安全指導普及員による交通安全教室を実施する。			
高齢者交通安全対策事業 【自治振興課】	○高齢者の交通安全意識の向上を図るため、市内自動車学校において、高齢者交通安全講習を実施する。			
暴力追放「いのちを守る」 長崎市民会議事業 【自治振興課】	○暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議が行う市民、事業者、関係団体等が一体となった暴力追放の取組みに対して負担金を支出し、市民の暴力追放・防犯意識の醸成を図るとともに、暴力追放の想いを後世に継承していく。			
こども安全注意報 【こどもみらい課】	○こどもの生命等の安全を脅かす事案・事件・事項等に関して関係機関と連携して、迅速に情報を収集・分析し、情報を発信することで被害の拡大を予防する。			

取組方針 2	防犯・交通安全活動の推進
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
交通安全推進事業 【自治振興課】	○交通事故のない地域づくりのため、関係機関・団体と緊密に連携し、地域と一体となった交通安全活動を推進する。			
安全・安心まちづくり推進事業 【自治振興課】	○市民が、安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、警察等関係機関との緊密な連携を図り、自主防犯活動の推進等に取り組む。			
防犯カメラ設置事業費補助金 【自治振興課】	○犯罪の発生を未然に防ぐため、自治会及び連合自治会が設置する防犯カメラの費用に対して補助を行い、地域の防犯力の向上を図る。			
青色回転灯防犯パトロール活動事業費補助金 【自治振興課】	○犯罪の発生を未然に防ぐため、青色回転灯防犯パトロールを実施している地域のボランティア団体に対して活動経費の一部を支援し、各団体の活動の活性化を図る。			
長崎市よかまち見回りサポーター事業 【自治振興課】	○登録した個人に防犯アイテム（LED反射バンド）を交付し、日常的に行うウォーキング等の屋外での活動に合わせて地域の見守り活動を実施することで、個人の防犯意識の向上及び地域の防犯力向上を図る。			
再犯防止推進事業 【自治振興課】	○市民が、安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰できるよう、関係機関・団体と連携し、各種支援に取り組む。			
子どもを守るネットワーク推進事業 【こどもみらい課】	○子どもたちが安全に、かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりをするために、地域内の団体・組織・個人など地域の力を結集して行っている子どもを守るネットワーク活動を推進するため助成を行う。			
補導活動事業 【こどもみらい課】	○すべての子どもが健やかに成長することができるようにするために、学校や関係機関等との連携による補導活動、環境浄化業務、不審者や有害鳥獣等の情報の収集、分析、提供を行う。			
通学路点検 【健康教育課】	○登下校時の児童生徒の安全を確保するため、関係機関・団体と連携して小学校区別の通学路点検を実施する。			

<b>個別施策 E2-2</b>	<b>犯罪被害、交通事故等の相談・支援体制の充実を図ります</b>
------------------	-----------------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	<b>対 象</b>	<b>意 図</b>
	市民が	犯罪被害や交通事故に関する不安やトラブルを早期に解決できている。

<b>取組方針 1</b>	<b>相談体制の充実</b>
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
市民相談事業 【自治振興課】	○市民が抱える日常生活の中の困りごと・悩みごとを解消するため、相談員による相談対応のほか、法律・国税・登記・不動産・住宅リフォーム・マンション管理など各種専門家による相談対応を定期的に行い、問題解決のための助言や情報提供を行う。			
交通事故相談所運営事業 【自治振興課】	○交通事故被害者等の問題解決を支援するため、交通事故に関する専門的な知識を有する職員を配置し、複雑多様化する相談内容に対する助言を行う。			

<b>取組方針 2</b>	<b>支援体制の充実</b>
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
犯罪被害者等支援推進事業 【自治振興課】	○犯罪被害者等が受けた被害からの回復・軽減及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を行うとともに、市民及び事業者の犯罪被害者等への理解が促進されるよう広報・啓発活動を行う。			

基本施策	E 3	安心できる消費生活環境をつくります
------	-----	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	安心して安全に消費生活を営んでいる。

個別施策 E 3-1	消費者トラブルから市民を救済します
------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	消費者トラブルから救済されている。

取組方針 1	相談員の継続的な配置とスキルアップ
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談員等レベルアップ事業 【消費者センター】	○相談員が市民の消費生活相談対応に必要な最新の知識の習得や他自治体と情報を共有することを目的として国等が開催する研修や学習会等に参加する。 ・国民生活センターの研修施設で行われる研修及びオンライン研修への参加			

取組方針 2	弁護士相談による法的アドバイスの活用
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談事業 【消費者センター】	○高度に専門的な消費生活相談へ対応するため弁護士からの法的アドバイスを活用する。 ・令和6～7年度：月に2回の定例弁護士相談及び緊急弁護士相談の実施			

取組方針 3	関係機関との連携強化
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談事業 【消費者センター】	○消費者（市民）を消費者被害から救済するため、関係機関、関係課との連携を強化する。 ・令和6～7年度：多重債務者対策に係る庁内合同研修会の開催 ・令和6～7年度：長崎市消費者安全確保地域協議会構成団体等との連携			

個別施策 E3-2	消費者被害を防止します
-----------	-------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	消費者被害についての知識をもつとともに、社会や環境のことも考えた消費行動を行っている。

取組方針 1	消費者教育の充実
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費者啓発推進事業 【消費者センター】	○消費者の自立を支援するため、消費者被害や、一人ひとりがとるべき消費行動について考える講座を開催する。 ・職員による消費生活出前講座の実施、専門家による消費生活に関する各種講座の実施 ・一般向け消費生活講座の実施			
若年者消費者教育強化事業 【消費者センター】	○成年年齢の引下げに対応し、若い世代の消費者の自立を支援するため、学校等における消費者教育を強化する。 ・令和6～7年度：学校等における消費生活に関する講座や各種教材提供の実施			
若年者消費者教育強化事業 【消費者センター】	○成年年齢の引下げに対応し、若い世代の消費者の自立を支援するため、学校等における消費者教育を強化する。 ・令和6年度：17歳の市民全員に消費者生活啓発冊子の郵送による配布		→	

取組方針 2	迅速な情報提供
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費者啓発推進事業 【消費者センター】	○消費者被害の未然防止を図るため、ホームページやSNS等による情報発信を行う。 ・ホームページ、SNS等による情報発信 ○高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、地域包括支援センター等の見守りを行う関係団体に対し、メール等による情報発信を行う。 ・関係団体に対する情報発信			

取組方針 3	関係機関と連携した高齢者等の見守り
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談事業 【消費者センター】	○高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、関係機関、関係課との連携を強化する。 ・令和6～7年度 長崎市消費者安全確保地域協議会構成団体等との連携			
消費生活相談事業 【消費者センター】	○高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、関係機関、関係課との連携を強化する。 ・令和6年度 要配慮消費者の見守りハンドブック作成・配付	↔		



基本施策	E 4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
------	-----	-----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	各地区の市街地が	コンパクトにまとまり、安全で暮らしやすくなっている。

個別施策 E 4-1	安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します
------------	--------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	居住及び都市機能が集約された各地区の市街地で安全・快適に暮らしている。

取組方針 1	都市計画の見直し
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
集約都市形成推進事業 【都市計画課】	○都市計画マスタープランで目標とするコンパクト+ネットワークの視点に立った将来都市構造の実現に向け、令和6年3月に改訂した立地適正化計画の運用のほか、令和6年4月に策定した「長崎都心まちづくり構想」の推進に必要な都市計画決定・変更を行う。 ・令和6年度～：立地適正化計画の運用 ・令和6～7年度：国道34号における地区計画の策定	→		
長崎都心まちづくり構想策定 【都市計画課】	○新しいまちづくりの方針として、長崎駅周辺や浦上川沿いを中心に進む各種プロジェクトの効果を、都心部全体の活性化につなげることを目的とした「長崎都心まちづくり構想」を策定した。 ・令和4～6年度：長崎都心まちづくり構想の策定	→		
長崎まちづくりのランドデザイン策定 【都市計画課】	○「経済再生」と「定住人口増加」に向けて、西九州新幹線開業や松が枝国際観光船埠頭2パース化など、新たなまちの基盤から生まれる効果を市全体に波及させる「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を実現するため、都心部の各エリア間の回遊や、都心部と周辺部のネットワークの維持・強化等を軸とする「長崎まちづくりのランドデザイン」を策定する。 ・令和6～7年度：長崎まちづくりのランドデザインの策定	→		経済再生

取組方針 2	定住の促進
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎市市街化調整区域における住宅団地開発を目的とした地区計画制度運用基準 【都市計画課】	○「長崎市市街化調整区域における住宅団地開発を目的とした地区計画制度運用基準」（令和6年3月改訂）により、市街化調整区域においても一定の要件を満たす地区については地区計画制度を利用した住宅団地開発を許容し、特に若い世代の定住促進に向けて受け皿となる住宅用地を供給する。 ・令和3年度：運用基準の策定 ・令和4年度～：運用基準に基づく審査、地区計画の決定 ・令和5年度：運用基準の見直し ・令和6年度～：改訂運用基準に基づく審査、地区計画の決定	→		
浜町地区市街地再開発事業 【都市計画課】	○古くから本市の中心商業地として栄えてきた浜町地区における市街地再開発事業を支援し、地域の活性化と中心市街地全体の賑いの再生を図る。 ・事業年度：平成27年度～ ・平成27年度：推進計画作成費補助金 ・平成28～令和6年度：権利者の合意形成 ・令和7年度～：権利者の合意形成・都市計画決定・本組合設立など	→		
幸町地区優良建築物等整備事業 【都市計画課】	○市民の楽しみのもと日常的に解放された空間を創出するため、スタジアム・アリーナを中心とした複合施設（長崎スタジアムシティ）の整備事業に対し、国・県・市一体となって支援し、良好な市街地環境の形成を図る。 ・事業年度：令和4～6年度 ・施行地区：A＝約7.5ha ・平成30年度：(株)ジャパネットホールディングスが用地取得 ・令和2年度：施設の基本設計など ・令和3年度：施設の実施設計など ・令和4年度～6年度：共同施設整備費補助金など	→		経済再生

個別施策 E4-2	住環境を改善し生活利便性の向上を図ります
-----------	----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	各地区の市街地が	住環境の改善が図られ、住みやすくなっている。

取組方針 1	住環境の改善・防災性の向上
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
空き家の不良度測定事業 【資産税課】	○適切な管理がなされずに崩壊等の危険がある老朽危険空き家について、潜在的な老朽危険空き家を把握するために、市内全域で調査を実施する。 ・事業期間：令和5～6年度 ・事業内容：不良度測定対象空き家の調査	→		
道路新設改良事業 (中川鳴滝3号線) 【中川・鳴滝住宅市街地基盤整備事業】 <※再掲：E6-1> 【土木建設課】	○中川・鳴滝地区の居住環境の向上及び老朽住宅の建替促進、交通環境の改善を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：中川2丁目～鳴滝2丁目 ・事業期間：平成12～令和12年度 ・事業内容：L=1,200m、W=10～12m			
地籍調査事業 【都市計画課】	○地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査と、境界の測量及び面積の測定を行い、簿冊(地籍簿)及び地図(地籍図)を作成する。 ・令和6年度：金堀町ほか 調査面積：6.22平方キロメートル ・令和7年度：花園町ほか 調査面積：5.09平方キロメートル			
東長崎平間・東地区土地区画整理事業 【東長崎土地区画整理事務所】	○東長崎平間・東地区における健全かつ良好な住環境を有する市街地の形成を図る。 ・施行地区：長崎市平間町、東町及び矢上町の各一部 ・事業期間：平成14～令和8年度 ・施行地区面積：30.0ha ・令和6年度：清算金徴収 ・令和7年度：清算金徴収			
斜面市街地再生事業(立山地区ほか) 【地域整備1・2課】	○家屋老朽化率や密集度が高い地区において、道路や公園等の公共施設の整備を行い、防災性の向上や住環境の改善、老朽建築物の更新を図る。 ・事業年度：平成7～令和8年度 ・施行地区：8地区(177.1ha)			
車みち整備事業 <※再掲：E7-1> 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○斜面市街地における居住環境の改善及び防災性の向上を図るため、車の通行ができない階段道などの市道箇所を地元の協力を得ながら地域の实情に応じた工夫を行い、車が通行できる道路へと改良を行う。 ・事業期間：平成25年度～令和10年度 ・事業内容：令和5年度まで：三原27号線ほか(28路線) 令和6年度：丸尾町江の浦町1号線ほか			

取組方針 2	都市基盤の整備
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
東長崎地区都市基盤施設整備事業 【東長崎土地区画整理事務所】	○東長崎地区土地区画整理事業廃止区域における道路や公園等都市基盤施設の整備により、良好な居住環境の創出を図る。 ・事業期間：平成23～令和7年度 ・事業内容：東長崎縦貫線ほか ・令和6年度：都市計画道路整備 ・令和7年度：都市計画道路整備			

基本施策	E 5	安全・安心で快適な住環境をつくります
------	-----	--------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	それぞれの地域で、安全・安心・快適に住み続けている。

個別施策 E 5-1	多様な住まいの選択肢を提供します
------------	------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	希望する住まいに安心して住んでいる。

取組方針 1	若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり
--------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子育て世帯の市営住宅への優先入居 【建築総務課】	○建替による新築市営住宅へ定期借家制度を導入するとともに、定期募集における特定目的住宅としての優先枠を設定し、子育て世帯の優先入居を実施する。			
新規就労者への市営住宅の提供 【建築総務課】	○単身の新規就労者（満30歳未満）に対し、市営住宅の空き住戸を提供することで、居住支援を行うとともに、定住促進を図る。			
子育て世帯向け住戸改善事業 【住宅政策室】	○若者・子育て世帯が安心して暮らせる市営住宅を供給するために、市内の中心部に近い市営住宅の空き住戸を対象に、三点給湯及び、間取りの変更についての改修を実施する。 ・令和3年度：20戸 ・令和4年度：20戸 ・令和5年度：5戸			少子化対策
子育て住まいづくり支援費補助金 <※再掲：F4-3> 【住宅政策室】	○家族の支え合いにより子育てに係る負担軽減を図り、安心して子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得・改修費用の一部を助成する。			少子化対策
住みよかプロジェクト協力認定制度 【住宅政策室】	○若者・子育て世帯が希望する住宅の供給等を進めるため、住みよかプロジェクト協力認定制度（※）を実施する。 ※まちづくりの担い手である市民や企業の方々と市が協力・連携し、住宅に関する地域課題を解決するための取組みについて認定するもの			少子化対策

取組方針 2	高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり
--------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
住宅リフォーム支援補助事業 【住宅政策室】	○バリアフリー化や省エネ化など、住宅の性能向上による居住環境改善及び地場産業の育成を図るため、市内に存する住宅の改修工事を行う者に対し補助金を交付する。			
サービス付き高齢者向け住宅の登録推進 【住宅政策室】	○高齢者が住み慣れた地域に住み続けるために、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の登録を推進する。			

取組方針 3		移住者の定住促進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
移住者への市営住宅の提供 <※再掲：C2-3> 【建築総務課】	○単身の移住者に対し、市営住宅の空き住戸を提供することで、居住支援を行うとともに、定住促進を図る。			
定住促進空き家活用補助金 <※再掲：C2-3> 【住宅政策室】	○戸建て空き家の移住での活用を目的とし、リフォーム工事や家財処分に要する費用の一部を助成する。			
空き家・空き地情報バンク 【建築指導課】	○長崎市へ移住を希望される市外在住者、市内での転居を考えられている市民を対象に、市内の空き家・空き地の情報を提供することにより、空き家・空き地の流通と定住促進を図る。			

取組方針 4		住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
住宅確保要配慮者円滑入居 賃貸住宅の登録推進 【住宅政策室】	○高齢者、障害者、若年・子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者がニーズに合った賃貸住宅に入居できるように、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を推進し、ホームページ等を活用しながら広く情報の提供を行い、制度の周知を図る。			
既設公営住宅改善事業 【住宅政策室】	○市営住宅を長期にわたって良質なストックとして維持管理するため、外壁改修、屋上防水、風呂蓋設置、エレベーター設置など修繕工事を計画的に行う。 ・令和3年度～：市営住宅の居住水準の向上(浴室・台所・洗面所への給湯設備設置など)及び移転集約を行うための市営住宅の内部改修			
公営住宅建設事業 【住宅政策室】	○住宅に困窮する市民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、老朽化した公営住宅の建て替え等を行う。 ・令和2年度～：野母崎団地、日見大曲・宿町団地 ・令和4年度～：三原団地 ・令和6年度～：西山台団地			
市営住宅の集約・建替え等 による余剰地の活用 【住宅政策室】	○大園団地余剰地の売却、市営住宅敷地内の空きスペースの活用を検討する。			

個別施策 E5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します
-----------	-------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	安全で安心な住まいで暮らしている。

取組方針 1	質の高い住宅ストックへの更新
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長期優良住宅認定制度や低炭素建築物認定制度活用住宅の促進 【建築指導課】	○住宅の新築等に際して、長期にわたり良好な状態で使用するための省エネ・耐震・長寿命化等の措置が講じられた優良な住宅や二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物とすることなどの有効性等について、周知を図ることにより、認定住宅の増加を促す。			

取組方針 2	老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進
--------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
空き家・空き地情報バンク 【建築指導課】	○空き家の情報共有により、空き家の再利用を促進する。また、更なる空き家活用を促進するため民間と連携した空き家活用相談窓口の創設などに取り組む。			
特定空家等除却費補助金の拡充 【建築指導課】	○長期間放置され、老朽化し危険である、若しくは危険となる恐れがある特定空家等を所有者等が除却する際に要する経費の一部を助成する。また、老朽危険空き家については、固定資産税の住宅特例解除により除却件数増が予想されることから、件数を拡充する。			
老朽危険空き家対策事業 【建築指導課】	○長年放置された老朽危険空き家のうち、所有者がその建物及び土地を本市に寄附できる等の条件を満たすものを除却し、跡地を公共空間として整備することで、住環境の改善を図る。			
空家等活用促進区域等の検討 【住宅政策室・建築指導課】	○理財部が把握した斜面地の空き家のデータを基に、空き家の状態や接道など活用のための条件を判断し、空き家バンク登録を推進。また、把握した活用可能空き家の状況を検証し、令和6年度中に空家等活用促進区域等の手法を検討する。			

取組方針 3	特殊建築物の適正管理の促進
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
特定建築物にかかる定期報告制度 【建築指導課】	○不特定多数の人々が利用する公共性の高い建築物(特定建築物)については、建築設備の操作・作動の不完全等が大きな事故や災害へと発展する恐れがあることから、所有者等に対して定期報告制度の周知、防災意識の啓発などを行う。			

取組方針 4	住まい・宅地とまちの防災性の向上
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
民間建築物耐震化推進事業 【建築指導課】	○地震による建物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された民間建築物の耐震化に係る次の費用の一部を助成する。 ・木造戸建住宅…耐震診断、耐震改修設計・工事等 ・多数の者が利用する一定規模の建築物…耐震診断、耐震改修設計			
耐震化推進事業費補助金(要緊急安全確認大規模建築物) 【建築指導課】	○地震による建物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された民間建築物のうち、耐震改修促進法に基づき、耐震診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化に係る次の費用の一部を助成する。 ・耐震改修設計、耐震改修工事			
アスベスト対策費補助金 【建築指導課】	○吹付けアスベストの飛散による健康被害から市民を守るため、多数の者が利用する民間建築物の吹付けアスベストに係る分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成する。			
ブロック塀等除却費補助金 【建築指導課】	○地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防止し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、小中学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成する。			

基本施策	E 6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります
------	-----	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	道路や公共交通を安全で快適に利用している。

個別施策 E 6-1	良好な道路ネットワークを形成します
------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	目的地まで迅速かつ安全・快適に移動している。

取組方針 1	広域幹線道路網の整備促進
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
幹線道路等整備推進事業 【土木企画課】	○幹線道路等の整備促進、道路予算の確保を図るため、事業主体である国や県に対し、本市と関係団体で構成した協議会等を中心に、要望活動を行う。			
平和公園再整備基本計画策定 <※再掲：E 7-2> 【土木企画課】	○長崎南北幹線道路の事業化を契機として、平和公園（西地区）の再整備基本計画を策定する。	→		
道路新設改良事業 (江平浜平線) 【土木建設課】	○江平地区の交通環境の改善及び居住環境の向上、市内交通混雑の緩和を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：江平2丁目～浜平2丁目 ・事業期間：平成9～令和11年度 ・事業内容：L=2,260m、W=9.75m			
道路新設改良事業 (中川鳴滝3号線) 【中川・鳴滝住宅市街地基盤整備事業】 <※再掲：E 4-2> 【土木建設課】	○中川・鳴滝地区の居住環境の向上及び老朽住宅の建替促進、交通環境の改善を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：中川2丁目～鳴滝2丁目 ・事業期間：平成12～令和12年度 ・事業内容：L=1,200m、W=10～12m			
道路新設改良事業 (清水町白鳥町1号線) 【土木建設課】	○西町地区の交通環境の改善及び居住環境の向上、歩行者の安全性確保を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：清水町～白鳥町 ・事業期間：平成23～令和9年度 ・事業内容：L=430m、W=12m			
道路新設改良事業 (虹が丘町西町1号線) 【土木建設課】	○幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、市内北西部地区における交通の利便性と防災性の向上を図るため、道路の新設を行う。 ・事業区域：虹が丘町～西町 ・事業期間：平成9～令和11年度 ・事業内容：L=1,950m、W=10m			

取組方針 2	既存道路の安全性・快適性の向上
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A 2-3、E 6-2、E 7-1、E 7-2> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。			

個別施策 E6-2	公共交通を維持します
-----------	------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	公共交通が	市民の移動を支えつづけている。

取組方針 1	公共交通の維持
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A2-3、E6-1、E7-1、E7-2> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。			
長崎・天草航路運営費補助金 【公共交通対策室】	○文化的、経済的に交流の歴史が深く、観光面からも航路の重要性が高まっている長崎・天草航路について、その存続のために運営会社の運営費の一部を支援する。			
離島航路維持対策事業 【公共交通対策室】	○本土と離島を結ぶ重要な交通機関であることから、航路の維持を行うための支援を行い、地域住民の移動手段を維持し、離島地域の振興を図る。			
公共交通空白地域対策事業 【公共交通対策室】	○バス空白地域において乗合タクシーを運行し、地域住民の利便性の向上や公共交通機関の利用促進、高齢者の社会参加の促進を図る。			
コミュニティバス運行事業 【公共交通対策室】	○合併した各地区等のバス空白地域や交通が不便な地域において、住民の利便性向上を図る。			
軌道施設浸水対策事業 【公共交通対策室】	○路面電車の安全輸送を確保するため、変電所に止水板を設置することで豪雨等による河川氾濫が発生した際の軌道施設等の減災を図ろうとする軌道事業者に対して補助を行う。	←	→	

取組方針 2	公共交通の利便性向上
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域公共交通活性化推進費 【公共交通対策室】	○公共交通の維持・確保のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画の策定・更新・実施に必要な協議、連絡を行うために設置した長崎市公共交通活性化協議会の運営費を負担する。			

基本施策	E 7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります
------	-----	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	道路・公園が	安全・安心で快適に利用されている。

個別施策 E 7-1	だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくります	
------------	----------------------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	道路が	安全・安心で快適に利用されている。

取組方針 1	安全で快適な道路環境の確保	
--------	---------------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A 2-3、E 6-1、E 6-2、E 7-2> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。			
無電柱化推進事業 【土木企画課、土木建設課、長崎駅周辺整備室】	○良好な景観の形成や歩行者の安全性向上、防災性の向上を図るため、無電柱化を推進する。 ・事業内容：平成29年度～：籠町稲田町1号線、八千代町尾上町1号線、尾上町八千代町1号線、八千代町宝町1号線、新市庁舎周辺道路			
都市構造再編事業（新市庁舎周辺道路） 【土木建設課】	○新市庁舎の建設に伴い、公共交通機関から新市庁舎へのアクセス向上及び歩行者の安全で快適な通行空間の確保等を図るため、新市庁舎周辺道路のバスベイ整備や拡幅整備を行う。 ・事業区域：桜町・魚の町・桶屋町 ・事業期間：平成28～令和9年度 ・事業内容：L=560m、W=9.0～37.6m			
道路新設改良事業 【土木建設課】	○交通環境の改善及び居住環境の向上、歩行者の安全確保を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・川上町出雲線			
都市構造再編事業（幸町周辺地区） 【土木建設課】	○長崎市幸町の工場跡地で進められている長崎スタジアムシティの建設に伴い、周辺道路の安全かつ円滑な交通環境を確保するため、道路改良工事を行う。 ・事業区域：幸町～茂里町 ・事業期間：令和4～令和8年度 ・事業内容：L=270m、4箇所			
道路新設改良事業（（仮称）Vロード整備） 【土木企画課】	○長崎駅や浦上駅から長崎スタジアムシティへ向かう主要な動線において、「（仮称）Vロード」として安全で快適な歩行者空間の確保や道路空間を活用した賑わいを創出するための環境整備を行う。 ・事業期間：令和6年度 ・事業内容：のぼり旗基礎工 N=83箇所、誘導案内板設置 一式	↔		経済再生
街路事業（新地町稲田町線） 【土木建設課】	○斜面市街地（十善寺地区）の交通環境の改善及び居住環境の向上、まちなかの回遊性向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：籠町～稲田町 ・事業期間：平成12～令和9年度 ・事業内容：L=400m、W=15m			
街路事業（大黒町恵美須町線） 【土木建設課】	○長崎駅周辺の交通環境の改善及び歩行者の安全確保を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：大黒町～恵美須町 ・事業期間：平成26～令和14年度 ・事業内容：L=110m、W=26.25m			



街路事業(銅座町松が枝町線 [銅座工区]) 【土木建設課】	○まちなか(銅座地区)の賑わいの再生及び防災性の向上、交通環境の改善を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：銅座町～龍町 ・事業期間：平成26～令和11年度 ・事業内容：L=420m、W=15m			
街路事業(片淵線[新大工工区]) 【土木建設課】	○まちなか(新大工地区)の回遊性の向上及び歩行者の安全性確保、交通環境の改善を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：片淵2丁目～新大工町 ・事業期間：平成28～令和9年度 ・事業内容：L=270m、W=8m			
道路新設改良事業 (地方道路等整備事業) 【土木建設課、地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○交通の円滑化と安全性の向上等を図り、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、部分的な拡幅改良又は新設のほか、損傷が著しい路面や排水機能が低下した側溝等の改良、離合箇所等の整備、交差点の改良などを行う。			
道路新設改良事業 (合併地区道路等整備事業) 【土木建設課、北総合事務所地域整備課】	○合併地区等における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・相川町四杖町1号線、西海町128号線			
車みち整備事業 <※再掲：E4-2> 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○斜面市街地における居住環境の改善及び防災性の向上を図るため、車の通行ができない階段道などの市道箇所を地元の協力を得ながら地域の実情に応じた工夫を行い、車が通行できる道路へと改良を行う。 ・事業期間：平成25年度～令和10年度 ・事業内容：令和5年度まで：三原27号線ほか(28路線) 令和6年度：丸尾町江の浦町1号線ほか			
私道整備助成事業 【地域整備1・2課、土木総務課、各総合事務所地域整備課】	○市民の生活環境の向上及び交通安全に資することを目的に、一般交通の用に供されている私道を特例的に、市道に認定するため、私道の管理者等に対し整備に要する費用の一部を助成する。			
くらしの道整備事業 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○車みち整備事業の対象とならない周辺地域において、一部道路の新設や拡幅、離合場所・回転場所の確保等により、家の近くまで緊急車両や福祉車両を乗り入れでき、住民が安全で安心して暮らし続けられる道路整備を行うもの。 ・事業期間：令和2年度～令和10年度 令和6年度：春日町1号線ほか			
自然災害防止事業(道路) 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている道路危険予想箇所について、自然法面の災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、道路の改良工事を実施する。 ・戸石町12号線、西町1号線ほか			
交通安全施設整備事業 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○交通事故の防止と交通環境の安全性の向上のため、交通事故が多発している道路や交通の安全を確保する必要がある道路について、交通環境の改善を行う。 ・事業内容：歩道の新設改良、道路反射鏡設置、防護柵設置、視線誘導標設置、区画線設置、路側帯のカラー化など			
交通安全施設整備事業 通学路緊急安全対策事業 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○令和3年6月の千葉県八街市で発生した通学路での交通事故を受け、通学路における児童等の安全を確保するため、緊急的な対策が必要な箇所の安全対策を行う。 ・事業内容：歩道の新設改良、防護柵設置、視線誘導標設置、区画線設置、路側帯のカラー化、ハンブ設置など			
道路新設改良事業 【地域整備2課】	○車両通行の安全性、快適性を向上するため、舗装工事を行う。 西山目覚町線ほか ・西山目覚町線(令和6年度まで) ・出来大工町江戸町線(令和7年度から)			
道路リフレッシュ事業(合併7地区) 【南・北総合事務所地域整備課】	○合併地域の市道について、交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路において、緊急に整備を要する部分的な拡幅改良又は新設を行う。			
過疎対策事業 【南・北総合事務所地域整備課】	○過疎地域における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・伊王島循環線、高浜本線、為石町24号線、蚊焼1号線、蚊焼町川原町1号線、上出津線			
辺地対策事業 【北総合事務所地域整備課】	○辺地地域における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・形上岳線			

取組方針 2		道路構造物の長寿命化の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
道路新設改良事業（道路メンテナンス事業）道路構造物等補強 【土木防災課】	○道路構造物等の長寿命化を推進し、定期点検の結果をもとに緊急性に応じた補修・補強等を計画的に実施することで施設の老朽化対策を図る。 ・平成19年度～			
取組方針 3		効果的な駐車・駐輪対策の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
駐車場施設整備事業（桜町駐車場ほか） 【土木企画課】	○市営駐車場の老朽化に伴い、施設や設備が更新時期を迎えていることから、安全・安心な駐車場機能を確保するため、改修工事等を実施する。			

個別施策 E7-2	だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくります
-----------	----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	公園が	安全・安心で快適に利用されている。

<b>取組方針 1</b>	<b>安全で快適な公園の整備</b>
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A2-3、E6-1、E6-2、E7-1> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。	■	■	
公園等施設整備事業（公園施設長寿命化） 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課、土木建設課】	○老朽化した施設の更新・改修、バリアフリー化未整備の公園における園路の段差解消など、長寿命化計画に基づく施設の改築・更新等を行う。	■	■	

<b>取組方針 2</b>	<b>多様化した市民ニーズに対応できる公園への再整備</b>
---------------	--------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
公園等施設整備事業（都市公園機能再編） 地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課	○既設公園の老朽化した施設において、社会情勢や地域のニーズに対応した、安全・安心で快適に利用できる公園の再整備を図る。	■	■	
平和公園再整備基本計画策定 <※再掲：E6-1> 【土木企画課】	○長崎南北幹線道路の事業化を契機として、平和公園（西地区）の再整備基本計画を策定する。	→		

基本施策	E 8	水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します
------	-----	-------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	いつでも安心して水道と下水道を使っている。

個別施策 E 8-1	いつでも安心な水を市民に届けます	
------------	------------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	水道施設の機能が	適正に維持されている。

取組方針 1	施設の耐震化及び更新		
--------	------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎水害緊急ダム事業（浦上ダム再開発） 【新浄水場整備室】	○洪水対策として、浦上ダムなどの利水機能の一部を治水目的に変更するためのダム改良工事を行う。 ・令和4～9年度：設計調査 ・令和5～9年度：貯水池内掘削工事 ・令和10～11年度：ダム本体工事			
配水施設整備事業 <※再掲：取組方針2> 【水道建設課】	○破損事故の未然防止、管路の耐震化、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を目的として老朽管の更新、新規布設等を行う。 事業実施の際は、スペック（性能や容量）の適正化や経費節減の観点から、次の取り組みを実践する。 ・配水用ポリエチレン管の適用拡大 ・管路の機能評価による整備の優先順位の設定 ・漏水対策を図るため修繕履歴の多い管路の優先更新 ・更新管路のダウンサイジング ・令和5～9年度：第12次配水施設整備事業			
水道施設耐震化事業 【事業管理課、水道建設課、浄水課】	○安定した水の供給を図るため、老朽化した浄水場、配水タンク、ポンプ場等の耐震化及び更新を図る。 事業実施の際は、経費削減の観点からスペック（性能や容量）を見直し、実状に応じて配水槽等タンク容量のダウンサイジングを行う。 ・令和4～6年度：手熊浄水場改良・耐震化事業 ※令和6年度以降も順次、耐震化計画を策定し実施			
高島地区海底送水管更新事業 【水道建設課】	○高島地区へ水道水を送水している海底送水管は、昭和53年の布設後46年を経過し、老朽化していることから布設替えを行う。 ・令和6～7年度：詳細設計 ・令和8～9年度：布設管工事	←		

取組方針 2	施設及び水質の適正な維持管理		
--------	----------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
配水施設整備事業 <※再掲：取組方針1> 【水道建設課】	○破損事故の未然防止、管路の耐震化、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を目的として老朽管の更新、新規布設等を行う。 事業実施の際は、スペック（性能や容量）の適正化や経費節減の観点から、次の取り組みを実践する。 ・配水用ポリエチレン管の適用拡大 ・管路の機能評価による整備の優先順位の設定 ・漏水対策を図るため修繕履歴の多い管路の優先更新 ・更新管路のダウンサイジング ・令和5～9年度：第12次配水施設整備事業			
漏水防止対策事業 【給水課】	○道路陥没などの事故防止や水の有効利用を図るため、効率的で効果的な漏水防止対策を実施する。 ・スマートメーター等を用いた常時監視エリアの拡大 ・修繕履歴の多い管路の優先更新			
水道GLP認定 【水質管理室】	○厳密な検査により高い信頼性を保証する「水道GLP」（Good Laboratory Practice「優良試験所規範」）を取得しており、引き続き「水道GLP」を適正に運用し、安全性が確保された水道水を提供する。			

取組方針 3		施設の広域化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
新浄水場共同整備事業  【新浄水場整備室】	<p>○更新時期を迎えている浦上浄水場と道ノ尾浄水場を廃止し、新たな浄水場の整備について長与町との共同整備を推進する。</p> <p>新浄水場の整備及び運営については、民間事業者に施設設計、建設、運営等を包括的に委託するDBO方式を採用し、広域化に関する国の財政措置の活用しながら、広域連携・官民連携により整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5～6年度：新浄水場共同整備事業計画作成</li> <li>・令和6～7年度：事業者選定</li> <li>・令和7～8年度：詳細設計</li> <li>・令和7～12年度：新浄水場建設工事</li> </ul>			

個別施策 E8-2	汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります
-----------	--------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	下水道施設の機能が	適正に維持されている。

取組方針 1	施設の更新
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水道ストックマネジメント事業 <※再掲：取組方針3> 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化等による事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改修を行うことにより、持続的な下水道機能の確保を図る。 設備の改築時には、脱炭素化の視点から、省エネ、創エネ機器の導入を検討する。 ・令和6～10年度：ストックマネジメント（第2期計画）の実施			
公共下水道雨水建設事業 【下水道建設課】	○潮位の影響を受けやすい河川や海沿いの低地地区、河川の流下能力が不足する地区などの浸水防除のため、雨水管渠の整備を行う。 ・令和4～7年度：文教排水区			

取組方針 2	施設の統合
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水処理場統合整備事業 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○老朽化が進んだ中部下水処理場の機能を停止し、処理区が隣接した西部下水処理場へ統廃合するとともに、雨天時に急増する汚水（雨天時浸入水）対策として、旧クリーンセンターの地下を改造し、流量調整池の整備を行う。 ・中部下水処理場廃止、中部茂里町流量調整池化（令和5年度） ・令和6～9年度：中部下水処理場解体			
集落排水処理施設統合整備事業 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○太田尾・高島・野母崎・琴海地区に位置する集落排水処理の施設9箇所について、公共下水道へ接続したほうが費用面で有利な6か所を統廃合する。 ・令和6年度～：公共下水道への統合に係る設計業務 ・令和7年度～令和15年度：公共下水道への接続工事、随時供用開始	←		
し尿等受入施設建設事業 <※再掲：取組方針4> 【下水道施設課】	○環境部が管理している琴海クリーンセンターと長崎半島クリーンセンターを廃止し、西部下水処理場にし尿等受入施設を建設することで、施設の共同化を図る。 【し尿受入施設】 ・令和5～6年度：設計業務 ・令和7～9年度：建設工事 ・令和10年度：供用開始			

取組方針 3	施設の適正な維持管理
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水道ストックマネジメント事業 <※再掲：取組方針1> 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化等による事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改修を行うことにより、持続的な下水道機能の確保を図る。 設備の改築時には、脱炭素化の視点から、省エネ、創エネ機器の導入を検討する。 ・令和6～10年度：ストックマネジメント（第2期計画）の実施			
不明水（雨天時浸入水）対策事業 【事業管理課、下水道建設課】	○雨天時に急増する雨天時浸入水対策として、浸入水を一時貯留する施設の整備や老朽化した施設からの浸入を防止するための対策を実施する。 ・汚水樹取替・修繕、穴あき鉄蓋取替、汚水管改築（管更生） ・令和6年度：低コスト水位計を用いた共同研究（スクリーニング調査）			

取組方針 4		施設の広域化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水道施設統合整備事業 （し尿等の公共下水道への投入） <※再掲：取組方針2> 【下水道施設課】	○環境部が管理している琴海クリーンセンターと長崎半島クリーンセンターを廃止し、西部下水処理場にし尿等受入施設を建設することで、施設の共同化を図る。 【し尿受入施設】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5～6年度：設計業務</li> <li>・令和7～9年度：建設工事</li> <li>・令和10年度：供用開始</li> </ul>			

基本施策

個別施策

F 1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
-----	-------------------------------

F 1-1	人権啓発を推進します
F 1-2	人権侵害から市民を守ります
F 1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

F 2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
-----	----------------------------------

F 2-1	地域包括ケアシステムの推進を図ります
F 2-2	高齢者の社会参加を促進します
F 2-3	地域の支援体制を構築します
F 2-4	介護サービスの充実を図ります

F 3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
-----	-----------------------------

F 3-1	障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります
F 3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します
F 3-3	障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

F 4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
-----	------------------------------

F 4-1	結婚や妊娠の希望の実現を支援します
F 4-2	母と子の健康を支援します
F 4-3	子育て支援の充実を図ります
F 4-4	子どもを育てやすい環境の充実を図ります
F 4-5	ひとり親家庭等の自立を支援します

F 5	原爆被爆者の援護を充実します
-----	----------------

F 5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます
F 5-2	被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります
F 5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します

F 6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
-----	---------------------------

F 6-1	生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します
F 6-2	生活保護受給者の就労を支援します



F 7	自らすすめる健康づくりを推進します
-----	-------------------



F 7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します
F 7-2	健康づくり環境の充実を図ります
F 7-3	歯科口腔保健を推進します

F 8	安心できる衛生環境を確保します
-----	-----------------



F 8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します
F 8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します

F 9	安心できる医療環境の充実を図ります
-----	-------------------



F 9-1	救急医療体制の充実を図ります
F 9-2	地域医療提供体制の充実を図ります

基本施策	F 1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
------	-----	-------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	互いの人権が尊重されたまちで暮らしている。

個別施策	F 1 - 1	人権啓発を推進します
------	---------	------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	人権について正しい知識を得る機会がある。

取組方針 1	人権啓発の強化
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
人権啓発活動事業 【人権男女共同参画室】	○市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催や啓発をさらに強化する。また、人権に関する特定職業従事者である市職員に対する研修を実施する。			新市役所創 造

取組方針 2	性的少数者に関する人権啓発
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
人権啓発活動事業 【人権男女共同参画室】	○市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催や啓発をさらに強化する。また、人権に関する特定職業従事者である市職員に対する研修を実施する。 ・性の多様性への理解を深めるための啓発			新市役所創 造
パートナーシップ制度推進 事業 【人権男女共同参画室】	○性的少数者に対する理解を深めてもらうため、性的少数者の現状や手続きの方法などを掲載したパートナーシップ宣誓制度（※）冊子を作成し、周知する。 ※互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあう関係（以下「パートナーシップ関係」という。）の性的少数者のカップルに対し、二人が行うパートナーシップ関係の宣誓の事実を行政が承認する制度。			新市役所創 造

取組方針 3	啓発手法の検討
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
人権啓発活動事業 【人権男女共同参画室】	○市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催や啓発をさらに強化する。また、人権に関する特定職業従事者である市職員に対する研修を実施する。 ・講演会等の実施やホームページ、SNSなどを活用した啓発手法の検討・実施			新市役所創 造

個別施策 F1-2	人権侵害から市民を守ります
-----------	---------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	人権侵害から守られている。

取組方針 1	被害を未然に防止するための取組み
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
障害者相談支援事業 <※再掲：F3-1> 【障害福祉課】	○障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族などからの各種相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う。			
子どもを守る取組推進事業 <※再掲：取組方針3> 【こどもみらい課】	○いじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題を抱える子どもからの相談に対応し、支援を行う。（こども相談センター） ○いじめ等の防止等に関係する機関や団体と連携を図るとともに、必要に応じ、いじめ等について調査・審議を行う。 ○いじめや児童虐待等が子どもの心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性など、必要な広報や啓発を行う。 ・子どもへの相談支援の拡充 ・子どもを守る連絡協議会、子どもを守る専門委員会の設置・開催 ・広報、啓発（いじめ防止ワークショップの開催、相談制度の周知）			

取組方針 2	相談先の周知
--------	--------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
男女生活相談事業 【人権男女共同参画室】	○家庭や職場などにおける性別による差別的取扱い、DV、セクシュアルハラスメント等の人権侵害を受けた被害者等が孤立して悩むことがないようにするため、相談の実施や相談窓口の周知を行う。 ・SNS等を利用した相談窓口の周知方法の検討・実施			新市役所創造

取組方針 3	相談体制の強化
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
男女生活相談事業 【人権男女共同参画室】	○家庭や職場などにおける性別による差別的取扱い、DV、セクシュアルハラスメント等の人権侵害を受けた被害者等が孤立して悩むことがないようにするため、相談の実施や相談窓口の周知を行う。 ○多様化・複雑化する相談に対応するため、支援者（相談員）の資質向上及び他機関との連携による相談体制の強化を図る。			新市役所創造
こども家庭センター運営事業 【子育てサポート課】	○児童虐待の発生予防及び早期発見に努め、関係機関と連携した早期対応等の継続的な支援の充実を図る。 ・長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の開催 ・事例検討会の開催 ・児童虐待防止研修会の開催 ・親子の心の相談の実施 ・児童虐待の発生予防及び早期発見に努める			少子化対策
子どもを守る取組推進事業 <※再掲：取組方針1> 【こどもみらい課】	○いじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題を抱える子どもからの相談に対応し、支援を行う。（こども相談センター） ○いじめ等の防止等に関係する機関や団体と連携を図るとともに、必要に応じ、いじめ等について調査・審議を行う。 ○いじめや児童虐待等が子どもの心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性など、必要な広報や啓発を行う。 ・子どもへの相談支援の拡充 ・子どもを守る連絡協議会、子どもを守る専門委員会の設置・開催 ・広報、啓発（いじめ防止ワークショップの開催、相談制度の周知）			

個別施策 F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります
-----------	----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。

取組方針 1	男女共同参画の推進に関する講座の実施
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
啓発広報事業 【人権男女共同参画室】	<p>○男女が互いを尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる社会の構築のため、様々な方法を用いて男女共同参画に関する啓発広報を行うとともに、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進センター主催講座の実施</li> <li>・アマランスフェスタの実施</li> </ul>			新市役所創造

取組方針 2	デートDV防止授業の実施
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
男女共同参画推進センター運営事業 【人権男女共同参画室】	<p>○市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するため、男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する学びの場を提供するとともに、その活動に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV防止授業（男女共同参画推進センター派遣講座）の実施</li> </ul>			新市役所創造

<b>基本施策</b>	<b>F 2</b>	<b>高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます</b>
-------------	------------	---

<b>2025年度にめざす姿</b>	対 象	意 図
	高齢者が	地域の人々と支えあい、いきいきと安心して暮らしている。

<b>個別施策</b>	<b>F 2-1</b>	<b>地域包括ケアシステムの推進を図ります</b>
-------------	--------------	---------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	対 象	意 図
	高齢者が	住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けている。

<b>取組方針 1</b>	<b>長崎版地域包括ケアシステムの推進</b>
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
<b>地域ケア会議推進事業</b>  【地域包括ケアシステム推進室・高齢者すこやか支援課】	<p>○医療・介護・福祉・法律・地域関係者で構成される地域包括ケア推進協議会（市全体の地域ケア会議である全体会、部会）を継続して開催し、地域の目指すべき姿、方向性、課題を共有しながら、「長崎版地域包括ケアシステム」の推進に向けた検討を行い、更なる取組みを展開していく。また、地域包括ケアシステムへの理解促進、ACP（※）や看取りに関する意識啓発のため市民向け講演会を実施する。</p> <p>○在宅生活を中心とした地域の課題を把握・集約するため、地域包括支援センターにおいて、地域ケア個別会議（個別ケースを検討する地域ケア会議）及び地域ケア推進会議（個別ケースの検討により共有された地域課題の解決等を検討する地域ケア会議）を開催する。</p> <p>※アドバンス・ケア・プランニング。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。 愛称：人生会議。</p>			

<b>取組方針 2</b>	<b>多職種連携による在宅医療と介護の連携推進</b>
---------------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
<b>在宅医療・介護連携推進事業</b> <※再掲：F9-2> 【地域包括ケアシステム推進室】	<p>○住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療及び介護連携推進の拠点となる「包括ケアまちなかラウンジ」を主体とし、各関係機関と連携した多職種協働の研修及び市民向け講座等、普及啓発を実施する。</p>			
<b>地域リハビリテーション活動支援事業</b> 【地域包括ケアシステム推進室】	<p>○地域における高齢者の心身機能の低下を予防し、自立支援と社会参加に向けて地域リハビリテーションの基盤づくりを図るため、リハビリ専門職が地域に積極的に関与し、保健・医療・福祉・介護の関係職種と連携・協力して在宅での生活を支える事業を実施する。</p>			

<b>取組方針 3</b>	<b>地域の支え合いの仕組みづくり</b>
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
<b>生活支援体制整備事業</b> 【地域包括ケアシステム推進室】	<p>○地域づくり活動の充実に向け、令和3年度から、生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに専任で配置し、「地域コミュニティのしくみづくり」の地域主体の活動に合わせて、NPO・ボランティア・社会福祉法人など多様な主体の協働による地域での支え合い体制の構築に取り組む。</p>			

取組方針 4		地域共生社会の構築		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
多機関型包括的支援体制構築事業 【地域包括ケアシステム推進室】	○高齢、障害、子育て、生活困窮など複数の課題を有する世帯に対し、ワンストップで受け止め、コーディネートする相談窓口を市内2箇所に設置し支援するとともに、多職種が連携した相談支援体制の構築を図り、分野横断的に対応する重層的な支援体制を推進する。			

個別施策 F2-2	高齢者の社会参加を促進します
-----------	----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	高齢者が	自ら介護予防に努め、個人の能力を活かしながらいきいきと生活をしている。

<b>取組方針 1</b>	<b>通いの場、老人クラブ活動への参加促進</b>
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
住民主体型通所介護事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○介護予防・閉じこもりを防止するため、地域の身近な場所で運動やレクリエーション等を住民が主体的に行う高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。	■	■	
一般介護予防事業評価事業 【高齢者すこやか支援課】	○介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、事業全体の改善を図る。	■	■	
老人クラブ助成事業 【高齢者すこやか支援課】	○高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的として老人クラブに必要な費用を助成する。	■	■	

<b>取組方針 2</b>	<b>ボランティア活動の促進・支援</b>
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
生活介護支援サポーター事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○身近な場所で交流を行い、市民自ら実施する高齢者ふれあいサロンや介護老人福祉施設等でボランティア活動を行う生活・介護支援サポーターを育成・支援し、サロン活動の促進やボランティアを受け高齢者の介護予防を図る。また、サポーター自身の生きがいづくりや健康増進を図り、介護予防を図る。	■	■	
地域活動支援事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○介護予防やボランティア活動についての研修によりボランティアを育成し、介護予防事業に参加する高齢者の支援を行う（あじさいサポーター、シルバー元気応援サポーター）。 ○地域支援ボランティアポイント制度を実施することにより、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励し、元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	■	■	

個別施策 F2-3	地域の支援体制を構築します
-----------	---------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	地域の人々が	協働して高齢者を支えている。

<b>取組方針 1</b>	<b>認知症サポートリーダー登録者数の増進</b>
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
認知症地域支援体制整備事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症サポーター及びサポートリーダーを養成し、地域で見守る認知症支援ネットワーク構築を推進する。	■	■	

<b>取組方針 2</b>	<b>地域による見守り体制の確保</b>
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
成年後見制度利用支援事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○認知症高齢者等で、十分な判断能力がなく、また保護者がいないため介護保険サービス等を受けることができない方に、本人保護の必要性を確認のうえ、成年後見人の選任の申立て支援を行う。また、家庭裁判所が決定する報酬付与審判について、後見人等へ報酬を支払うことが困難な被後見人等に対し報酬助成を行う。 ○成年後見制度の周知・広報や相談、後見人等支援や関係機関とのネットワーク構築を一体的に担う中核機関の設置により、制度を必要とする高齢者の住み慣れた地域での安心した暮らしを支援する。	■	■	
徘徊高齢者等家族支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○GPS付発信器機を利用し、認知症高齢者が徘徊した場合に、介護家族に現在位置情報を提供し、早期発見及び安全確保につなげる。また、認知症の要介護被保険者等が徘徊に起因する事故等が発生させ、その家族が損害賠償責任を負うことになった場合に補償される保険の保険料を負担する。	■	■	
認知症地域支援体制整備事業 【高齢者すこやか支援課】	○認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるように、認知症高齢者とその家族の在宅生活を支援する認知症サポートリーダーを養成する。 ○軽度認知障害（MCI）の早期発見・支援のために、検診会場や通いの場等においてスクリーニング検査を実施し、判定結果に応じて保健指導や医療・サービス等につなげる。	■	■	
友愛訪問委託事業 【高齢者すこやか支援課】	○65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯に対して民生委員が訪問し、日常生活の相談、助言等を行う。	■	■	



個別施策 F2-4	介護サービスの充実を図ります
-----------	----------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	介護を必要とする高齢者が	住み慣れた地域で、必要なサービスを利用しながらいきいきとした生活を送っている。

取組方針 1	介護・福祉サービスの基盤整備
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費補助金 【福祉総務課】	○「通い」を中心としつつ、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を併せて提供し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練等を行う事業所の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）			
認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金 【福祉総務課】	○認知症高齢者に対して、共同生活の中で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を行う事業所の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）			
特定施設入居者生活介護事業所整備事業 【福祉総務課】	○有料老人ホーム等の入居者に対し、当該施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を行う事業所の整備を進める。 ・整備期間：第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）			
地域密着型特別養護老人ホーム整備費補助金 【福祉総務課】	○常に介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象として、食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を行う施設の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）			

取組方針 2	介護人材の確保
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
介護人材確保対策事業 【介護保険課】	○不足する介護人材を確保するため、将来の介護職への就職に係る意識の醸成、ボランティア養成など新たな介護人材の発掘、早期離職者の解消など介護人材の定着に努める。 ・長崎市内在住の小学生を対象として介護の体験学習を実施した団体に補助を行う。 ・福祉・介護の仕事の魅力を伝え、やりがいにつながるような取り組みを図り、福祉・介護の仕事に対するイメージアップを図る。			

取組方針 3	介護者の不安軽減や孤立防止
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
家族介護支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○在宅で安心して介護ができるよう、個別相談や家族介護教室の開催等を通じて介護者の不安の軽減や孤立防止を図り、必要な情報の提供や支援を行う。			

基本施策	F 3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
------	-----	-----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	地域でいきいきとした日常生活、社会生活を送っている。

個別施策 F 3-1	障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります
------------	-----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	必要な時期に適切な療育・サービスの提供を受けている。

取組方針 1	障害福祉サービスの質の向上と提供
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
日常生活用具給付事業 【障害福祉課】	○在宅の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活を容易にするための用具を給付又は貸与する。			
日中一時支援事業 【障害福祉課】	○日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守りと社会に適応するための日常的な訓練等を行う。			
訪問入浴サービス事業 【障害福祉課】	○歩行困難、移送不可能な在宅の身体障害者で、入浴が困難な方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。			
障害福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	○在宅福祉の拠点施設である障害福祉センターにおいて、相談・療育・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供する。			
心身障害者福祉医療費給付事業 【障害福祉課】	○経済的負担の軽減を図るため、重度及び中度障害者が健康保険による診療を受けたとき、医療機関へ支払った自己負担金の一部を助成する。			
配食サービス事業 【障害福祉課】	○在宅生活の継続と自立した生活の確保を図るため、食事の調理が困難な身体障害者に、栄養のバランスのとれた食事を提供する。			
障害児通学支援事業 【障害福祉課】	○特別支援学校に通う児童・生徒で、通学に付添が必要な方を対象に、付添人が体調不良などの理由で送迎ができない場合でも通学することができるよう、通学交通費の一部を助成する。			
ロボット等導入支援 【障害福祉課】	○障害福祉の現場において、国の経済対策を活用し、ロボット技術により介護業務の負担軽減及び新型コロナウイルスの感染拡大防止や労働環境の改善を図る。			
医療的ケア児レスパイト事業 【障害福祉課】	○在宅で生活している医療的ケア児に対して、指定訪問看護事業者の看護師等が、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、医療的ケア児の看護や介護を行う家族の休息時間の確保や介護の負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図る。			←
ICT導入モデル事業費補助金 【障害福祉課】	○ICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、ICTの導入に必要な経費の一部を補助し、本事業を活用した事業所からICT導入前後による業務の効率化等の実績を求め、その導入事例を長崎市内の事業所に周知及び公表を行うことにより、ICT導入の促進を図る。			←

取組方針 2		診療所の受け入れ体制の充実		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
障害者施策推進協議会への専門委員の設置 【障害福祉課】	○障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を審議する「長崎市障害者施策推進協議会」に新たに専門委員を置き、障害福祉センター診療所の機能強化や発達障害児に対する市内小児科協力体制の構築等について協議を行う。			
発達障害啓発事業 【障害福祉課】	○発達障害に対する理解促進を図るため、市役所内外の関係機関で構成する「発達障害ネットワーク会議」を開催し、発達障害に関する支援の検討や意見交換を行うとともに、講演会を開催するなど啓発活動を行う。			
診療所事業 【障害福祉課】	○心身に障害がある、またはその疑いがある児・者に対して診療を行う。また、カンファランス（診断会議）における評価をもとに、個別の療育・リハビリテーション計画を作成し、医師又はセラピストによる療育・リハビリテーションを実施する。発達障害児等の診療数が増加しているため、人員体制の見直しを行うなど受け入れ体制の充実を図り、待機期間解消を目指す。			
障害児等療育支援事業 【障害福祉課】	○障害児・者及びその保護者等に対し、外来又は訪問による療育指導を行うとともに、地域で障害児・者の支援に携わる保育所、幼稚園、小中学校の職員等に対する療育技術指導や障害児通所支援事業所及び医療機関等のスタッフを対象とした発達障害児支援技術講習会を実施する。			
地域障害児支援体制強化事業費補助金 【障害福祉課】	○地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図るため、障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターが実施する機能強化に係る事業に対しその一部を補助する。			←

取組方針 3		相談支援体制の充実		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
基幹相談支援センター 【障害福祉課】	○社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所、計画相談・障害児相談支援事業所等と連携して困難事例対応や各事業所相談員に対する専門的指導・助言、人材育成の支援等の業務を総合的に行う。			
障害者相談支援事業 <※再掲：F1-2> 【障害福祉課】	○障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族などからの各種相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う。			

個別施策 F3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します
-----------	--------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	障害者が	希望や能力に応じた就労をしている。

取組方針 1	障害者雇用の場の確保
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
障害者テレワークロボット 就労促進 【障害福祉課】	○障害の特性により通所や通勤が困難な重度障害者などに、コミュニケーション機能と移動機能を併せ持ち、遠隔で操作できるテレワークロボットを活用し、新市庁舎の案内業務等に從事してもらうことで、障害者の社会参加や就労支援の拡充につなげる。	→		
福祉と企業の虹の架け橋 フェスタ開催 【障害福祉課】	○障害者が自分の希望や能力に応じた就労や、就労に向けた訓練の場の選択ができるよう、障害者と一般企業、障害福祉サービス事業所をつなぐ場を設けてマッチング支援を行い、多様な人材が地域の中で活躍することを促進するとともに、企業での障害者雇用の促進による人材確保を図る。	←		経済再生

取組方針 2	福祉的就労の充実・強化、一般就労への移行促進
--------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
障害者就労支援相談所運営 事業 【障害福祉課】	○障害者の就労の促進を図るため、就労を希望する障害者に就労相談支援、雇用準備支援、就労に必要な情報の提供を行う。			
障害者就労施設等からの物品等の優先調達 【障害福祉課】	○障害者就労施設等で就労する障害者等の自立を促進するため、長崎市役所における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成・公表を行い、物品購入等の優先調達に取り組む。			

取組方針 3	授産製品の受注拡大
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
授産製品販売促進事業 【障害福祉課】	○障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産製品の売上げ向上、授産工賃アップを図る。			

個別施策 F3-3	障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます
-----------	------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	住まいを確保し、自立して生活している。

取組方針 1	障害者の住まいの確保、地域生活への移行と定着
--------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
住宅入居等支援（居住サポート）事業 【障害福祉課】	○賃貸借による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、必要な調整、相談を通じて一般住宅への入居を支援する。			
移動支援事業 【障害福祉課】	○社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。			
ピアサポーター人材活用事業 【障害福祉課】	○養成講座を修了したピアサポーターが経験者の視点を活かした助言等支援を行うなど、ピアサポーターとして活躍する場の創出、拡大や社会参加促進を図り、精神障害者の長期入院からの退院、地域での自立した生活を推進する。			
手話通訳者養成事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。			
手話通訳者派遣事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向く必要があるときで、適当な付添人が得られないため円滑な意思の疎通に支障がある場合に手話通訳者を派遣する。			
要約筆記者養成事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。			
要約筆記者派遣事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向く必要があるときで、適当な付添人が得られないため円滑な意思の疎通に支障がある場合に要約筆記者を派遣する。			
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 【障害福祉課】	○盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を養成する。			
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 【障害福祉課】	○盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を派遣する。			
障害者自動車改造助成事業 【障害福祉課】	○重度身体障害者が、就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に応じた改造に要する費用の一部を助成する。			
障害者自動車運転免許取得助成事業 【障害福祉課】	○身体障害者が就労又は就労が見込まれる等社会活動上の必要性から自動車運転免許の取得を希望する場合に、その取得に要する費用の一部を助成する。			
点字・声の広報等発行事業 【障害福祉課】	○文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者に分かりやすい方法により、広報、水道使用料、介護保険料、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報等を提供する。			

手話普及啓発事業 【障害福祉課】	○手話への理解促進及び手話の普及を図り、聴覚障害者等が支障なく日常生活を送ることができるよう、手話を使用しやすい環境を整備するための取組みを実施する。			
障害者アート啓発事業 【障害福祉課】	○障害者への理解と芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を推進するため、障害者が制作したアート作品の展示を行う作品展を開催する。			
移送支援事業 【障害福祉課】	○車の横付けが困難な斜面地等に居住し、一人で歩行が困難な身体障害者に対し、移送支援サービス事業者を派遣して、自宅から自力で移動が可能な場所までの移送を行い、福祉施設の利用や通院等の外出を支援する。			
福祉緊急連絡装置設置事業 【障害福祉課】	○急病、災害等の緊急時において、一人暮らしの重度身体障害者等に消防局や協力員等が救助、その他の措置を取るための装置を設置する。			
重度障害者福祉タクシー利用助成事業 【障害福祉課】	○在宅の重度障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成する。			
障害者交通費助成事業 【障害福祉課】	○心身障害者の自立更生を助成し、社会活動への参加を促進するため、バス、電車、タクシー、ガソリン、船舶等の利用券等の交付を行うなど交通費の一部を助成する。			
個別避難計画の作成事業 <※再掲：E1-3> 【障害福祉課】	○災害時に配慮が必要な避難行動要支援者のうち、危険区域に居住する障害者や一人で避難することが困難な障害者が、迅速かつ安全に避難することができるよう、それぞれの生活環境に応じた実効性のある個別の避難計画を作成する。			
精神障害者社会参加促進事業 【地域保健課】	○精神障害者の社会復帰や社会参加の促進を支援する精神保健福祉ボランティアの活動支援を行う。			

取組方針 2	成年後見制度の利用促進
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
成年後見制度利用支援事業 【障害福祉課】	○成年後見制度を専門とした相談窓口としての役割と地域連携ネットワークの事務局的な役割を一体的に担う中核機関を設置し、成年後見制度に関する相談対応や利用支援を実施するとともに、後見人の人材育成や関係機関との連携強化のための体制づくりを行う。 また、成年後見制度を必要とする本人や親族から後見人の選任申立てが見込めない場合、市長が代わって家庭裁判所へ申立てを行い、後見人への報酬を支払うことができない被後見人等に対し報酬助成を行う。また、市長による申立て以外で選任された後見人等に対しては、被後見人等が生活保護受給者又は低所得の場合に報酬助成を行う。			

取組方針 3	地域生活支援拠点の整備
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域生活支援拠点の整備検討 【障害福祉課】	○障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活を支援する拠点の整備に向けて、自立支援協議会などを中心に協議し検討する。			

基本施策	F 4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
------	-----	------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	子育て家庭が	まち全体に支えられ、安心して子育てができています。

個別施策 F 4-1	結婚や妊娠の希望の実現を支援します
------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	結婚や妊娠を望む市民が	希望を実現している。

取組方針 1	結婚に関する意識の啓発
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさきめぐりあい創出事業 【長崎創生推進室】	○「結婚等に対する意識啓発を図るセミナー」、「相談体制の構築」によるフォローアップの充実、「広報・周知」などにより、交際や結婚を望む方々の希望の実現を図る。			少子化対策
結婚応援パスポート 【長崎創生推進室】	○民間企業と連携し、結婚に対する機運の醸成や婚姻した方々を祝福する仕組みを構築することなどにより、まち全体で結婚を希望する若い世代等を応援する。	検討中		少子化対策

取組方針 2	出会いの機会の創出
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ながさきめぐりあい創出事業 【長崎創生推進室】	○「独身者の出会いの場を創出するイベント」を開催し、交際や結婚を望む方々の希望の実現を図る。 ○結婚希望者の出会いの機会を創出するため、長崎県と連携して、データマッチングシステム「お見合いシステム」や企業間交流事業「ウィズコンながさき」等の運営を行う。			少子化対策

取組方針 3	不妊に関する情報の提供
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
不妊治療の周知啓発 【子育てサポート課】	○不妊治療を受けやすい環境になるよう不妊に関する情報を周知し、妊娠を望む夫婦が早い段階から不妊治療に取り組めるよう知識の啓発を行う。			

個別施策 F4-2	母と子の健康を支援します
-----------	--------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	母と子が	健康な生活を送っている。

取組方針 1	妊娠・出産・育児への切れ目ない支援
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
こども家庭センター運営事業 ＜※再掲：F4-3・取組方針2＞ 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健と子育て支援を一体的に取り組み、子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに必要な支援へとつなぐ。			少子化対策
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業 ＜※再掲：F4-3・取組方針2・5＞ 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援を一体的に行う。			
妊産婦健康診査事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○妊婦の妊娠高血圧症候群や貧血等の異常を早期に発見して治療につなぎ、安全な出産を迎えられるよう、妊婦の健康診査費用、多胎妊婦の追加健診や低所得の妊婦の初回産科受診にかかる費用を負担し、受診の促進を図る。また、産後うつや新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を負担する。			少子化対策
産後ケア事業 【子育てサポート課】	○妊娠、出産期の心身の不調や育児不安を軽減するため、保健師、助産師が特に支援が必要な母子に対して心身のケアや育児の支援を行う。			少子化対策
母子保健訪問指導事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○母子の健康増進を図り、児童虐待等を防止するため、妊産婦、新生児、未熟児等の家庭を訪問して妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行う。			
乳児家庭全戸訪問事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見、保健師の訪問など適切な支援につなぐ。			少子化対策
養育支援訪問事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○児童虐待を未然に防止するため、出産後間もない時期の家庭や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、保健師等による専門的指導・助言を行う。			
子育て世帯訪問支援事業 【子育てサポート課】	○家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援者が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。			少子化対策
子育て短期支援事業 【子育てサポート課】	○児童及び家庭の福祉の向上を図るため、保護者が疾病等の社会的事由及び仕事等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった時又は子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等においてその児童の養育又は支援（当該保護者への支援）を行う。 ・短期入所生活援助（ショートステイ）：児童養護施設等に宿泊させ、その児童の養育を行う。 ・夜間養護（トワイライトステイ）：児童養護等に通所させ、その児童の養育を行う。 ○令和6年度からは短期入所生活援助（ショートステイ）において、親子入所支援を実施すること及び実施施設が可能な場合に限り、通学等の児童の付き添いを実施する。			少子化対策
乳児期家事代行サービス事業 【子育てサポート課】	○0歳児の子どもを育てるすべての家庭を対象に、1歳の誕生日の前日まで6回を上限に家事代行サービスの利用を支援する。			少子化対策



取組方針 2		子どもの健やかな成長への支援		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
軽中度難聴児補聴器購入費補助金 【こども政策課】	○身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽中度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、聴力の向上や言語の発達を支援する。			
親子歯科口腔保健事業 【子育てサポート課】	○妊娠・出産及び育児に伴う親子の口腔領域の疾患を予防するため、妊産婦、子ども、パートナーを対象として歯科医院への受診支援および歯科保健指導を実施する。 ・妊産婦等歯科健診 ・歯育て健診 ・むし歯予防教室			
乳幼児健康診査事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○乳幼児の健全な発育や発達を促すため、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施する。視覚、聴覚、運動機能、発達等の障害や異常、その他の疾病を発見し、適切な保健指導を行う。			
母子栄養健康づくり事業 【各総合事務所地域福祉課】	○健康で豊かな生活を送るための知識を普及するとともに、子育て仲間づくりの機会を提供して育児の孤立化を防ぐため、育児や栄養、歯科保健に関する健康教室等を開催する。			
乳幼児健全発達支援事業 【各総合事務所地域福祉課】	○発達面に問題がみられる幼児や育児不安が強い母親等を対象に、適切な親子の関わりを築くため、教室を開催し、集団遊びを通して幼児の発達を促すとともに、相談や育児指導を行う。			

個別施策 F4-3	子育て支援の充実を図ります
-----------	---------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	子育て家庭が	地域に支えられ、安心して子どもを育てている。

取組方針 1	地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進
--------	----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子育て応援情報発信事業 【こども政策課】	○妊産婦、子育て家庭、子どものために子育て支援の取組みを行う市内の地域、職場、商店街、民間団体等を長崎市イーカオサポーターとして認定し、その取組みにかかる情報を集約し、一元的に情報発信を行い、子育て家庭等を応援する。	←		少子化対策
赤ちゃんの駅推進事業 【こども政策課】	○子育て家庭が子ども連れて外出する際の精神的な負担を軽減するため、授乳室やおむつ替えスペースの提供を行う施設を認定し、情報発信することで、市民の子育てを応援する意識を醸成し、子育てしやすいまちを目指す。 ・赤ちゃんの駅の認定及び情報発信 ・認定施設へのステッカー配付			
子ども食堂開設応援事業 【こども政策課】	○地域で子ども食堂の開設を検討している者を支援し、その開設を促すため、その運営を熟知した者（子ども食堂開設応援アドバイザー）を派遣し、相談に応じ、助言、情報提供等を行う。			
ファミリー・サポート・センター運営事業 【子育てサポート課】	○子育て家庭の負担軽減を図るため、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う住民参加型の組織「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営する。			
子育て応援企業の認定 【長崎創生推進室】	○子育てにやさしい取組みを行う企業を認定するなど、民間企業等と連携し、子育てしやすい環境・雰囲気づくりを行う。		検討中	少子化対策

取組方針 2	子育てに関する相談支援体制の充実
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子育て支援センター運営事業 【こども政策課】	○子育て中の保護者の負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援センターを運営する。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・民間団体による運営（市は補助金により支援）			
発達支援特化型子育て支援センター運営事業 【こども政策課】	○発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを育てる保護者が気軽に集い、交流・相談などができる子育て支援センターを運営する。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・民間団体による運営（市は補助金により支援）			
こども家庭センター運営事業 ＜※再掲：F4-2＞ 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健と子育て支援を一体的に取り組み、子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに必要な支援へとつなぐ。			少子化対策
こども家庭センター運営事業 【子育てサポート課】	○児童虐待の発生予防及び早期発見に努め、子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応するため、研修や人事交流等により職員のスキルアップを図る。			少子化対策
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業 ＜※再掲：F4-2＞ 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援を一体的に行う。			
子ども・子育て支援連携体制促進事業 【子育てサポート課】	○不安や悩みを抱える保護者や子どもが身近な場所で相談し、適切なサービスや事業を地域のなかで選択し円滑に利用できるよう、利用者支援専門員が中心となり地域における子育て支援の連携体制を構築する。		→	少子化対策
子どもの居場所連携体制づくり 【こどもみらい課】	○不登校や孤立、貧困など、多様かつ複合的な困難を抱える子どもの居場所づくりのため、庁内の関係各課と連携し支援体制の構築を図るとともに、関係する取組みを行っている外部団体と協議を行い、効果的な連携のあり方について検討を進める。			

取組方針 3		子育てに関する情報の収集・発信の充実		
--------	--	--------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子育て応援情報発信事業  【こども政策課、子育てサポート課】	<p>○子育て家庭が必要とする情報を提供するため、子育て家庭の視点で収集・整理し、わかりやすくタイムリーに発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援情報サイト「イーカオ」（ホームページ）の更新</li> </ul> <p>○令和4年度に実施した「ババママモニター」を継続し、利用者の視点から子育て応援情報サイト「イーカオ」に対する率直な意見を聴き、情報発信における課題を見つけ、「イーカオ」の全面リニューアルを行う。</p> <p>○妊産婦、子育て家庭、子どものために子育て支援の取組みを行う市内の地域、職場、商店街、民間団体等を長崎市イーカオサポーターとして認定し、その取組みにかかる情報を集約し、一元的に情報発信を行い、子育て家庭等を応援する。</p> <p>○子育て家庭の負担軽減を図るために、スマートフォン等で母子の健康管理や予防接種のスケジュール管理、子育て情報等をプッシュ通知、施設検索等、便利で簡単に子育て支援サービスが利用できる子育て応援アプリの運用・保守を行う。</p> <p>○子育て世帯に必要な情報を届けるため、子育てガイドブックを民間事業者と協働により作成するとともに、「孫育てガイドブック」を作成し、情報発信窓口等に設置することで広く周知を行う。</p>			少子化対策
少子化対策情報発信 【長崎創生推進室】	○若い世代や子育て世帯等に対して、長崎市の少子化対策の取組みを広く周知するため、パンフレットやWEB広告等を活用し、情報発信を行う。	←	←	少子化対策

取組方針 4		子どもの貧困対策の推進		
--------	--	-------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子どもの貧困対策推進事業 【こども政策課】	○令和4年度に策定した「長崎市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を重点施策とし、関係課との連携のもと計画的な推進に取り組む。			

取組方針 5		経済的支援の実施		
--------	--	----------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子ども医療対策事業 【こども政策課】	○子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生世代まで（満18歳に達する年の年度末まで）の子どもを対象に保険診療に係る医療費の一部を助成する。			
交通遺児援助事業 【こども政策課】	○交通事故により、父又は母が死亡した義務教育に就学する遺児を支援するため、交通遺児を監護する者に、教育手当と見舞金及び祝金を支給する。 ・教育手当、見舞金、入学祝金、卒業祝金			
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業 <※再掲：F4-2> 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援を一体的に行う。			
子育て住まいづくり支援費補助金 <※再掲：E5-1> 【住宅政策室】	○家族の支え合いにより子育てに係る負担軽減を図り、安心して子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得・改修費用の一部を助成する。			少子化対策

取組方針 6		子育てを通じた仲間づくりの推進		
--------	--	-----------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域親子のふれあい支援事業  【子育てサポート課】	<p>○親子がふれあいながら子どもの遊びや育児について学ぶとともに、仲間づくりを促進し、孤独な育児にならないよう支援を行うため、地域の身近な場所に親子遊びの場として「お遊び教室」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のふれあいセンターや公民館など、概ね月1回開催</li> <li>・民生委員・児童委員や主任児童委員、子育てサークルやボランティア等と協働で開催</li> <li>・保育士や保健師による育児や健康相談等を実施</li> </ul>			

<b>取組方針 7</b>	<b>子どもが遊び、学ぶ場の充実</b>
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
児童センター・児童館運営事業 【こども政策課】	○児童の健康を増進し、その情操を豊かにするため、健全な遊びの場を提供する。 ・大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、琴海児童館			
あぐりの丘運営費 【こども政策課】	○子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資する。			
児童福祉等設備整備事業 あぐりの丘 【こども政策課】	○子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供するため、あぐりの丘の老朽化した設備を改修し適正な管理運営につなげる。			

<b>取組方針 8</b>	<b>子育てを総合的に支援するための拠点の整備</b>
---------------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
(仮称) こどもセンター整備事業 【こども政策課】	○子どもや子育て家庭を総合的に支援するため、新市庁舎2階（イーカオプラザ）の役割や地域で提供する機能を検証し、(仮称) こどもセンターのあり方を検討する。			

個別施策 F4-4	子どもを育てやすい環境の充実を図ります
-----------	---------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	子育て家庭が	充実した保育サービスを受けている。

取組方針 1	保育の量の確保・サービスの充実
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
民間保育所等支援内容記録カメラ等設置費補助金 【幼児課】	○保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護のパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や保育状況等の説明要望等に応えるカメラ等の設置に係る経費の一部を助成する。	→		
産休・病休代替職員費補助金 【幼児課】	○児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため休暇を取得する場合において、その職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、入所児童等の処遇を確保するために代替職員を雇用した賃金の一部を助成する。			
病児・病後児保育事業 【幼児課】	○保護者の就労等の理由により、病気又はその回復期にある児童（乳児・幼児又は小学校に就学している児童）を集団保育及び家庭で保育できない場合、その児童を一時的に保育するため、提供体制の拡充を図りながら適切な処遇が確保される医療機関等に事業を委託する。 ・令和6年度（見込）：8施設 （医療機関内併設4施設、保育施設内併設4施設）			
第2子以降の保育料の無償化事業 【幼児課】	○同一世帯から2人以上の子どもが保育所、認定子ども園及び小規模保育事業所を同時利用する場合の第2子以降の保育料を無償とする。	←		少子化対策
低所得世帯副食費給付事業 【幼児課】	○施設型給付を受けない私立幼稚園において、低所得世帯及び多子世帯の副食費の支援を行う。			
特定教育・保育施設等実施事業費補助金 【幼児課】	○多様な保育サービスへの需要に対応するため、延長保育等の保育サービスを実施する民間保育所等に助成する。 ・延長保育促進事業（保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、通常の利用時間以外に引き続き延長保育を実施する保育所等に助成） ・障害児保育対策事業（精神又は身体に障害のある児童で特別児童扶養手当の支給対象となっている児童を保育するため保育士を加配した保育所等に助成） ・発達促進保育特別対策事業（精神又は身体に障害があり、若しくは発達遅滞のある児童を保育するため保育士を加配した保育所等に助成）			
一時預かり費補助金 【幼児課】	○保護者のさまざまな事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を保育所等で預かる経費の一部を助成する。			
幼稚園型一時預かり費補助金 【幼児課】	○保育の受け皿を拡大することで、待機児童解消を図るため、幼稚園等において就学前児童を一時的に預かるために必要な経費の一部を助成する。 ・幼稚園等に通う子どもが、保護者の事情により家庭で保育を受けることが困難な場合、通常の利用時間終了後の預かり ・幼稚園における保育が必要な2歳児の預かり			
認可外保育施設健康診断実施費補助金 【幼児課】	○認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員並びに利用児童の健康診断に係る費用を補助する。			
民間保育所等副食費支援補助金 【幼児課】	○原油価格・物価高騰の影響により、民間保育所等の副食費における食材費が上昇している中、保護者負担額を増額することなくこれまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するための費用を補助する。	→		少子化対策
民間保育所等運営費補助金 【幼児課】	○民間保育所等の運営及び保育内容の充実並びに職員の処遇向上を図るため助成する。 ・令和6年度（見込）：113施設（民間保育所等）			
医療的ケア児保育支援費補助金 【幼児課】	○医療的ケア児を受け入れる保育所等が医療的ケアに従事する専任の看護師を雇用し、安定したケア児受け入れが実施できるよう看護師1名分の人件費相当分を助成する。 ・令和6年度（見込）：3施設			

児童福祉等施設整備事業費補助金（民間保育所等） 【幼児課】	○入所児童の保育環境の向上を図るため、特定教育・保育施設において、老朽施設の施設整備等にかかる経費を助成する。 ・令和6年度（見込） 保育所：3施設（うち令和5年度から継続：3施設） 認定こども園：1施設（うち令和5年度から継続：なし） 認定こども園：令和5年度からの繰越し1施設			
市立保育所等施設運営事業（市立保育所・市立認定こども園） 【幼児課】	○市立保育所及び市立認定こども園長崎幼稚園の運営費			
私立幼稚園振興費補助金 【幼児課】	○私学の振興並びに私立幼稚園の教育条件の向上及び保護者の負担軽減を図るため、本市区域内にある私立幼稚園に対し学校運営に係る経費の一部を補助する。 ・令和6年度（見込）：40施設			
私立幼稚園預かり保育促進費補助金 【幼児課】	○私立幼稚園が実施している通常の幼稚園教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う「預かり保育」の利用者のうち、保育が必要な子の保護者に対して、預かり保育料の一部を支援し、保護者負担の軽減を図るとともに、預かり保育の推進を図ることで、保育所待機児童の解消につなげる。			

取組方針 2	保育の質の向上
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
保育士等相談窓口の設置 【幼児課】	○従来から行っている幼児課主幹の相談業務を明確化し、併せて「保育士相談窓口」として位置付けることで、若手保育士から施設長まで幅広く支援を行う。 また、保育士等の負担軽減を図り、安心して働ける環境づくりに取り組むことで保育の質の向上を図る。			
保育所等質の向上支援事業 【幼児課】	○市内の保育所等における業務の見直しによる労働環境改善のきっかけづくりや区域内の施設間の連携を深めるため、施設の中堅職員を対象に、国のガイドラインに基づいたグループワークを行う。			
保育士等サポート事業費補助金 【幼児課】	○保育補助者や保育の周辺業務を行う人員を配置することにより、保育士等の持ち帰り仕事の削減や休憩時間を確保し、保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を図るため、保育補助者又は保育支援者を雇用する場合に必要な経費を補助する。			
保育士等処遇改善推進事業費補助金 【幼児課】	○保育士等が「働きがい」や「働きやすさ」を実感することで、保育士等の離職防止を図るため、県の新たな補助制度を活用して1人あたり年額2万円を支給する。			
長崎市保育会研修費等補助金 【幼児課】	○長崎市保育会が行う保育士等の研修事業活動費を助成する。			
長崎市私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助金 【幼児課】	○教職員の資質向上を図るため、長崎市私立幼稚園協会の研修事業費を助成する。			

取組方針 3	児童の安全・安心な居場所の確保
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
放課後児童健全育成事業 【こどもみらい課】	○放課後等における児童の健全な育成を図るため、必要な支援を行う。 ・運営団体への支援（運営費等補助金の交付） ・放課後児童支援員等研修の実施 ・放課後児童クラブ施設の環境整備（施設修繕など）			
放課後子ども教室推進事業 【こどもみらい課】	○放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室を推進し、地域における活動場所を確保する。			
放課後児童クラブ施設整備事業費補助金 【こどもみらい課】	○施設の狭あい化の解消のため、放課後児童クラブ施設の整備を行う事業者へ施設整備費を補助する。			

個別施策 F4-5	ひとり親家庭等の自立を支援します
-----------	------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	ひとり親家庭等が	自立した生活を送っている。

取組方針 1	生活の支援
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ひとり親家庭等相談支援事業 【こども政策課】	○母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、生活相談等に応じ、自立に必要な指導を行う。			
母子生活支援施設白菊寮運営事業 【こども政策課】	○配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する。			
ひとり親家庭等日常生活支援事業 【子育てサポート課】	○母子家庭、父子家庭及び寡婦の家庭生活の安定を図るため、保護者の修学や疾病等により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣する。			

取組方針 2	経済的支援
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【こども政策課】	○母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行う。			
ひとり親家庭・寡婦医療対策事業 【こども政策課】	○健康保持と経済的負担の軽減を図るため、20歳未満の子を現に監護するひとり親家庭等の母・父とその子、父母のいない子及び寡婦を対象に保険診療分にかかる費用の一部を助成する。			
ひとり親家庭養育費確保支援補助金 【こども政策課】	○ひとり親家庭における養育費の取決めを促すとともに、当該養育費の取決めの継続した履行を確保することによりひとり親家庭の福祉の向上に資するため、公正証書等の作成及び養育費保証契約の締結に要する費用を補助する。			少子化対策

取組方針 3	就業の支援
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ひとり親家庭自立支援助成事業 【こども政策課】	○母子家庭の母・父子家庭の父が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、よりよい就業に向けた能力開発のための支援を行う。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金等 ・母子父子自立支援プログラム策定			
ひとり親家庭等自立促進センター事業 【こども政策課】	○長崎県と共同で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立促進のため、一貫した就業支援サービスを提供し、就業等による自立を促進する。 ・就業等に関する相談、求人開拓 ・セミナー、講習など ・求人情報、職業訓練情報の提供			

取組方針 4		情報提供の充実及び相談機能の強化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
ひとり親家庭等相談支援事業 【こども政策課】	○母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、就労相談等に応じ、自立に必要な情報提供を行う。			
ひとり親家庭等自立促進センター事業 【こども政策課】	○長崎県と共同で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立促進のため、就業等に関する求人情報、職業訓練情報の提供、相談、及び養育費等の専門家による法律相談等を実施する。 ・求人情報、職業訓練情報の提供 ・就業等に関する相談 ・弁護士等の専門相談			
母子生活支援施設職員処遇改善臨時特例事業 【こども政策課】	○新型コロナウイルス感染症への対応と子どもへの対応が重なる教育・保育現場等の最前線において働く職員の処遇の改善のため、母子生活支援施設に勤務する職員を対象に、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置にかかる費用を補助する。			



<b>基本施策</b>	<b>F 5</b>	<b>原爆被爆者の援護を充実します</b>
-------------	------------	-----------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	対 象	意 図
	被爆者等が	安心して暮らしている。

<b>個別施策 F 5-1</b>	<b>被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます</b>
-------------------	--------------------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	対 象	意 図
	被爆者が	安心して保健・医療・福祉サービスを受けている。

<b>取組方針 1</b>	<b>援護施策の安定的提供</b>
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
在外被爆者対策事業 (台湾被爆者対策事業) 【調査課】	○台湾在住被爆者の原爆後障害に対する不安の解消と健康増進を図るため、関係機関と連携し、現地被爆者に対する健康相談等事業を実施する。また、現地医療機関と被爆医療の発展を目的とした情報交換を行う。	■	■	
訪問介護及び介護保険等利用被爆者助成事業 【援護課】	○被爆者が介護サービス等を利用した際に生じる自己負担額を国の補助を受け助成する。	■	■	
民間病院施設整備事業費補助金(長崎原爆病院) 【地域保健課】	○被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備するため、長崎原爆病院の医療機器の整備について、国・県と協調して助成する。	■	■	

<b>取組方針 2</b>	<b>国への要望</b>
---------------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 <※再掲：F 5-2、 F 5-3> 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会(原援協)」で、国等に対し要望活動を行う。	■	■	
広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会 <※再掲：F 5-3> 【調査課】	○広島・長崎両県市で組織する「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協)」で、国等に対し要望活動を行う。	■	■	

<b>個別施策 F 5-2</b>	<b>被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります</b>
-------------------	-------------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	対 象	意 図
	被爆体験者が	安心して支援を受けている。

<b>取組方針 1</b>	<b>国への要望</b>
---------------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 <※再掲：F 5-1、 F 5-3> 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会(原援協)」で、国等に対し要望活動を行う。	■	■	

個別施策 F5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します
-----------	--------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	原爆被爆の実態が	調査により把握されている。

取組方針 1	調査研究の継続実施
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
原爆被爆者動態調査事業 【調査課】	○長崎市に投下された原子爆弾による人的被害の実態を明らかにするため、既存の資料等を調査し、原爆被爆者・死没者のデータベースの整備を行う。			
長崎市原子爆弾放射線影響研究会 【調査課】	○原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるため、医学、物理学及び疫学の専門家で構成される「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」において、原子爆弾の放射線による人体への影響に関する様々な研究事項について、専門的見地からの情報及び意見交換等を行う。令和6年度中に報告書を取りまとめ、厚生労働省へ提出する。	→		

取組方針 2	国への要望
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 <※再掲：F5-1、F5-2> 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」で、国等に対し要望活動を行う。			
広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会 <※再掲：F5-1> 【調査課】	○広島・長崎両県市で組織する「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」で、国等に対し要望活動を行う。			

基本施策	F 6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
------	-----	---------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	生活困窮者や生活保護受給者が	夢や生きがいをもって心身ともに健やかに暮らすことができている。

個別施策 F 6-1	生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します
------------	--------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	生活困窮者等が	安定した生活ができるようになり、将来への希望を持って暮らすことができている。

取組方針 1	職員・支援員の能力向上
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
生活保護面接相談事業 【生活福祉1課】	○生活保護等の生活相談に対して、相談者の状況に応じて適切な助言、申請の受付及び関係機関・各種制度を利用した支援を行う。			
生活困窮者支援相談事業 【生活福祉2課】	○生活困窮者に対する「就労支援等の自立に関する相談支援」、「家計管理、債務整理等の家計相談支援」、「離職等に伴い求職している方への住居確保給付金の相談・受付」、「就労意欲などの面で就労に向けた準備が整っていない方への就労準備支援」を行う。			
ケースワーク能力向上にかかる研修の実施 【生活福祉1課】	○支援世帯を取り巻く課題に柔軟に対応できる後輩職員の育成のため、ケースワーク業務に係る基礎的な知識や、外部講師による専門的知識及び各種支援事業等について、毎年度、職員研修を開催することで、業務の平準化や職員の能力向上を図る。			

取組方針 2	子どもの学習・生活支援の実施
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
学習支援事業 【生活福祉2課】	○貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行う。			
子どもの健全育成支援事業 【生活福祉2課】	○専門相談員が関係機関と連携して、引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯を支援する。			

個別施策 F 6-2	生活保護受給者の就労を支援します
------------	------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	生活保護受給者が	働きがいのある仕事についている。

取組方針 1	各種支援の実施・充実
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
生活保護受給者就労支援事業 【生活福祉2課】	○生活保護受給者の自立を図るため、ハローワークの専任職員、ハローワークOB等の就労支援員、民間の有料職業紹介事業者及び社会的自立支援員が個々の生活保護受給者に応じた就労支援を行う。			

基本施策	F 7	自らすすめる健康づくりを推進します
------	-----	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	心身ともに健康でいきいきと暮らしている。

個別施策 F 7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します
------------	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	地域において、自主的な健康づくり活動に取り組んでいる。

取組方針 1	健康づくり推進員の人材確保
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域健康づくり推進事業  【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課】	<p>○自主的な健康づくりに取り組む市民を増やすため、食生活改善推進員をはじめとした地域の健康づくりに取り組むボランティアの育成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養成講座の実施</li> <li>・健康づくり推進員の高齢化等を見据え、裾野を広げるための人材発掘</li> </ul> <p>○地域で健康づくりに取り組む推進員の人材確保をするため、健康づくり推進員活動の周知・PRを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた受講しやすい養成講座の実施</li> <li>・健康教室の中での活動紹介や教室参加者への働きかけ、新たな推進員の発掘を行う。</li> </ul> <p>○健康づくり推進員の活動を充実させるため、推進員間の連携強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や交流会の開催</li> <li>・地域活動の連携（サロン活動や各種イベント等の協働活動）</li> </ul> <p>○継続した健康づくり推進員活動となるよう、推進員の活動支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動環境の整備</li> <li>・意欲向上につながる様々な活動の場の提供</li> <li>・活動の周知・PR</li> </ul>			

取組方針 2	健康づくり推進員の活動の場の確保
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域健康づくり推進事業  【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課】	<p>○健康づくり推進員の活動の場を広げるため、自治会等の地域活動を行う団体へ健康づくり推進員の活動について周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の周知・PR</li> <li>・お遊び教室や高齢者サロンにおける推進員活動の実施</li> <li>・健康教室の中での活動紹介</li> </ul> <p>○健康づくり推進員間の連携強化、地域での協働活動につなげるため、地域単位で健康づくり推進員の交流会を実施する。</p> <p>○健康づくり推進員間の地域における健康づくり活動を充実させるため、地域の関係機関等との連携により地域で活動ができるよう場の確保や活動支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の連携（地域包括支援センターや地域コミュニティ推進協議会等との連携及び協働活動）</li> <li>・公民館講座等の場の活用</li> </ul> <p>○地域における健康づくり活動を充実させるため、健康づくり推進員の知識・技術の向上や、健康づくり推進員間の連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進員の学習会、交流会の開催</li> </ul>			

取組方針 3		健康づくりの啓発		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
生活習慣病予防対策事業 (野菜摂取強化事業) (運動推進事業)  【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課】	<p>○生活習慣病予防のため、1日350gの野菜摂取を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント、健康教室、健康相談を通じた啓発</li> </ul> <p>○生活習慣病予防のため、運動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォーキングおよびノルディックウォーキングの普及</li> <li>・お手軽ウォーキングの実施および新規コースの作成</li> <li>・地域の健康教室における日常に取り組む運動の指導</li> <li>・地域に設置している健康遊具のさらなる活用</li> </ul>			
地域健康づくり推進事業 (ラジオ体操元気応援事業)  【健康づくり課】	<p>○地域で取り組む健康づくりを推進するため、気軽に取り組みやすいラジオ体操を普及する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ体操自主グループの情報収集・情報共有</li> <li>・ラジオ体操実施に向けた支援</li> </ul>			
健康長崎市民21普及事業  【健康づくり課】	<p>○「第3次健康長崎市民21」に基づき、市民の健康寿命の延伸を目標に、「スタートはよりよい生活習慣から」の基本姿勢に立ち、市民自らが自身の生活習慣の改善や定着に取り組めるよう、関係団体等と協働して市民の健康づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康長崎市民21市民推進会議の開催</li> <li>・「第3次健康長崎市民21」の普及啓発及び進捗管理</li> <li>・市民健康意識調査の実施</li> <li>・地域主体の健康づくり活動支援</li> <li>・長崎県の「歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）」を活用し、自主的に健康づくりに取り組むきっかけの創出</li> </ul>			

個別施策 F7-2	健康づくり環境の充実を図ります
-----------	-----------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	健康増進のための正しい知識を習得し、健康管理に努めている。

取組方針 1	正しい知識の普及啓発
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
精神保健対策事業 【地域保健課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の早期治療、社会復帰の促進のため、相談や訪問指導を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健相談・訪問指導</li> <li>・社会復帰や社会参加のための支援</li> </ul> </li> <li>○地域住民の精神的健康の保持増進のため、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図る。</li> </ul>			
自殺防止啓発事業 【地域保健課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺予防のため、自殺防止チラシによる啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康や自殺予防、また相談窓口の情報を掲載した自殺防止チラシを作成し、配布する。</li> </ul> </li> <li>○市民一人ひとりがこころの健康や自殺予防に関心を持つことを目的とし、普及啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパーの養成</li> <li>・普及啓発のためのチラシの作成・配布</li> <li>・ストレスチェックのホームページへの掲載</li> </ul> </li> </ul>			
生活習慣病予防対策事業 (慢性腎臓病(CKD)予防対策事業、糖尿病性腎臓病重症化予防事業) 【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課・国民健康保険課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○慢性腎臓病(CKD)の重症化を予防するため、医療連携体制を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病診連携の推進</li> <li>・かかりつけ医、コメディカル研修会の実施</li> <li>・医療機関と連携し、糖尿病性腎臓病を含めたCKD訪問等栄養指導の実施</li> </ul> </li> <li>○慢性腎臓病(CKD)の重症化を予防するため、保健指導と普及啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎機能が中等度に低下したCKD対象者への健康教育、健康相談、訪問指導の実施</li> </ul> </li> <li>○糖尿病性腎臓病の重症化を予防するため、未受診者や治療中断者への受診勧奨とハイリスク者の保健指導を行う。</li> <li>○生活習慣病を予防するため、保健指導の充実と市民への普及啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントや保健事業、広報紙等によるCKD予防の普及啓発活動の推進</li> <li>・ホームページやSNSを活用した普及啓発</li> </ul> </li> </ul>			
禁煙対策事業 【健康づくり課・国民健康保健課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○禁煙希望者の支援のため、禁煙支援ネットワークを活用した禁煙相談・禁煙指導を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙支援ネットワークの周知</li> <li>・月に1度関係機関が行う肺年齢測定にあわせ、禁煙相談会を開催</li> <li>・禁煙指導で使用するニコチンパッチの一部助成</li> </ul> </li> <li>○受動喫煙対策の推進のため、市民及び事業所へ受動喫煙による健康影響についての普及啓発を図る。</li> <li>○慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識の普及啓発及び禁煙支援のため、健康教育を実施する。</li> </ul>			
がん患者アピアランスケア用品購入費補助金 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん患者が、がんになっても治療に伴う外見(アピアランス)上の変化にとらわれることなく、治療と社会生活を両立できるよう、がん治療による外見上の変化に対応するための医療用ウィッグや乳房補整具等のアピアランスケア用品購入費用の一部を助成し、がん患者の経済的及び心理的負担の軽減を図る。</li> </ul>			
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 【後期高齢者医療室・国民健康保険課・健康づくり課・各総合事務所地域福祉課・高齢者すこやか支援課・介護保健課・地域包括ケアシステム推進室】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康増進を図るため、日常生活圏域ごとに保健事業と介護予防を一体的に実施する。 (実施方法) 圏域ごとの分析において重症化のリスクが高い者として抽出された高齢者に対し、医療専門職が重症化予防に係る保健指導等の個別的支援(ハイリスクアプローチ)を行い、圏域における通いの場において、健康教育や健康相談等の積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 : ハイリスクアプローチとして糖尿病性腎臓病重症化予防事業、ポピュレーションアプローチとして、地域リハビリテーション活動支援事業(既存事業)を本事業に位置付けて1圏域で実施</li> <li>・令和6年度 : 上記事業を4圏域で実施</li> <li>・令和7年度以降 : KDBシステム等を活用することにより、すべての圏域で地域の特性にあった事業を圏域ごとに選定し実施</li> </ul> </li> </ul>			

取組方針 2		健（検）診の受診環境の整備		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
特定健診・がん検診受診率向上対策事業  【国民健康保健課・健康づくり課】	○健（検）診を受診しやすい環境づくりのため、特定健診とがん検診のセット健（検）診や歯科健診との同時健（検）診、休日・夜間健（検）診等の受診機会の充実を図る。 ○特定健診受診率の向上のため、受診勧奨、周知・啓発の強化を図る。 ・TVCMや新聞、電車車体広告等メディア媒体の活用などによる受診勧奨事業の実施 ・受診率の低い年齢層などターゲットをしぼった個別受診勧奨通知発送による周知・啓発の強化 ・ICTを用いたデータ分析に基づく受診勧奨の実施（県事業の活用） ○がんの早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡を減少させるため、わかりやすい情報発信を行う。 ・市民に身近な市内郵便局などに、がん検診の受診勧奨など健康づくりに関するチラシを設置するなど、協力機関と連携した周知・啓発 ・がん征圧月間等に合わせた展示及び各種イベントを活用したがん検診受診の啓発			
人間ドック・脳ドック検健診費助成事業  【国民健康保健課】	○疾病を早期発見し、早期治療につなげるため、満30歳以上の国民健康保険被保険者に対して、人間ドック・脳ドック健診費の助成を行う。			
後期高齢者医療健康診査事業  【後期高齢者医療室】	○後期高齢者医療被保険者の生活習慣病やフレイル（※）の早期発見及び重症化予防を目的とし、長崎県後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、市内の医療機関等への再委託により実施する。 ・個別健診（医療機関で実施） ・集団健診（地区公民館等で実施） ・被曝者追加健診（被曝者健診と同時実施） ※加齢により心身が衰えた状態			

個別施策 F7-3	歯科口腔保健を推進します
-----------	--------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	口腔の健康管理に努め、その機能を健全に保っている。

取組方針 1	フッ化物利用の促進
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
フッ化物洗口推進事業 【健康づくり課】	<p>○こどものむし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を推進するため、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校へ、必要な薬剤等の支給又は購入に対する助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施施設職員、保護者を対象とした説明会の実施</li> <li>・新たに実施する施設等への支援</li> </ul>			

取組方針 2	口腔管理の啓発
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
歯周疾患検診事業 【健康づくり課】	<p>○歯周疾患の予防のため、歯科医院(個別)やイベント等における集団健(検)診会場等で、歯周疾患検診及び歯科保健指導を行う。</p>			
歯科健診費助成事業 【国民健康保健課】	<p>○う蝕・歯周疾患を早期発見し、早期治療につなげるため、満2～6歳の未就学児及び満18歳以上の国民健康保険被保険者に対して、歯科健診費の助成を行う。また、特定健診の一部の集団健診会場で歯科健診を同時実施する。</p>			

取組方針 3	口腔機能維持による健康寿命の延伸
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
障害者・高齢者歯科保健事業 【健康づくり課】	<p>○障害者・高齢者の在宅、施設での歯科治療支援のため、必要な医療機器購入に対する補助を実施する。</p> <p>○歯科保健医療サービス提供困難者(障害者・要介護者)の健康を支援するため、保健及び福祉分野の多職種が参加し、共に対象者の口腔機能の維持・増進に資する内容について学ぶ研修会を開催する。</p>			
歯科口腔保健計画推進事業 【健康づくり課】	<p>○口腔保健支援センターを設置し、第2次長崎市歯科口腔保健推進計画の実現を図るため、関連部署との調整、外部関連団体との連携により歯科口腔保健施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎市歯科口腔保健推進審議会の開催</li> <li>・第2次長崎市歯科口腔保健推進計画の普及啓発及び進捗管理</li> </ul>			



基本施策	F 8	安心できる衛生環境を確保します
------	-----	-----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	感染症や食中毒等の健康被害から守られている。

個別施策 F 8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します
------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	感染症の発生やその重症化から守られている。

取組方針 1	健康危機管理体制の整備
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
感染症対策にかかる人材の育成(保健所機能の充実強化) 【感染症対策室】	○感染症発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、平時からの研修や実践訓練が必要であり、感染症担当部門や有事の体制を構成する職員に対して研修を行う。また、IHEATによる支援体制の確保が法制化され、県と協力しながら研修を実施する。	←		
感染症検査事業 【保健環境試験所】	○長崎市保健所に届け出があった感染症患者(疑いを含む)について、原因究明や感染拡大防止のため、細菌やウイルス等の検査を実施する。			

取組方針 2	予防接種の実施
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
高齢者等インフルエンザ予防接種事業 【感染症対策室】	○高齢者のインフルエンザへの罹患と重症化及びまん延化を防止するため、医療機関委託により、65歳以上の高齢者等を対象に予防接種を実施する。			
高齢者等肺炎球菌予防接種事業 【感染症対策室】	○高齢者の肺炎球菌性肺炎の発症又は重症化を防止するため、医療機関委託により、65歳の高齢者等を対象に予防接種を実施する。			
風しん予防接種事業 【感染症対策室】	○風しんの感染拡大を防止するため、医療機関委託により、これまで風しんの定期予防接種の機会がなく、特に抗体保有率が低い年代の男性を対象に抗体検査を実施し、検査の結果、抗体価の低い方を対象に予防接種を実施する。	→		
感染症対策特別促進事業 【感染症対策室】	○感染症予防のため、市民及び事業所等に対し感染症に対する正しい知識の普及啓発及び感染拡大の注意喚起を行う。 ○感染症の早期発見・治療のため、保健所や医療機関において各種検査を実施する。			
エイズ対策事業 【感染症対策室】	○エイズに対する予防知識・行動に関する普及啓発活動を実施するとともに、感染者等を早期発見し、早期治療に繋げるため、HIV即日検査やエイズ相談を実施する。			
乳幼児インフルエンザ予防接種事業 【こども政策課】	○乳幼児のインフルエンザへの罹患と重症化及びまん延化を防止するため、任意接種である乳幼児インフルエンザ予防接種に要する費用の一部を負担する。			
定期予防接種事業 【こども政策課】	○伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、子どもに対する各種予防接種を公費負担して実施する。 (対象疾病)ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核、日本脳炎、麻疹、風しん、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症 ・令和4～6年度：ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンについては、積極的勧奨の差し控えによる未接種者への救済措置を実施			
予防接種再接種費助成事業 【こども政策課】	○予防接種法に基づき実施している定期予防接種のうち、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた方に対し、20歳未満までに再接種した費用を助成する。			

取組方針 3		結核患者の発生の予防と早期発見		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
結核管理指導事業 【感染症対策室】	○結核のまん延と再発を防止するため、結核患者に対し、医療の終了後6か月ごとに2年間定期検診を実施し、患者と接触のあった者に対しては、接触者健康診断を実施する。			
結核対策特別促進事業 【感染症対策室】	○結核の予防及び患者の早期発見を目的に一般市民や事業所等に対し、正しい知識の普及啓発のためのキャンペーンや出前講座を実施する。 ○結核患者の治療完遂のため医療機関等と連携し直接服薬支援を行う。			
結核予防費補助事業 【感染症対策室】	○結核の予防推進のため私立学校や施設の長が実施する定期健康診断に要する経費の一部を助成する。			

個別施策 F8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します
-----------	--------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	食中毒等の健康被害から守られている。

取組方針 1	食中毒予防の取組み
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
食品衛生監視活動事業 【生活衛生課】	○安全で安心な食品の提供のため、食品衛生法に基づき食品関係施設への許認可を行うとともに、食品衛生法及び食品表示法に基づく立入調査、食品の収去検査、従事者への衛生教育を行う。 ・食中毒(疑)事件の調査、被害拡大防止 ・飲食店等の食品営業施設への許可と監視 ・食品の収去検査			
観光施設等食中毒予防対策事業 【生活衛生課】	○長崎市を訪れる観光客が安心して滞在できるようにするため、観光施設(旅館・飲食店)等の衛生状態の監視と従業員への衛生教育の充実を図る。 ・簡易汚染測定器を利用した科学的な衛生状態の監視と指導 ・従業員を対象とした衛生教育の実施			
食品衛生指導員活動費補助金 【生活衛生課】	○事業者の衛生意識の向上を図るため、食品関係事業者による自主的な衛生管理を推進する「長崎市食品衛生協会」に所属する「食品衛生指導員」の巡回指導や研修活動に対し、助成する。 ・交付先:長崎市食品衛生協会			
薬事・毒劇物監視活動事業 【生活衛生課】	○健康被害を予防するため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業に係る許可及び監視指導、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物・劇物の取扱施設等の届出の受理及び監視指導を行う。			

取組方針 2	施設への衛生指導の強化
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
環境衛生監視活動事業 【生活衛生課】	○営業6法(旅館業法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法)及び水道法、建築物衛生法、墓地埋葬法等に基づく生活衛生の維持のための許認可や施設と営業者の監視指導を行う。 ・健康被害事件等の調査、被害拡大防止 ・関係施設の許認可と監視指導			
公衆浴場補助金 【生活衛生課】	○市民の生活衛生環境の維持を図るため、「物価統制令」により利用料金の上限が定められている「一般公衆浴場」が、厳しい経営環境におかれていることから、衛生管理費及び基幹施設整備費を助成することで経営支援を行う。 ・基幹施設整備費補助金 ・衛生管理費補助金			
環境衛生施設整備事業費補助金(共同給水施設) 【生活衛生課】	○衛生的で安全な飲用水の供給のため、上水道の未給水地区にある共同給水施設等の整備費用を助成する。			
生活衛生推進事業費補助金 【生活衛生課】	○「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき組織された、各営業毎の生活衛生同業組合の連合組織の長崎地区組織の活動を支援するため、助成する。			

取組方針 3	適正飼養の啓発の強化
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
まちなこ不妊化推進事業 【動物愛護管理センター】	○飼い主不明の猫の繁殖を抑制し、市民からの引取りによる殺処分数の減少を図るため、当該猫の不妊去勢手術にかかる費用を助成する。			
動物管理対策事業 【動物愛護管理センター】	○動物の愛護及び適正飼養の推進を図るため、飼い犬の登録・狂犬病予防注射の実施、飼い主等への適正飼養や野良猫への餌やりルールの遵守の指導又は助言、野犬等の捕獲並びに犬猫殺処分ゼロの早期達成に向け、ミルクボランティアを実施する。			
動物愛護週間行事事業 【動物愛護管理センター】	○動物の愛護及び適正飼養に関する知識と理解を広げるため、動物愛護週間(9月20日~26日)の行事として、長崎県獣医師会長崎支部と協働して動物愛護フェスタを開催する。			

基本施策	F 9	安心できる医療環境の充実を図ります
------	-----	-------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	安心して適切な医療を受けられている。

個別施策 F 9-1	救急医療体制の充実を図ります
------------	----------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	救急医療体制が	適切に整備されている。

取組方針 1	持続可能な救急医療提供体制の構築
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
夜間急患センター運営事業 【地域保健課】	○夜間及び年末年始における初期救急医療体制を確保するため、夜間急患センターを運営する。 ・初期救急医療(内科、小児科、耳鼻咽喉科)の継続的な提供			
在宅当番医制運営事業 【地域保健課】	○休日及び年末年始における初期救急医療の提供を維持するため、在宅当番医制を実施する。			
歯科在宅当番医制運営費補助金 【地域保健課】	○休日及び年末年始に診療を行う歯科在宅当番医制を運営する長崎市歯科医師会の運営費に対し助成する。			
長崎市薬剤師会調剤薬局運営費補助金 【地域保健課】	○長崎市夜間急患センターに併せて開局する調剤薬局の運営費に対し助成する。 ・収入と支出の収支差分			
病院群輪番制病院運営費補助金 【地域保健課】	○夜間や休日、年末年始における二次救急医療体制を維持するため、病院群輪番制病院の運営に対し助成する。			
民間病院施設整備事業費補助金(病院群輪番制病院) 【地域保健課】	○夜間や休日、年末年始における二次救急医療体制を維持するため、病院群輪番制病院の設備整備に対し助成する。			
救急医療協力病院運営費補助金 【地域保健課】	○病院群輪番制病院への患者集中等により二次救急医療機能に支障がでないよう、病院群輪番制病院を補完する救急医療協力病院の運営費に対し助成する。			
救急艇運営事業 【地域保健課】	○高島地区の救急患者等を輸送する救急艇「たかしま」の運航管理を行う。			
AED整備推進事業 【地域保健課】	○地域における病院に搬送する前の救急救護体制の推進を図るため、市有施設へのAEDの設置・管理を行う。			
地域救急医療体制支援補助金 【地域医療室】	○医療資源が限られている地域において、救急医療体制の維持及び充実を図るため、地域の救急拠点となる病院に対して助成する。			
遠隔診療試行事業 【池島診療所】	○池島診療所において、遠隔診療を試行的に実施する。			

取組方針 2		救急医療提供体制の確保・充実		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地方独立行政法人長崎市立 病院機構運営費負担金 <※再掲：F9-2> 【地域医療室】	○地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターの不採算医療費等に対し負担金を支出する。			
救急業務事業 【警防課】	○市民への応急手当の普及啓発を図るため、従来の講習方法と併せてオンラインによる応急手当講習を実施する。 ○救急業務の迅速化・円滑化を図るため、マイナンバーカードを活用して傷病者情報を把握する実証実験を国と連携して実施する。			
通信指令事業 (救急安心センター事業 #7119) <※再掲：F9-1> 【指令課、警防課】	○高まる救急需要に適切に対応するため、救急医療相談と医療機関案内ができる救急安心センター事業#7119を県と連携し、民間コールセンターへ事業委託する。 ○救命率向上のための環境づくりを行うため、救急安心センター事業#7119の普及啓発を図り、指令・救急体制の充実に取り組む。			

個別施策 F9-2	地域医療提供体制の充実を図ります
-----------	------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	医療提供体制が	適切に整備されている。

<b>取組方針 1</b>	<b>持続可能な医療提供体制の構築</b>
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎市医師会看護専門学校 運営費補助金 【地域保健課】	○看護師や准看護師の安定的養成及び確保を図り、適切な医療提供を維持するため、長崎市医師会看護専門学校の運営費に対し、助成する。			
長崎市地域保健医療対策協議会開催事業 【地域保健課】	○長崎県医療計画の中の、長崎市における医療のあり方等について提言を行い、長崎市として事業の推進を図るための協議会を開催する。 ○長崎地域における脳卒中に関する保健・医療・福祉の連携を図るため、長崎地域脳卒中連携協議会を開催し、関連する団体・組織と協力し、脳卒中発症から在宅等生活まで一貫した質の高い医療・福祉サービスの提供体制を推進する。			
看護の日行事開催費補助事業 【地域保健課】	○看護についての市民の関心と理解を深めるとともに、若者たちが看護職をめざすきっかけづくりとして開催される「看護の日」の記念行事に対し、助成する。			
地方独立行政法人長崎市立病院機構運営費負担金 <※再掲：F9-1> 【地域医療室】	○地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターの不採算医療費等に対し負担金を支出する。			
民間病院施設整備事業費補助金(ニュー琴海病院/日浦病院) 【地域医療室】	○医療資源が限られている地域において、市民がその地域の病院でより質の高い医療の提供を受けることができるよう、当該病院が行う医療機器の整備に対し助成する。			
看護師等確保支援費補助金 【地域医療室】	○地域の救急医療提供体制を維持するため、主に新卒看護師の地元就職・定着および転入促進を図るため、長崎医療圏病院群輪審判病院が行う採用活動やSNS等を活用した病院の情報発信等に対し助成する。	←		

<b>取組方針 2</b>	<b>公的医療機関の連携強化</b>
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域医療対策事業 【地域医療室】	○地域医療提供体制の適切な整備のため、長崎市地域医療審議会及び長崎医療圏病院群輪審判審議会を開催し、医療機関と連携しながら医療提供体制の検討を行う。			

<b>取組方針 3</b>	<b>多職種連携による在宅医療と介護の連携推進</b>
---------------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
在宅医療・介護連携推進事業 <※再掲：F2-1> 【地域包括ケアシステム推進室】	○住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療及び介護連携推進の拠点となる「包括ケアまちなかラウンジ」を主体とし、各関係機関と連携した多職種協働の研修及び市民向け講座等、普及啓発を実施する。			
【単独】庁舎等施設整備事業費 【地域医療室】	○野母崎診療所に併設する介護福祉施設は、同診療所（19床）の無床化に伴い、長崎市が地域住民の要望を踏まえて診療所以外の部分を介護福祉施設として有効活用することを計画し、社会福祉法人洗洋会が開設したものである。近年、同施設内のショートステイ利用者が増加し、利用希望者が施設を利用できない事案が発生しているため、診療所を無床化した長崎市において需要に対応できるようショートステイの居室数を増床するもの。	↔		

基本施策

個別施策

G 1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます
-----	-----------------------------

G 1-1	「確かな学力」の向上を図ります
G 1-2	健やかな心と体を育成します
G 1-3	家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります
G 1-4	安全・安心に学べる教育環境を整備します

G 2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
-----	----------------------------

G 2-1	学びの場と機会の充実を図ります
G 2-2	能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります

G 3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
-----	-----------------------

G 3-1	スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります
G 3-2	スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります

G 4	芸術文化あふれる暮らしを創出します
-----	-------------------

G 4-1	芸術文化に触れる機会を創出します
G 4-2	市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

基本施策	G 1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます
------	-----	-----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	子どもが	長崎のまちを愛する気持ちを持ち、変化に対応しながら、新たな時代を強く生き抜く力を身に付けている。

個別施策	G 1 - 1	「確かな学力」の向上を図ります
------	---------	-----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	子どもが	自ら学び、自ら考え、判断して主体的に行動できる「確かな学力」を身に付けている。

取組方針 1	学力向上にかかる学校訪問指導や研修会の実施
--------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
学力向上推進事業  【学校教育課】	<p>○長崎市の子どもの学力を向上させるため、研修や研究指定を行う。令和6年度から「学力向上アドバイザー」（1名）を配置し、学校訪問指導等を充実させ、児童生徒一人一人の学力向上を図る。</p> <p>○全小・中学校に対して小3・4、中1で標準学力調査を、中2で英検ⅠBAを実施する。</p> <p>○全国標準による結果分析を基にして有効な手立てを明らかにし、個々の児童生徒に応じたわかる授業づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度～：小4（国語・算数）・中1（国語・数学）</li> <li>・平成26年度～：小3（国語・算数）・中2（英語）</li> <li>・平成30年度～：中2（英語）英検ⅠBA</li> <li>※中2（英語）標準学力検査は中止</li> <li>・令和3年度～：小3（国語・算数）・小4（国語・算数）・中1（国語・数学）</li> </ul> <p>※1学期実施に変更</p>			
教職員等研究研修事業 【学校教育課】	○教職員として求められる人間性や専門性等の資質の向上を図るため、在職年数に応じた研修や管理職研修とともに、各種講習会や研修会を開催する。			
教員業務支援員配置事業 【学校教育課】	○教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、データの入力・集計や各種資料の整理、行事や式典等の準備等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する。			

取組方針 2	ICT機器の効果的な活用
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
教育ICT推進事業  【教育研究所】	<p>○Society5.0時代を生き抜く子どもたちに必要な情報活用能力及び主体的・協働的な課題解決能力育成のため、ICT環境の整備や教職員への支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT機器及び教材等の整備（PCの更新、各種アプリケーション、デジタル教科書等）</li> <li>・通信環境の改善及びクラウド型フィルタリングの運用</li> <li>・ICT支援員等業務委託及び教育データ利活用推進校の実践共有、研修会の実施等による教職員の支援</li> <li>・モバイルルーター通信費の支給</li> <li>・AI型ドリル教材の導入</li> <li>・教育委員会からの直接連絡機能の導入</li> </ul>			少子化対策



取組方針 3		国際理解教育の充実		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
国際理解教育推進事業  【学校教育課】	<p>○国際化が進むこれからの時代にふさわしく、自ら進んで外国人と交流しようとする国際感覚豊かな子どもを育成するため、外国語指導助手（ALT）や小学校英語インストラクター（EEL）を有効に活用し、国際理解教育の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ALT 36人の配置、市立全小・中学校への派遣</li> <li>・EEL 14人の配置、小学校54校への派遣</li> <li>・国際交流イベントや英語スピーチコンテストの開催</li> <li>・英語寺子屋事業（希望する中学生への個別指導等）の実施</li> <li>・訪日旅行団との交流活動</li> <li>・中学生平和English リーダー育成事業</li> </ul>			
取組方針 4		長崎寺子屋事業の充実		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎寺子屋事業 <※再掲：G1-3>  【学校教育課】	<p>○子どもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着を目指し、小学校において通常学習時や放課後（土曜日を含む）、長期休業中を利用して、地域人材や教員志望の大学生等を活用した学習支援活動を実施する。</p>			
取組方針 5		就学援助の実施		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業  【教委総務課】	<p>○経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費、給食費および学校の指示により治療を受けた場合の医療費などを援助し、義務教育の円滑な実施を図る。</p>			
特別支援教育就学奨励事業 <※再掲：G1-2>  【教委総務課】	<p>○特別支援学級の児童生徒の保護者に対して経済的負担を軽減するため、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助する。</p>			
離島高校生修学支援費補助金  【教委総務課】	<p>○高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助する。</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・池島町又は高島町に住所を有する者で、本土の高等学校等に公共交通機関を利用して通学している者</li> <li>・県内の高等学校等に通学するため、自宅がある池島町又は高島町を離れ、県内の民間アパートや寄宿舎等の自宅外に居住している者</li> </ul>			
高校生等入学給付金  【教委総務課】	<p>○経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行う。</p>			

個別施策 G1-2	健やかな心と体を育成します
-----------	---------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	子どもが	長崎を愛し、やさしく、たくましく生きるための豊かな心や体力を身に付けている。

取組方針 1	新しい平和教育の推進
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
平和教育推進事業 【学校教育課】	○原爆被爆都市として、学校教育の中で被爆体験を継承し、平和の大切さを自ら発信しようとする児童生徒を育てる。 ○市内全小中学校において、被爆体験講話を実施する。平和教育担当者研修会、平和教育講演会等を開催する。 ○全中学校に対し原爆被爆パネル展を実施する。 ○市立小・中学校3校を平和教育実践協力校として指定し、「平和教育手引書」に基づいた新しい平和教育の浸透と、授業実践を通じた検証を行う。			

取組方針 2	読書活動の推進
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
学校図書館司書配置事業 【学校教育課】	○原則、市内全中学校区に一人の学校図書館司書を配置し、学校間や市立図書館等の公共施設との連携を図りながら、児童生徒の読書活動の支援、学校図書館を活用した調べ学習や教科の学習を支援する。			

取組方針 3	体力向上の取組み
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
学校体育行事開催費 【健康教育課】	○長崎市小・中学校児童生徒の体育を振興し、体位体力の向上を図るとともにスポーツ精神の醸成を図るため、小学校体育大会及び中学校総合体育大会開催に要する費用を負担する。			
学校体育大会開催費補助金 【健康教育課】	○長崎市中学校生徒の体育を振興し、体位体力の向上を図るとともにスポーツ精神の醸成を図るため、市内で大会を開催する学校体育行事に要する費用の一部を補助する。			
学校体育選手派遣費補助金 【健康教育課】	○長崎市中学校生徒の課外クラブ（運動部活動）の振興を図り、生徒の体力の向上や健全育成に寄与し、学校体育の充実を図るため、選手派遣費として補助金を支出する。			
中学校部活動地域移行・地域連携 【健康教育課】	○休日部活動の地域移行を推進するため、関係機関との連絡調整・指導助言を行う総括コーディネーターを配置するとともに、教職員の部活動に係る負担軽減並びに休日部活動の地域移行に伴う指導者不足の解消を図るため、部活動指導員を配置し、学校部活動から地域クラブ活動へ平日・休日とも完全に移行した団体に所属する中学生へ活動費を補助する。			
長崎市学校保健会補助金 【健康教育課】	○学校保健・安全及び給食に関する指導の充実を図るため、三師会や保健所、地域社会、学校が一体となって保健衛生の進展のための費用を助成する。			
給食食材等調達事業 【健康教育課】	○平成31年4月から公会計方式へ移行したことに伴い、市が主体となり学校給食費を徴収し、また食材等を購入し学校給食を提供する。 ○令和6年度の学校給食費は、食材価格の物価高騰分について公費負担を行い、保護者負担額を据え置く。			少子化対策
学校給食施設整備事業 【学校給食センター整備室】	○学校給食の課題に対応するため、既存の学校給食施設の集約化を図り、市内3か所に学校給食センターを建設する。 ・令和5年度：中部・南部の学校給食センターの優先交渉権者の決定、事業契約締結、中部の学校給食センターの設計 ・令和6～7年度：中部・南部の学校給食センターの設計、建設			

取組方針 4		キャリア教育の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
観光産業人材育成事業  【観光政策課】	<p>○人口減少が進むなかにあつて、将来の観光産業を支える人材を育成（長崎のまちを支える担い手の育成）し、地域の活性化を図るため、観光教育の一環として日本観光振興協会が実施する「観光教育出前授業」を活用し、長崎の魅力発見により長崎を愛する心（シビックプライド）を醸成し、長崎の未来について考える。</p> <p>・観光教育出前授業の実施 日本観光振興協作成の観光副読本や長崎の観光ガイドブック等を使用し、児童生徒によるグループワークを行い、地域の観光資源を考え、長崎の魅力の発見と発信につなげる。 （1）対象学年 小学5・6年生、中学生 （2）開催時期 1学期又は2学期（授業時数2時間） （3）実施校数 毎年3校程度</p>	←		経済再生
キャリア教育推進事業  【学校教育課】	<p>○長崎の小中学生が、さまざまな分野で活躍している人材との出会いや交流体験、職業に関わる体験などの活動をとおり、自らの生き方や将来の職業生活について考えを深め、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現させようという心を育成する。</p> <p>○長崎市内全ての小学校5年生、6年生を対象に、長崎の「未来のまちづくり」について考える学習を教育課程の中に位置づけ、まちづくりの担い手としての当事者意識を持たせる。</p> <p>10月下旬～11月上旬に「『まちづくり』アイデアコンテスト発表会」を、1月に「『まちづくり』アイデアコンテスト作品展」を実施する。</p> <p>○長崎市内中学生の主催者としての意識や政治参画の意識を高めること、安心して過ごせる学校や地域づくりに貢献する態度を育てることをねらいとし、長崎市中学生議会を実施する。また、令和6年度は、長崎市の中学生がいわき市での交流を通して、広い視野からふるさと長崎の良さを見つめなおすなど、長崎の未来を担う人材となるための資質や能力を磨く目的で、いわき市派遣事業を実施する。</p> <p>○長崎版キャリア教育「未来（ミラ）クル！！長崎プライド育成プログラム」の長崎のまちを支える担い手を育てる目的につながら、長崎県教育委員会の「小中高が一体となったふるさと教育推進事業」に長崎市立小中学校2校が研究に取り組んでいる。</p>			少子化対策
宿泊体験推進事業  【学校教育課】	<p>○豊かな人間性、社会性や郷土愛を育むために、全市立小学校の5年生が日吉自然の家で集団宿泊活動や農業・水産業・ペーロン・トレッキング、恐竜博物館見学など長崎ならではの体験活動を行う。</p>			
「長崎の魅力」発見・発信学習推進事業  【学校教育課】	<p>○ふるさと長崎に誇りを持ち、長崎が持つ世界的な価値を発信できるような児童生徒を育成するために長崎の歴史や世界遺産等を学習し、長崎固有の食文化である卓袱料理を体験する。</p>			少子化対策
取組方針 5		人権教育の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
教職員等研究研修事業  【学校教育課】	<p>○毎年開催される長崎市内人権教育研究会との主催事業「長崎市内人権教育研究大会」において、今日的な人権課題の講演会を行ったり、長崎市教育委員会より研究指定を受けた学校に「人権教育」をテーマとした実践発表を行ったりしながら、現場の教職員の資質向上をめざす。</p>			
取組方針 6		特別支援教育の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
特別支援教育就学奨励事業 <※再掲：G1-1>  【教委総務課】	<p>○特別支援学級の児童生徒の保護者に対して経済的負担を軽減するため、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助する。</p>			
特別支援教育充実事業  【教育研究所】	<p>○特別支援教育の充実、発展に資するため、特別支援学級及び障害のある児童生徒が在籍する通常学級の円滑な運営を支援するとともに、障害についての理解促進のための啓発活動等を行う。</p> <p>・特別支援教育支援員の配置 ・専門家による学校への巡回相談の実施 ・就学前からの切れ目ない支援のための早期支援コーディネーターの配置 ・長崎市教育支援委員会の実施 ・特別支援教育に関する研修会の実施 ・特別支援学級交流活動等の開催</p>			

取組方針 7		不登校対策の充実		
教育相談事業 【教育研究所】	○不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を実施し、学校と連携しながら解決を図るとともに、不登校児童生徒への継続的な個別支援を行い、学校復帰をはじめとした社会的自立に向けた一助となる。 また、スクールソーシャルワーカー活用事業の潤滑な運営及び家庭環境等に課題を抱える児童生徒への質の高い支援に向けた助言を行う。 ・「不登校」についての来所・電話による教育相談及び個別指導の実施 ・教育相談員の配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置			少子化対策
不登校対策事業 【教育研究所】	○不登校児童生徒に対して、個別及び小集団による相談指導を行うことにより、学校生活への復帰を目指し、集団生活への適応能力の回復・育成を図る。 また、不登校児童生徒に適切に対応できるよう、教職員に対する教育相談に関する研修、保護者に対して専門相談員による相談会を実施する。 ・長崎市学びの支援センター「ひかり」の運営 ・不登校等カウンセリング事業の実施 ・校内別室支援員の配置			少子化対策
学びの多様化学校推進事業 【教育研究所】	○不登校児童生徒の学びの機会を保障し、社会性の育成を図るため、特別の教育課程を編成した「学びの多様化学校」の開設を検討する。また、自宅から出られず、学校や関係機関からの支援を受けられない児童生徒に対し、メタバース空間による学びの場の提供や個別相談等による支援の充実を図る。 ・「学びの多様化学校」に係る開校準備 ・メタバース登校		→	少子化対策

個別施策 G1-3	家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります
-----------	--------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	子どもが	家庭、学校、地域の連携によって健やかに育っている。

<b>取組方針 1</b>	<b>青少年育成協議会における事業の活性化</b>
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
青少年健全育成活動費補助金 【こどもみらい課】	○青少年の健全育成のため、各地域で活動に取り組む青少年育成協議会に対し支援を行う。			
子ども会等育成推進事業 【こどもみらい課】	○長崎市子ども会育成連合会及び長崎市青少年育成連絡協議会と連携して子どもの活動の支援を行う。			

<b>取組方針 2</b>	<b>学校と地域の連携の推進</b>
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
心の教育充実推進事業 【学校教育課】	○放課後や授業での外部人材による児童生徒の学力向上や各学校で必要な支援の充実を図るため、学校サポーターや大学生による支援を行う。 ○学校と地域の連携を図るため、道徳の授業を中心とした学校公開を行う。 ○中学校におけるいじめ・不登校・問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を目的として、生徒とその保護者を対象とした学校相談員を配置したり、スクールカウンセラーの派遣を行ったりするなど、教育相談体制の充実を図る。			
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）事業 【学校教育課】	○学校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行う。 ○学校運営について、合議体として教育委員会に意見の申出を行う。			
長崎寺子屋事業 <※再掲：G1-1> 【学校教育課】	○子どもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着を目指し、小学校において通常学習時や放課後（土曜日を含む）、長期休業中を利用して、地域人材や教員志望の大学生等を活用した学習支援活動を実施する。			

<b>取組方針 3</b>	<b>学校と家庭の連携の推進</b>
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
家庭教育充実事業 【生涯学習企画課】	○家庭教育力の向上を図るため、ファミリープログラムを取り入れた子育て講座を充実する。 ○インターネット上の有害情報や危険性から子どもを守るため、長崎市PTA連合会と連携して、スマートフォン等の情報端末機の使い方のルールを定着させる。			

<b>取組方針 4</b>	<b>幼保小連携の推進</b>
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
幼保小連携推進事業 【学校教育課】	○幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続の推進に向け、子どもたちの育ちや学びを連続的に捉えるため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が連携して相互理解や交流を行う。 ・「手引書」及び「リーフレット」の活用、関係研修会の実施 ・「あ・は・は運動」の推進・充実			

個別施策 G1-4	安全・安心に学べる教育環境を整備します
-----------	---------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	子どもが	安全・安心な環境で学んでいる。

取組方針 1	安全・安心な教育環境の確保
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
通学対策事業 【教委総務課・適正配置推進室】	○公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、小学校で2km以上、中学校で3km以上を通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助を実施するとともに、要件を満たす場合にスクール専用交通を運行する。			
大規模改造事業 【学校施設課】	○教育環境の改善を図るため、経年による学校建物内外の消耗・機能低下部分について全面的に改造工事を行う。 ・対象：建築後20年以上			
西浦上小校舎等改築 【学校施設課】	○西浦上小学校は、最も古い校舎が昭和29年に建築され、屋内運動場やプールについても老朽化が進んでいることから、早期に施設全体の再整備を行い、教育環境の改善を図る。 ・令和2～3年度：基本実施設計 ・令和3年度：敷地等測量設計 ・令和3年度：既存プール解体 ・令和3年度：仮設校舎建設 ・令和4～5年度：既存校舎等解体 ・令和5～6年度：新校舎等建設 ・令和7～8年度：既存屋内運動場解体 ・令和8～9年度：運動場等整備			
小島小校舎等改築 【学校施設課】	○小島小学校は、最も古い校舎が昭和5年に建築され老朽化が著しいこと、また、屋内運動場やプールについても老朽化が進んでいることから、早期に施設全体の再整備を行い、教育環境の改善を図る。 ・令和元～3年度：取付道路（仮橋）整備 ・令和元～2年度：代替グラウンド整備 ・令和2～3年度：校舎一部解体 ・令和2～3年度：基本実施設計 ・令和2～3年度：敷地等測量設計 ・令和4年度：護岸・法面改良（運動場側） ・令和4年度：仮設校舎建設 ・令和4～5年度：既存校舎等解体 ・令和5～6年度：護岸・法面改良（校舎側側） ・令和6～8年度：新校舎等建設 ・令和9年度：既存屋内運動場解体 ・令和9～10年度：護岸改良（屋内運動場側） ・令和9～10年度：法面張出歩道整備 ・令和10～11年度：運動場等整備 ・令和11～12年度：取付道路（本橋）整備 ・令和12～13年度：運動場等整備			
西町小校舎等改築 【学校施設課】	○西町小学校は、最も古い校舎が昭和31年に建築され、屋内運動場についても老朽化が進んでいることから、早期に施設全体の再整備を行い、教育環境の改善を図る。 ・令和3～4年度：敷地等測量設計 ・令和3～5年度：基本実施設計 ・令和4年度：既存校舎等一部解体 ・令和4～5年度：法面整備工事 ・令和5～7年度：新校舎等建設 ・令和7～8年度：残校舎等解体 ・令和8～9年度：屋内運動場解体 ・令和9～10年度：運動場等整備			
琴海中校舎等改築 【学校施設課】	○琴海中学校は、最も古い校舎が昭和40年に建築され、プールや武道場についても老朽化が進んでいることから、早期に施設全体の再整備を行い、教育環境の改善を図る。 ・令和3年度：土質調査、登記測量、石綿含有調査 ・令和4～6年度：学校敷地等測量設計、基本実施設計 ・令和6年度：仮設校舎建設 ・令和7年度：既存校舎等解体 ・令和7～9年度：新校舎等建設 ・令和9年度～：運動場整備			

<p>高尾小校舎等改築</p> <p>【学校施設課】</p>	<p>○高尾小学校は、最も古い校舎が昭和33年に建築され、プールについても老朽化が進んでいることから、早期に施設全体の再整備を行い、教育環境の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 : 登記測量、石綿含有調査</li> <li>・令和6年度 : 土質調査、敷地測量調査</li> <li>・令和7年度～ : 基本実施設計</li> <li>・令和9年度～ : 新校舎等建設</li> <li>・令和12年度～ : 運動場等整備</li> </ul>			
<p>小中学校水泳授業における民間プール等活用事業</p> <p>【健康教育課】</p>	<p>○学校プール施設の老朽化を踏まえ、小中学校水泳授業の民間プール等の活用を令和5年度から本格実施し、令和6年度以降も継続実施する。          (令和6年度実施校)          小学校25校、中学校6校 ※小中併設校は小学校に算入</p>			

取組方針 2		学校規模の適正化と適正配置の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
小中学校適正配置推進事業  【適正配置推進室】	○次代を担う子どもたちの教育環境を整えるため、平成29年に策定した長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針に基づき、学校の小規模化や施設の老朽化を踏まえ、学校規模の適正化と適正配置が必要となる学校について、関係する保護者や地域住民を対象に説明会や意見交換会を実施し、学校統合に向けた機運醸成を図る。			



基本施策	G 2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
------	-----	----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	自ら学ぶとともに、学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている。

個別施策 G 2 - 1	学びの場と機会の充実を図ります
--------------	-----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	様々な場所で集い、交流するとともに、ライフステージに応じた学習プログラムや現代的課題・地域課題などを学んでいる。

取組方針 1	市民の学習機会の充実
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
最新テクノロジーに触れる場の創出事業 【DX推進課】	○デジタルに興味を持つ子どもたちのニーズを充足し、学びの場として魅力を実感してもらうため、子どもたちに最新テクノロジー（VR・ARや3Dプリンタ、プログラミングなど）に触れられる場を提供する。	←		少子化対策
親と子の絵本のある暮らしの推進事業 【生涯学習企画課】	○多世代が気軽に立ち寄れる公民館の場づくりの第一弾として、公民館の利用が少ない乳幼児を持つ親達の利用促進を図るため、絵本や児童書を活用した講座を実施する。			
科学館運営事業 【生涯学習施設課】	○科学に関する知識の普及及び科学教育の振興を図ることを目的とし、指定管理者による施設の管理運営を行っている。民間のノウハウを活かした広報活動やイベント（特別展・企画展、科学教室、スターシップフェスタ等）を実施する。			
日吉自然の家運営事業 【生涯学習施設課】	○豊かな自然の中で少年の健全な育成を図るとともに、自然に親しむ機会を提供することにより市民の生涯学習の振興を図ることを目的とし、指定管理者による施設の管理運営を行っている。民間のノウハウを活かした広報活動やイベント（キャンプ、野外活動、山歩き、自然観察等）を実施する。			
市立図書館運営事業 【生涯学習施設課】	○市民の知る権利を保障し、教育や文化の発展を支え、生涯学習の振興を図ることを目的とし、指定管理者による施設の管理運営を行っている。民間のノウハウや専門性を活かした広報活動やイベント（おはなし会、講演会、講座、展示等）を実施する。 ○市立図書館を中心とし、香焼図書館及び各公民館等の図書室（57室）をつなぐ図書館情報システムにより、市内全域で図書館サービスを展開する。			
図書館を使った調べる学習コンクール事業 【生涯学習施設課】	○調べる学習を通じて、児童・生徒等が自ら考え、判断し、表現する力を育むとともに、図書施設の役割を認識し、利用促進につなげるため、「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催する。			
恐竜博物館運営事業 【生涯学習施設課】	○市民の学びの拠点となる博物館を目指し、博物館の管理運営は指定管理者により行い、民間のノウハウによる広報活動、イベント、企画展及び教育養成講座等を実施する。なお、高い専門性を有し、継続性が求められる博物館資料の収集及び調査研究については、市の直営業務として行う。			
恐竜化石等研究調査事業 【生涯学習施設課】	○福井県立恐竜博物館との共同研究事業として、毎年1～2週間程度の発掘調査を行い、剖出（周囲の砂岩等を取り除く作業）・鑑定したのち恐竜博物館において保存、展示する。			

取組方針 2		学生・若者への体験活動支援		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
「長崎×若者」推進事業 【都市経営室】	○「若者が楽しめ、活躍できるまち」とするため、「若者がチャレンジできる場」の創出に取り組む。 ・ながさき若者会議の定着に向けた取組み (挑戦・交流・学びの場の継続した提供)			
若者交流施設整備事業 【都市経営室】	○長崎スタジアムシティ前的高架下において、立地条件や市民及び若者の楽しみに関するニーズ等を踏まえ、「若者が楽しむことができる場」を創出する。	→		経済再生
若者交流施設運営事業 【都市経営室】	○長崎スタジアムシティ前的高架下広場の周知や活用に向けた機運を醸成するとともに、広場の管理運営を行う。	←		経済再生
游学都市・ながさき推進事業 【都市経営室】	○若者をはじめ多くの人々が交流するまちとなるため、長崎地域の大学と連携し、長崎のまち全体が貴重な学びの場となるような游学の地づくりを行う。 ・学生のボランティア活動を支援する学生地域連携活動支援事業 「游学のまちdeやってみゅーで“U-サポ”」の実施 ・長崎のまちの「学びの場」としての魅力向上に資する取組み			経済再生

個別施策 G2-2	能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります
-----------	-------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	学びを通して習得した能力や経験を、地域の学習活動等に活かしている。

取組方針 1	学習活動ボランティアへの活動機会の提供
--------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
生涯学習に関する人材情報の活用 【生涯学習企画課】	○講座や仕事などで習得した知識や経験、技能を有する人材情報の集約に努め、公民館での講師経験者等、個人の自発的な意思によって学習活動等の支援を希望する個人または団体の情報について、「長崎県まなびネット」と連携し、登録した人材をWEB上で公開することで広く人材の活用を図る。	■	■	
公民館支援ボランティアの活用 【生涯学習企画課】	○地域住民の活動拠点となる公民館において、住民参加型の公民館活動のより一層の充実と発展を図るため、地域住民のボランティア意識を高揚させたり、地域課題解決のための活動に参加・参画できたりする仕組みを構築する。	■	■	
図書ボランティアの活用 【生涯学習施設課】	○ボランティア活動を通じて地域社会へ貢献しようとする市民と共に、よりよい図書環境をつくるため、市民と図書館との協働体制を構築する。	■	■	

基本施策	G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
------	----	-----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しんでいる。

個別施策 G3-1	スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります
-----------	------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	日頃から、スポーツやレクリエーションに親しんでいる。

取組方針 1	各種競技団体等との連携
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
スポーツ推進審議会 【スポーツ振興課】	○スポーツ施設の整備・有効活用、スポーツ行事の実施・奨励に関する事など、スポーツの推進に関する基本方策の提言を行う。			
スポーツ推進委員によるスポーツ推進事業 【スポーツ振興課】	○スポーツ推進委員を委嘱し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対するスポーツの実技を指導するほか、行政機関、スポーツ団体等が実施するスポーツイベントの開催運営に協力する。			
社会体育行事開催事業 【スポーツ振興課】	○市民が気軽にスポーツに親しむことができる機会を提供するため、スポーツイベント（市民体育・レクリエーション祭、長崎新春駅伝、各種スポーツ教室、長崎ベイサイドマラソン等）を開催する。			
社会体育行事開催事業（平和マラソン開催検討） 【スポーツ振興課】	○被爆80周年（令和7年度）に平和をテーマにしたフルマラソン大会「長崎平和マラソン」開催の検討を進める。		➡	
長崎市スポーツ協会補助金 【スポーツ振興課】	○スポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進につなげるため、アマチュアスポーツの統括団体である（公財）長崎市スポーツ協会の事業運営に関する費用の一部を補助する。			
長崎市スポーツ少年団補助金 【スポーツ振興課】	○青少年のスポーツ振興、地域社会におけるスポーツを通じた青少年の健全育成を図るため、長崎市スポーツ少年団の運営に要する経費の一部を補助する。			

取組方針 2	スポーツ環境の整備
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
小・中学校体育施設開放事業 【スポーツ振興課】	○市民等がスポーツ・レクリエーション活動を行う場を提供するため、小・中学校体育館・武道場・運動場等の開放を行う。			
学校プール開放事業 【スポーツ振興課】	○児童の体力の向上と健康増進に寄与するため、夏季休業中に学校プールを開放する。			
長崎商業高等学校体育施設開放事業 【スポーツ振興課】	○市民等がスポーツ・レクリエーション活動を行う場を提供するため、長崎商業高等学校の体育施設の開放を行う。			
体育施設整備事業 【スポーツ振興課】	○市営スポーツ施設の環境整備を図ることで、利用者サービスの向上につなげる。			
市民プール施設整備事業 【スポーツ振興課】	○市民プールを適切に維持管理することで、利用者サービスの向上につなげるため、施設及び設備の経年劣化等に伴う維持補修工事を行う。			
インターネット等での情報発信 【スポーツ振興課】	○スポーツに関する情報を広く市民へ周知するため、ホームページ、広報ながさき、ポスター、チラシ、ダイレクトメール等により情報を発信する。 ○スポーツ施設の利用促進や利用調整を図るため、公共施設案内・予約システムにより施設の利用に係る情報を発信する。			

個別施策 G3-2	スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります
-----------	--------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	スポーツへの関心を高めるとともに、全国大会等において高い競技力を発揮している。

取組方針 1	スポーツを通じた地域活性化
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
プロスポーツ応援事業 【スポーツ振興課】	OV・ファーレン長崎と長崎ヴェルカのホームゲームに、小中学生と保護者のペアを招待し、プロチームの試合を間近で見ることで、子どもたちが夢を抱き、スポーツへの関心を高めるきっかけを作る。			経済再生
長崎県スポーツコミッション負担金 【スポーツ振興課】	〇本市においてスポーツコンベンションを開催する主催者及びスポーツ合宿を実施するチーム・団体等に対し、長崎県スポーツコミッションを通じ補助金を交付することで、スポーツの振興並びに地域の活性化を図る。			
長崎スタジアムシティ開業 気運醸成事業 【スタジアムシティ連携推進室】	〇長崎スタジアムシティ開業により、プロスポーツチームの地域定着や、「市民の楽しみ」、「まちの賑わい」、「こどもの学び」など、開業効果が地域経済やスポーツ等あらゆる分野へ波及することをめざし、開業前から「まち全体」の長崎スタジアムシティの開業気運を醸成する。			経済再生

取組方針 2	競技者の競技力の向上
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
スポーツ表彰 【スポーツ振興課】	〇本市のスポーツの普及発展に特に寄与したものとびスポーツで優秀な成績を収めたものを表彰するため、長崎市スポーツ表彰式を開催する。			
社会体育大会開催費補助金 【スポーツ振興課】	〇本市のスポーツの競技力向上を図るとともに市民がスポーツに親しむ機会を提供するため、市内で体育大会を開催する団体に対して、その経費の一部を補助する。			
社会体育選手派遣費補助金 【スポーツ振興課】	〇社会体育の振興を図るため、国際・全国・九州・県下大会に出場する選手(一般)に対し、大会出場に係る経費の一部を補助する。			
社会体育大会出場奨励金 【スポーツ振興課】	〇小中学生及び高校生の競技力の向上等を図るため、国際・全国・九州・県下大会に出場する選手に対し、奨励金を交付する。			
競技力向上対策費補助金 【スポーツ振興課】	〇国体種目に係る競技力向上及びスポーツ普及を図るため、(公財)長崎市スポーツ協会加盟団体が行う競技力向上対策事業及びスポーツ普及指導事業の経費の一部を補助する。			
ジュニアスポーツ競技力向上 対策費補助金 【スポーツ振興課】	〇全国大会等で優秀な成績を収めるため(公財)長崎市スポーツ協会加盟団体が行う強化合同練習、遠征試合、優秀チーム・指導者招致など、ジュニア層の競技力向上対策事業の経費の一部を補助する。			

<b>基本施策</b>	<b>G 4</b>	<b>芸術文化あふれる暮らしを創出します</b>
-------------	------------	--------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	対 象	意 図
	市民が	芸術文化を楽しみ、心豊かに生活している。

<b>個別施策</b>	<b>G 4 - 1</b>	<b>芸術文化に触れる機会を創出します</b>
-------------	----------------	-------------------------

<b>2025年度にめざす姿</b>	対 象	意 図
	市民が	様々な芸術文化に身近に触れている。

<b>取組方針 1</b>	<b>市民が身近に芸術文化に触れる機会の創出</b>
---------------	----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
音楽の魅力発信事業 <※再掲：G 4 - 2> 【文化振興課】	○市民が身近な場所で気軽に音楽を楽しめる機会を創出するため、中央及び地元で活躍する演奏家を、学校やふれあいセンター等へ派遣して行うアウトリーチコンサートや、ホールでのコンサート等を開催する。			
市民参加型舞台公演等開催事業 <※再掲：G 4 - 2> 【文化振興課】	○市民が演劇に触れる機会の創出や演劇への興味関心を高めるとともに、演劇を身近に感じてもらうため、演劇公演招致、子どもを対象にした演劇体験教室、演劇ワークショップ、市民が演劇の台本や音楽をつくり出演する市民参加舞台公演を実施する。			
芸術文化体験教室開催事業 <※再掲：G 4 - 2> 【文化振興課】	○子どもから大人まで芸術文化に触れる機会を創出し、裾野の拡大を図るとともに、若者が楽しめるまちづくりに寄与する。			
Nagasakiまちなか文化祭開催事業 【文化振興課】	○市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会及びまちなかの賑わいの創出を図るため、まちなかを舞台に、音楽・舞踊・演劇・美術展等のイベントを開催する。			
子ども芸術文化体験事業費 <※再掲：G 4 - 2> 【文化振興課】	○子どもと親子を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。			
文化施設整備事業 長崎ブリックホール 【文化振興課】	○長崎ブリックホールを安全安心かつ安定的に運営し、市民の芸術文化活動や芸術鑑賞などに必要となる快適な環境を提供するため、設備の経年劣化等に伴う維持補修工事を行う。			
文化施設整備事業 チトセピアホール 【文化振興課】	○チトセピアホールを安全安心かつ安定的に運営し、市民の芸術文化活動や芸術鑑賞などに必要となる快適な環境を提供するため、設備の経年劣化等に伴う維持補修工事を行う。			
文化施設整備事業 遠藤周作文学館 【文化振興課】	○遠藤周作文学館を安全安心かつ安定的に運営し、来館者の観覧環境及び資料の保存環境を整えるため、設備の経年劣化等に伴う維持補修工事を行う。	↔		
ながさきピース文化祭2025長崎市実行委員会負担金 <※再掲：G 4 - 2> 【ながさきピース文化祭推進室】	○令和7年度に本県で開催される第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）の準備を行い、実施する。		→	

<b>取組方針 2</b>	<b>新たな文化施設の整備に向けた検討</b>
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
新文化施設整備事業 【文化振興課】	○芸術性や専門性の高い公演に対応でき、市民が利用しやすい新たな文化施設を整備する。 ○整備場所である市庁舎本館跡地は、賑わいの誘導を図るまちづくりを進める上で極めて重要な場所であることから、物価高騰といった環境の変化に加え、地域活性化への効果や長崎市の財政負担軽減の観点から、文化施設としての機能に限定することなく、今後、それ以外の機能をも付加した形での利用も視野に入れて、PPP/PFI等の官民連携の手法や仕組みにより民間活力を導入することも含め、改めて検討する。 ・令和元年度：基本構想策定完了 ・令和2～5年度：基本計画策定 ・令和4年度：測量、土質調査 ・令和4～6年度：管理運営計画策定（予定）			

個別施策 G4-2	市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります
-----------	------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	自主的な芸術文化活動を活発に行っている。

<b>取組方針 1</b>	<b>市民参加・普及啓発型事業の展開</b>
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
音楽の魅力発信事業 <※再掲：G4-1> 【文化振興課】	○市民が身近な場所で気軽に音楽を楽しめる機会を創出するため、中央及び地元で活躍する演奏家を、学校やふれあいセンター等へ派遣して行うアウトリーチコンサートや、ホールでのコンサート等を開催する。	■	■	
市民参加型舞台公演等開催事業 <※再掲：G4-1> 【文化振興課】	○市民が演劇に触れる機会の創出や演劇への興味関心を高めるとともに、演劇を身近に感じてもらうため、演劇公演招致、子どもを対象にした演劇体験教室、演劇ワークショップ、市民が演劇の台本や音楽をつくり、出演する市民参加舞台公演を実施する。	■	■	
芸術文化体験教室開催事業 <※再掲：G4-1> 【文化振興課】	○子どもから大人までに、芸術文化に楽しみながら触れる機会を創出し、裾野の拡大を図るとともに、若者が楽しめるまちづくりに寄与する。	■	■	
子ども芸術文化体験事業費 <※再掲：G4-1> 【文化振興課】	○子どもと親子を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。	■	■	
ながさきピース文化祭2025長崎市実行委員会負担金 <※再掲：G4-1> 【ながさきピース文化祭推進室】	○令和7年度に本県で開催される第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）の準備を行い、実施する。	■	■	➔

<b>取組方針 2</b>	<b>市民の自主的な芸術文化活動を活性化する取組み</b>
---------------	-------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
文化振興推進活動事業 【文化振興課】	○専門的知識・経験をもつ芸術アドバイザーを委嘱し、助言や情報提供を受けることで、質の高い事業展開を図る。 ○ブリックホールサポーターを公募し、芸術文化事業をサポートしてもらうとともに、芸術文化に触れる機会を提供することで、芸術文化に携わる人材を育成する。 ○市民が芸術文化に関する情報入手し、参加しやすい環境を整えるため、芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」を開設、運営する。	■	■	
芸術文化活動助成事業 【文化振興課】	○自主的な芸術文化活動の活性化を図るため、市内の文化団体が行う芸術文化事業に対し助成金を交付する。	■	■	
芸術文化大会等出場奨励事業 【文化振興課】	○小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。	■	■	
マダムバタフライフェスティバル開催費負担金 【文化振興課】	○演奏家や主催団体の連携により自主的な芸術文化活動の活性化を図るため、長崎の特色ある芸術文化であり長崎が物語の舞台となっている世界的に著名なオペラ「蝶々夫人」をテーマとしたコンサート及び子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめるイベントを開催する。	■	■	

基本施策

個別施策

H 1	市民との良好なコミュニケーションを図ります
-----	-----------------------

H 1-1	市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます
H 1-2	市民の声を聴き、市政に反映します

H 2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます
-----	-------------------------

H 2-1	市民が主体的に参画するまちづくりを進めます
H 2-2	多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます

H 3	市民に信頼される市役所にします
-----	-----------------

H 3-1	効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います
H 3-2	自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員（職場）を育成します
H 3-3	行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります



基本施策	H 1	市民との良好なコミュニケーションを図ります
------	-----	-----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	さまざまな情報を共有することで、市政への関心を高め、信頼関係を築いている。

個別施策 H 1 - 1	市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます
--------------	-------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	いつでも、どこでも、必要な市政情報を入手できている。

取組方針 1	分かりやすい市政情報の発信
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
広報紙等発行事業 【広報広聴課】	○制度や催し、取組みなど市政全般の情報を広く市民に発信する。 ・「広報ながさき」の発行 ・「声の広報ながさき」の発行			
テレビ・新聞等広報事業 【広報広聴課】	○報道機関の媒体を活用し、市政全般の情報を入手しやすい環境を整える。 ・テレビによる広報 ・ラジオによる広報 ・新聞による広報			
インターネット情報発信事業 【広報広聴課】	○市民及び世界の人々が必要な情報をいつでも、どこでも入手できるよう、インターネットを活用した情報発信を行う。 ・ホームページの運営、見直し ・X、フェイスブックの運営			新市役所創造
長崎魅力発信事業 【広報広聴課】	○市民や市外のかたに長崎に関心を持ってもらうため、インターネットや情報誌を通して長崎のまちの魅力を発信する。 ・民間情報誌「楽」への記事掲載			
広報写真のデジタル化 【広報広聴課】	○長崎の歴史を未来に残し、今後、有効に活用していくため、広報写真として撮影したネガ・ポジフィルムを整理し、必要な写真を選んでデジタル化する。特に施設や風景、行事などの写真については、インターネット上で公開（オープンデータ化）する。 ・令和4年度：ネガ・ポジフィルムの把握・整理 ・令和4年度～：保存すべき広報写真の選定 ・令和5年度～：写真のデジタルデータ化 ・令和6年度～：写真のオープンデータ化			
コールセンター運営 【広報広聴課】	○市民から寄せられる問合せを一元的に受け付け、迅速かつ的確に情報を提供する。 ・長崎市コールセンター「あじさいコール」の運営			
議会広報紙発行事業 【議会事務局議事調査課】	○年4回開催される定例会後に、市議会での議員の一般質問や市長等が提出する議案の審議内容等を市民に知ってもらうために広報紙を発行する。			→
本会議ケーブルテレビ放映事業 【議会事務局議事調査課】	○本会議の様態をケーブルテレビで中継する。			→
本会議インターネット配信事業 【議会事務局議事調査課】	○本会議の様態をインターネットで中継する。また、過去の録画映像の配信を行う。 ○ソーシャルメディア(ユーチューブ、フェイスブック、ラインなど)の活用を図る。			→
本会議中継手話通訳事業 【議会事務局議事調査課】	○本会議中継に手話通訳を導入し、障害がある方にも市議会の活動内容を知ってもらう機会をつくる。			→
議会会議録検索システム運営事業 【議会事務局議事調査課】	○長崎市議会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等の会議内容をインターネット上で公開する。 ・キーワード、発言者、期間等複数の方法での検索が可能			→

取組方針 2		戦略的・効果的な広報展開		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
広報戦略推進事業  【広報広聴課】	<p>○市民に市の施策や情報を分かりやすく伝えるとともに、長崎市の魅力を広く発信するため、長崎市広報戦略に基づいた戦略的・効果的な広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度：広報戦略アドバイザーの配置（令和3年度まで）、長崎市広報戦略の策定、職員の広報への意識改革・人材育成に着手</li> <li>令和2年度：プロモーション用広報ツールの制作</li> <li>令和3年度～：くらしプロモーションの実施 まちづくりのプロモーションの実施（市内向け）</li> <li>令和4年度～：情報発信力が高い民間事業者と連携した情報発信の実施</li> <li>令和6年度：プロモーション用広報ツールの刷新</li> </ul>			新市役所創造

個別施策 H1-2	市民の声を聴き、市政に反映します
-----------	------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	市政に関心を持ち、参画している。

取組方針 1	広聴の取組みの充実・周知
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
市民と市長の対話事業 【広報広聴課】	○市長が地域に伺い、市民から地域の課題や市政への意見を直接聴き、対話を通じて本市の現状について相互に理解を深める。			新市役所創造
パブリック・コメント制度事業 【広報広聴課】	○政策形成の過程における市民等の参画の機会を確保し、市民等の多様な意見、提案等を考慮して政策形成の意思決定を行う。			
市政モニター事業 【広報広聴課】	○市民のニーズ把握や意見聴取を必要とする施策や事業等について、アンケートを実施する。			

取組方針 2	市民の声の共有・公表
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロ ジェクト
		6	7	
市政への提案事業 【広報広聴課】	○市民等からの市政に対する建設的な提案、意見等を広く受け付け、提案等を庁内で共有するとともに、市の考えを公表する。			

基本施策	H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます
------	----	-------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	参画と協働によるまちづくりに取り組んでいる。

個別施策	H2-1	市民が主体的に参画するまちづくりを進めます
------	------	-----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	自ら進んで、まちづくりに取り組んでいる。

取組方針 1	各種団体への支援の充実
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域コミュニティ推進事業 【地域コミュニティ推進室】	<p>○地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けて、地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会等が開催する地域課題の抽出や解決に向けた取組みについて話し合う「地域の話し合いの場づくり」を支援し、まちづくり計画の策定や、地域コミュニティ連絡協議会の設立につなげる。</p> <p>○協議会設立に向けた機運の醸成を図るため、協議会設立を検討している地区の地域の勉強会等へ市内協議会の方にご参加いただき、協議会設立までのことや取り組み内容等について理解を深める機会を提供する「まちづくり実践者派遣講座」を実施する。また、協議会未設立地区を主な対象として、外部講師による講話や参加者同士で意見交換を行う「わがまちみらい勉強会」を開催する。</p> <p>○地域コミュニティ連絡協議会の各地区のまちづくり計画に基づく活動及び運営に対し、財政的な支援を行う。また、地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会が行うまちづくり計画の策定等にかかる会議費等の財政的な支援を行う。</p> <p>○地域コミュニティ連絡協議会の代表者が集まり、意見交換や情報交換を行う「代表者会議」を行う。</p> <p>○協議会設立及び運営支援に必要な知識やスキルを身につけるため、まちづくりを支援する市職員の研修を行う。</p>			新市役所創造
まちづくり活動推進事業 【自治振興課】	<p>○地域コミュニティの核である自治会を活性化するため、長崎市保健環境自治連合会等と連携し自治会加入や活動への参画を促進する。</p> <p>○自治会が広報活動の一環として住民相互の情報伝達の迅速化及び確実化を図るために設置する掲示板の設置費用に対して助成を行う。</p>			
まちづくり活動推進事業 (市民主体のまちづくり活動PR事業) 【自治振興課】・【市民協働推進室】・【地域コミュニティ推進室】	○20代から40代の子育て世代を含む若い世代に対し、自治会、地域コミュニティ連絡協議会、市民活動団体への理解や関心を高めるため、各種団体の取組等を紹介する動画を制作し、SNSやテレビを活用して発信する。	←		新市役所創造
ながさき元気づくり応援助成事業 【自治振興課】	○自治会と様々な地域団体などが連携して実施する新規性・独自性のある取組みの資金調達においてクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、各取組みに対して集まった寄附額に応じ助成金を交付する。	←		新市役所創造
市民活動推進事業費補助金 【自治振興課】	○自治会活動の推進を図るため、自治会が所有する集会所の新築、改築及び補修等を行う自治会に対して助成を行う。			
市民活動センター運営事業 【市民協働推進室】	○ボランティアや市民活動を行っている方、これから活動を始めようと考えている方のための交流拠点施設として設置された市民活動センターにおいて、交流の場や設備の提供、市民活動に関する情報発信など、市民活動の支援を行う。			
市民活動支援補助金 【市民協働推進室】	<p>○市民活動の活性化を目的に、市民活動団体への経済的支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタート補助金（活動開始3年未満の団体への支援）</li> <li>・ジャンプ補助金（1年以上活動している団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるための支援）</li> <li>・人材育成補助金（団体の会員の知識・技術を向上させるための研修費の支援）</li> </ul>			

取組方針 2		まちづくりの担い手創出		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎創生プロジェクト認定事業 【長崎創生推進室】	○まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び特定目標に適合した事業者等の取組みを認定する。			
地域コミュニティ推進事業 【地域コミュニティ推進室】	○地域の人材の育成、担い手同士のつながりづくり、地域運営のノウハウ習得の推進を図るため、地域活動の事例発表を通し参加者同士で意見交換を行う「わがまちみらい情報交換会」を開催する。 ○まちづくりを担う人材を育成するため、市の各所属が実施するまちづくりの講座を「ながさきまちづくり学校」として一体的に発信し、講座の情報を伝わりやすくすることで、まちづくりに関心がある人の受講につなげる。また、受講者同士が、受講後もお互いに学び合い情報共有をするネットワークをつくる。			新市役所創出
まちづくり活動推進事業 【自治振興課】	○自治会運営のために必要な知識等を身につけるための研修（地域づくり担い手研修等）を開催する。			
まちづくり活動推進事業 （自治会デジタル化支援事業） 【自治振興課】	○電子回覧板等の機能を備えた地域交流アプリを導入し、自治会会員同士や長崎市との情報共有等のツールとして活用するモデル事業を実施する。	←		新市役所創出
まちづくり活動推進事業 （ながさき型地域貢献企業等認定事業） 【自治振興課】	○自治会活動等の地域貢献活動に従業員が参加しやすくなるように、休暇制度の創設や市内で地域貢献活動を行うなど、環境を整えた企業等を「地域貢献活動事業所」として認定する。	←		新市役所創出
長崎伝習所事業 【市民協働推進室】	○まちづくりの人材育成とネットワークづくりを目的に、市民が提案したテーマごとに塾生を募集し、塾長を中心に市民と行政が協働で調査研究等を行なう「塾事業」と地域の住民同士をつなぐようなまちづくりリーダーの育成などを行う「つながり事業」を柱とした事業を実施する。			

取組方針 3		地域の活性化		
--------	--	--------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業 【長崎創生推進室】	○産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、メディア、士業、市民で連携しながら長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するため、官民連携組織「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」や庁内推進組織「長崎市人口減少対策推進本部」の運営、移動者アンケート等による人口動向分析等を行う。 ・令和6年度：次期総合戦略策定 ・令和7年度以降：次期総合戦略の進捗管理等（計画期間 令和7～11年度） ※次期総合戦略の計画期間は予定			
地域活性化事業 【中央総合事務所総務課、東・南・北総合事務所地域福祉課】	○総合事務所ごとに、地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組む。 ・【中央】V・ファーレン長崎協働事業、長崎ヴェルカ協働事業（経済再生プロジェクト該当） ・【中央】ふれあいセンターeスポーツ大会 ・【東】桜の魅力を活かしたまちづくり ・【南】南部地区エンタメグルイベント ・【北】琴海・三重・外海ふれあいフェスタ ほか			経済再生
スタジアムシティ連携地域活性化事業 【中央総合事務所総務課】	○2024年10月14日開業予定の長崎スタジアムシティと連携し、市民参加型のイベントを開催するとともに、イベントの発信力を高め、市外からの来訪者も参加できるイベントとし、開業効果を市内外全体へ波及させることにより、地域の活性化を図る。	↔		経済再生
長崎のもぎき恐竜パーク周辺活性化検討事業 【南総合事務所地域福祉課】	○恐竜パークの利用者満足度の向上と来訪者数を高いレベルで維持していくとともに、南部地区の活性化に向けて、相乗効果をより一層高めるための恐竜パーク周辺のコンテンツ磨きと新たな価値の創造に向けた魅力向上策について、地域や関係団体と連携して取り組む。			
過疎地域活性化事業 【香焼、伊王島、高島、野母崎、三和、外海地域センター】	○過疎地域である香焼地区、伊王島地区、高島地区、野母崎地区、三和地区及び外海地区において、地域の住民や団体等が主体となってイベントを開催することで、地域の魅力発信及び交流人口の拡大に寄与し、地域活性化を図るもの。 ・香焼チューリップまつり ・伊王島フェスタ ・高島フェスタ ・のもぎき水仙まつり ・サン・サン・みなみフェスティバル ・鯉・来い祭り   N神浦川河川公園 など			
地域おこし協力隊事業 【伊王島・高島・野母崎・外海・琴海地域センター】	○人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域活性化に意欲のある都市住民を誘致し、定住定着を促すとともに、アイデア等を活かして地域力の維持強化を図っていくため、「地域おこし協力隊」を配置する。			

個別施策 H2-2	多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます		
-----------	----------------------------	--	--

2025年度にめざす姿	対象	意図	
	多様な主体が	お互いの強みを活かしながら、連携してまちづくりに取り組んでいる。	

取組方針 1	協働する仕組みづくり		
--------	------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
民間ソリューションの活用 推進 【長崎創生推進室】	○民間企業が有する資源、機能等を積極的に活用するため、各部局と民間のインターフェイスとなり、コーディネートを行っていくことで、地域経済の活性化、交流の産業化等の推進を図る。			
地域コミュニティ推進事業 【地域コミュニティ推進室】	○安定的かつ持続可能な地域のまちづくりをさらに進めていくため、長崎市が目指す地域の姿や、その実現に向けた支援策などを示した「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト（長崎市地域まちづくり計画）」（地域福祉計画を包含）を推進する。 ○地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けて、地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会等が開催する地域課題の抽出や解決に向けた取組みについて話し合う「地域の話し合いの場づくり」を支援し、まちづくり計画の策定や、地域コミュニティ連絡協議会の設立につなげる。 ○協議会設立に向けた機運の醸成を図るため、協議会設立を検討している地区の地域の勉強会等へ市内協議会の方にご参加いただき、協議会設立までのことや取り組み内容等について理解を深める機会を提供する「まちづくり実践者派遣講座」を実施する。また、中心部の協議会未設立地区を主な対象として、外部講師による講話や参加者同士で意見交換を行う「わがまちみらい勉強会」を開催する。 ○地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会が行うまちづくり計画の策定等にかかる会議費等の財政的な支援を行う。 ○協議会設立及び運営支援に必要な知識やスキルを身につけるため、まちづくりを支援する市職員の研修を行う。 ○「地域コミュニティ推進審議会」を開催し、地域コミュニティ施策の推進について有識者等からの意見聴取を行う。			新市役所創造
市民協働推進事業 【市民協働推進室】	○市民力推進委員会を設置し、市民力（市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力）及び協働の推進に向けた各種施策等についての意見聴取等を行う。			
提案型協働事業 【市民協働推進室】	○市民活動団体等の発想を活かした事業の企画提案を募集し、市民活動団体等と行政が「協働」して、多様な地域課題の解決に取り組む。 令和6年度 ・ナガサキのサカナ魅力再発見事業 （一般財団法人トムテのおもちゃ箱・水産農林政策課） ・医療系国家資格者によるスポーツの大会救護活動とケガ予防・運動能力向上事業（ニュースタ長崎・スポーツ振興課）			

取組方針 2	協働意識の醸成		
--------	---------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
市民協働推進事業 【市民協働推進室】	○職員の協働に対する意識の向上と全庁的な協働の推進を図ることを目的に市民協働推進研修を行う。			

基本施策	H3	市民に信頼される市役所にします
------	----	-----------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市役所が	市民の立場に立って働いている。

個別施策 H3-1	効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います	
-----------	------------------------	--

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市役所が	確かな行財政運営を行っている。

取組方針 1	政策評価の推進	
--------	---------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
政策評価 【都市経営室】	○長崎市第五次総合計画の着実な推進を図り、効果的・効率的な行政運営を推進するため、施策評価、外部評価及び事務事業評価（事前評価）を実施するとともに、分かりやすい評価結果の公表を行う。			

取組方針 2	健全な財政運営	
--------	---------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
官民連携による社会福祉会館機能の確保 【都市経営室】	○市有財産の有効活用、財政負担の軽減等を図りつつ、社会福祉会館が抱える諸課題を解決するため、長崎放送株式会社が実施する本社跡地活用事業に社会福祉会館敷地を含めることにより、この事業により整備される施設内に新たな社会福祉会館機能を確保する。 （想定スケジュール） ・令和4～5年度：事業計画、基本・実施設計 ・令和6年度～：建設工事 ・令和8～9年度：引渡			
中期財政見通しの作成 【財政課】	○現行の制度や国の試算等を前提とし、社会情勢に応じた市税や普通交付税などを見込むとともに、今後想定される事業費の増減の要素を推計し、作成年度の翌年度から5年間の期間についての試算を行う。 ○見通しの時点修正を毎年度行い、市債残高及び公債費を管理し、健全で持続可能な運営に取り組む。			
外郭団体等の見直し 【行政体制整備室】	○外郭団体等の状況を踏まえ、市の財政的・人的な関与を見直す。			
ネーミングライツ事業 【資産経営課】	○市有施設等の命名権を与えることで対価を得るネーミングライツ制度を導入する。 令和4年度：ネーミングライツ制度導入 令和5年度以降：継続的なネーミングライツパートナーの募集			新市役所創造

取組方針 3		未収金対策の強化			
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト	
		6	7		
未収金対策  【収納課・特別滞納整理室】	○徴収一元化債権(※)の収納率のさらなる向上を図る。 ・早期の財産調査や給与差押等の強化を行う等、滞納への初期対応に重点を置き、現年度課税の収納率を確保する。 ・相続人不存在や法人解散の場合など、執行停止により直ちに納入義務を消滅させることができる案件について整理を行う。 ※市税以外の公的債権のうち市税の例により差押等の滞納処分ができるものについて、一元的に徴収している債権。対象は市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の5つ				
市税等の収納・徴収業務に係る包括的な委託の導入  【収納課】	○市税等の徴収一元化債権に係る収納、徴収業務のうち判断を必要としない作業的業務を委託することで、職員が専門的知識のもと進める業務(納付折衝、処分など)に専念できる効率的な体制を整備し、令和7年度決算時に令和4年度決算と比較して徴収率を1%(税収約5億円)増とする。 【主な委託内容】 ・徴収業務：督促状、催告書の打出し・発送、財産調査に係る文書作成補助・発送など ・収納業務：還付通知書等の送付、口座振替の受付など ・共通：受電初期対応、窓口収納対応	⇔		新市役所創造	
徴収率向上に向けた組織見直し  【収納課】	○徴収一元化債権について、徴収体制と職員の業務分担を見直し、徴収事務の専門性を高め、効率的な徴収体制を構築することで、令和4年度決算と比較して令和7年度決算時に徴収率を1%(税収約5億円)増とする。 ・一連の業務を一人で実施する「担当完結型」から「分業制」とすることで職員が行う業務の専門性を高めるとともに、新規滞納者への対応を一層強化する。	⇔		新市役所創造	
相続財産清算人を活用した固定資産税等の徴収  【特別滞納整理室・収納課】	○納税義務者死亡後の相続人不存在による徴収困難な固定資産税等について、死亡した納税義務者が財産を持っている場合、換価価値があるものは相続財産清算制度を活用し、相続財産清算人に売却してもらうことで滞納税の徴収を図る。 令和5年度～10年度 ・換価価値の高いものについて、相続財産清算制度を活用し売却				
初期未納対策  【収納課】	○滞納者の電話番号把握のため、ナンバーディスプレイ対応電話機を購入する。電話番号の把握により、早期に接触できる滞納者を増やすこと、また、納付お知らせセンターからの架電につなげていくことで令和4年度決算と比較して徴収率1%増を図る。また、現年度課税分の徴収強化のため、督促状発送後の段階で電子照会(pipitLinQ)等により預貯金調査を行う。	⇔			
未収金対策  【特別滞納整理室】	○健全な財政運営を目指すため、債権管理条例に基づき、適正かつ効果的な債権管理体制を構築し、債権回収を徹底する。 ・回収困難事例の相談体制整備及び法的措置案件の一括管理(法的措置による債権回収の実施、相談体制の整備) ・全庁的な債権管理の技術向上に向けた取組み(債権管理マニュアルの整備、職員研修の実施)				
債権回収業務委託  【特別滞納整理室】	○弁護士法人へ、連帯保証人を含めた定期的な催告事務、訪問徴収事務、所在不明者及び相続人調査、分納管理事務にかかる収納事務を委託する。 ・債務者数が多く、所管課で催告等を行ってもなお、接触が困難で回収につながりにくい債権(非強制徴収公債権及び私債権)について、法的措置を行う前に弁護士法人へ回収業務を委託し、効果的な催告事務等を行うことで、早期に効率的な債権管理(回収・緩和)を図る。 ・R6年度は収入未済額が多く、個別の対応が煩雑で回収につながりにくい債権(生活保護費過払返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅家賃等)について業務委託を行う。	←		新市役所創造	



取組方針 4		公共施設の見直し		
--------	--	----------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
市庁舎本館・議会棟解体事業 【庁舎管理課】	○新市庁舎の建設に伴い、不要となる旧庁舎のうち、本館・議会棟を解体する。 ・令和4年度：契約締結 ・令和5～6年度：解体工事	→		
市庁舎跡地再整備等事業 【庁舎管理課】	○旧市庁舎別館跡地に都市公園及び公用車等駐車場を整備する。 ・令和4年度：公用車等駐車場設計 ・令和5～7年度：別館解体工事 ・令和7～9年度：公用車等駐車場建設工事 ・令和9年度：都市公園建設工事			
公用車等駐車場整備事業 【庁舎管理課】	○市庁舎の建設に伴い、必要となる公用車等駐車場を建設するために旧地区労働会館を解体し、駐車場を整備する。 ・令和4年度：解体・駐車場設計、擁壁設計、石綿含有調査等 ・令和5年度：解体工事 ・令和6年度：駐車場整備工事	→		
公共施設マネジメント推進事業 【資産経営課】	○公共施設の適正配置を推進する。 ・平成27～令和4年度：地区別計画の策定 ・令和5年度以降：地区別計画に基づく公共施設の適正配置の推進			新市役所創造

取組方針 5		近隣自治体との広域連携の推進		
--------	--	----------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎圏域における広域連携推進 【都市経営室】	○平成28年度に本市と長与町及び時津町の間で締結した「長崎広域連携中枢都市圏連携協約」に基づき策定した第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン（令和3～7年度）について、圏域全体が活力に溢れ、人々が「住みたい」、「住み続けたい」と思える魅力ある都市圏の形成のため行う事業の実施状況及び成果指標の推移を踏まえ、取組内容の充実を図る。			

個別施策 H3-2	自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員（職場）を育成します
-----------	--

2025年度にめざす姿	対象	意図
	職員が	常に市民視点で考え、変化を恐れず、積極的にチャレンジし、組織の成果に貢献している。

取組方針 1	人材の確保と育成の推進
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
デジタル化推進を担う職員の育成事業 【DX推進課】	○デジタル化推進のキーパーソンとなる職員を育成するため、オンライン動画学習サービスを活用し、必要な知識を取得し、スキルアップを図る。 また、アウトプットする場を設け、知識の定着や活用事例の共有を図る。 ○デジタルに関する知識・技術・能力を明確にし、職員全体のデジタルリテラシー向上のための研修や取組みを効果的に実施する。 ○データを解析するBIツール等を導入し、政策立案の確度向上のためのデータ利活用実践研修等によりデータ利活用人材を育成する。			新市役所創造
ミライの職員PR事業 【人事課】	○2040年問題（働き手不足）の兆候が見えており、優秀な職員を採用するにあたり、企業や公共団体間で競争となっている。長崎市役所で働く魅力を効果的に伝えることで、意欲ある採用試験応募者を多く募り人材確保につなげる。 ○具体的には、ホームページ・SNS・紙面など様々な媒体を活用した広報を実施する。			新市役所創造
U・I・Jターン職員採用試験の実施 【人事課】	○民間企業等で一定の勤務経験がある者を採用することにより、さらなる多様な人材の獲得を目指すとともに、職員採用の面からも長崎市への移住定住の促進を図るため、長崎市へのU・I・Jターンを希望する者を対象とした、採用試験を実施する。			新市役所創造
マネジメント力向上研修・キャリアデザイン研修の実施 【職員研修所】	○社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりを進めるため、監督職のマネジメント力向上研修に外部講師を招聘し、研修プログラムの強化を図るとともに、監督者になる前の一般職員を対象としたマネジメント研修を実施する。また、高齢期職員の多様な知識や経験を職場の人材育成に生かすことができるよう、自身のスキルを整理するキャリアデザイン研修を実施する。			新市役所創造
働き方改革等のマネジメント力向上にかかる研修の実施 【職員研修所】	○職員のワークライフバランスを保ちながら、更なる活躍ができる職場風土をつくるために、管理職を対象とした働き方改革等のマネジメント力向上にかかる研修を実施する。			
採用試験の見直し 【人事課】	○民間企業を含めた人材獲得競争の激化に対応するため、受験要件の見直しや試験の新たな手法を検討する。			新市役所創造
採用広報ツール制作等事業 【人事課】	○民間企業を含めた人材獲得競争の激化に対応するため、採用情報のPRを強化し、積極的な人材獲得を進める。特に、動画等も活用し、長崎市で働く魅力や働くイメージが伝わるデザイン性の高い採用ホームページを制作することで、受験者の増加を図るとともに、採用後のミスマッチ等を防止する。		→	新市役所創造

取組方針 2	職場環境の整備
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
職場改善支援事業の実施 【人事課】	○市役所の仕事の生産性を高めて市民サービスの向上を図るため、職員意識調査により職場の課題を洗い出し、職員の意識向上や職場改善につながる取組みを計画・実践することにより、働きやすい・働きがいのある職場づくりを行う。	→	検討中	新市役所創造

取組方針 3	職員の成果の評価への反映
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
人事評価制度に係る評価者研修 【人事課・職員研修所】	○評価者である管理職の評価能力を強化するため、評価者研修を行う。			新市役所創造

個別施策 H3-3	行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります
-----------	----------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市役所が	ICTを効果的に活用し、市民の利便性向上及び業務の効率化が図られている

取組方針 1	行政手続きのオンライン化の推進
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
公開型GISシステムの拡充 【DX推進課】	○令和4年度に運用を開始した「公開型GIS（ながさきマップ）」に掲載する情報を拡充し、市民や事業者に対して、いつでも、どこでも、わかりやすく、正確な情報提供を行う。			
行政手続オンライン化推進事業 【DX推進課】	○市民や事業者が市役所に来庁することなく、様々な行政手続を自宅や会社などからパソコンやスマートフォンで行えるようにするため、効果が高い行政手続から計画的にオンライン化を進める。また、受け付けた申請データの処理や結果の通知などの事務処理をデータで一貫して処理を行う仕組みを構築し、行政運営の簡素化、効率化を図る。 ・令和5～7年度：オンライン化対象手続の拡大			新市役所創造
スマホサロンの推進事業 【DX推進課】	○地域におけるコミュニティなど身近な場所で、デジタル技術を利用できない人をサポートする仕組みが構築されている状態を目指し、スマホサロンサポーターの養成と派遣を行う。			
収入申告事務のデジタル化 【建築総務課】	○市営住宅の収入申告事務のデジタル化により、事務の効率化を図る。			
住宅リフォーム補助金手続きのデジタル化 【住宅政策室】	○ITを活用した住宅リフォーム補助金等の手続きのデジタル化を検討する。			
公金支払方法のキャッシュレス化推進（窓口） 【行政体制整備室】	○長崎市DX推進計画に掲げるスマート市役所を実現するため、証明手数料をはじめとした現金徴収に際して対応端末の導入により支払方法のキャッシュレス化を推進する。 ・令和6年度：6地域センターにおいて設置（西浦上地域センター、滑石地域センター、小ヶ倉地域センター、東長崎地域センター、三和地域センター、琴海地域センター） ・令和7年度以降：その他窓口（地域センター等）において設置検討			新市役所創造
個人住民税の地方税統一QRコード対応 【市民税課】	○個人住民税の普通徴収に係る納付書について、QRコードを印刷し地方税お支払サイトやスマートフォン決裁アプリなどからの納付を可能とすることで、納税者の利便性の向上を図る。（令和7年1月開始予定）	←→		新市役所創造

取組方針 2	システムの標準化
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
情報システム標準化・共通化事業 【DX推進課】	○住民基本台帳や個人住民税など国が定める20業務を処理する基幹業務系システムについて、国が目標とする令和7年度末までに、政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ計画的に移行する（ただし、国が認める一部の移行困難システムは令和8年度末までに移行する）。移行に当たっては、標準的な業務フローを参考に全庁的な業務改革に取り組んでいく。 ・令和5～8年度：システム移行（順次）			

取組方針 3		ICTを活用した業務効率化の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
先端技術・サービス検証事業 【DX推進課】	○進展するデジタル技術により創出される新たなサービスや技術のうち、都市や行政のデジタル化への活用が見込めるものについて、まずやってみる（使ってみる）ことで、事前に性能や効果を検証し、導入や実装までのスピードアップを図る。			
RPAによる業務効率化事業 【情報統計課】	○パソコン操作の中で、定型的であり繰り返し作業が多い業務について、職員の負担軽減と作業時間の短縮のため、令和元年度から導入しているRPA（Robotic Process Automation「ロボティック・プロセス・オートメーション」）による自動化の対象業務を拡大し、作業時間を削減する。また、削減された時間で、市民サービスの向上を図る。			
ICT活用業務効率化推進事業 【情報統計課】	○新市庁舎移転を契機に新たな働き方のひとつとして、無線LANを活用し、場所にとらわれず業務を行うことなどを可能とするとともに、事務用パソコンを自宅に持ち帰り在宅勤務を可能とする。			
庁内ネットワーク運営事業 【情報統計課】	○市民・事業者との円滑な協議・相談の実施や職員同士でいつでもどこでもWEB会議やペーパーレス会議を開催できるなど、業務の効率化を促進する環境を整備する。このため、新市庁舎において職員専用のWi-Fi環境の運用やノートパソコンの調達に加え、Office365等の活用により、自席以外でも業務を行える体制を促進していく。また、テレワークへの柔軟な対応が可能となるよう、デスクトップ型のパソコンを順次ノート型へ入替を行う。 ・事務用ノートパソコンの調達 ・出先機関のWi-Fi整備			新市役所創造
契約事務のデジタル化（電子契約システム） 【契約検査課】	○電子入札システムで落札者決定後、契約締結までの一連の業務をシステム化することで、事業者と職員の業務効率化を図る。 ・令和4年度：実証実験・導入検討 ・令和5年度：運用開始 ・令和6年度以降：拡充検討			
施工管理のデジタル化（情報共有システム） 【検査指導室】	○工事の施工管理に係る協議文書や検査書類等について、情報共有システムを利用することで、事業者と職員の業務効率化を図る。 ・令和6年度：運用開始 ・令和7年度以降：拡充検討			
取組方針 4		オープンデータの推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
都市のデジタル化推進事業 【DX推進課】	○スマートシティの実現を目指し、令和3年度に長崎県が整備した県下統合の都市OS（データ連携基盤等）を利用し、オープンデータをはじめとする様々なデータを活用した新たなサービスの創出や地域課題の解決に向け、企業や大学等と連携して都市OSの活用方法を検討していく。			新市役所創造
オープンデータ推進事業 【情報統計課】	○市政の透明性・信頼性の向上、市民協働の促進、新産業の創出・経済の活性化及び市民の利便性向上のため、行政保有のデータについて、オープンデータとしての公開を拡充する。 ・令和7年度：150件			